長門市



都市計画マスタープラン



平成 27 年 3 月
令和８年11月（一部改定）
長門市



自信と笑顔にあふれた元気都市　ながと
～　自然と文化の恵みを活かした　長門だからできる豊かな暮らしを目指して　～



近年の急速な人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢の変化は、本市に限らず全国的にまちづくりへの大きな転換を迫っています。

国においては、持続可能な都市を実現するため、従来の拡散型から集約型都市構造へ再編することを方向づけており、法律や制度改正などの様々な対策を講じています。

こうした背景から、本市においてもまちづくりの課題や市民ニーズの多様化を踏まえ、本市にふさわしい集約型都市構造への取り組みを検討していくことが必要となっています。

長門市では、合併から10年が経過いたしましたが、これまで市の魅力を十分に発揮した一体的なまちづくりの方向性を示すものがなく、このたび市全域を対象としたまちづくりの指針を策定することとしました。

都市計画マスタープランは、市政運営の指針である「第一次長門市総合計画」を踏まえ、20年後の将来の都市像を描き、それに向けた都市づくりの基本的方針を示すことで、市独自のまちづくりを進める道しるべとなるものです。

今後は、このマスタープランの考えに基づき、豊かな自然とこれまで先人の築いてこられた文化や歴史を融合したまちづくりを計画的に進め、本マスタープランの都市の将来像である「自信と笑顔にあふれた元気都市　ながと」の実現に向けて、市民や関係団体と協働して取り組んでまいります。

最後に、本マスタープランの策定にあたり多大なご尽力を賜りました長門市都市計画マスタープラン策定委員会委員のみなさま、アンケート調査等でご協力いただきました多くの市民のみなさま、並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

長門市長　大西　倉雄

□ 目 次 □

1　都市計画マスタープランについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（1）都市計画マスタープランの役割と位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（2）対象範囲と目標年次 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（3）マスタープランの策定の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2　長門市の特性と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2－1　都市の現況と特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2－2　上位計画による位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（1）長門市総合計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（2）山口県都市計画基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（3）長門都市計画区域マスタープラン(県策定) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2－3　まちづくりの課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（1）都市の基本的な課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（2）都市計画上の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
3　都市づくりの基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
3－1　都市づくりの基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
3－2　都市の将来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
3－3　将来フレーム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3－4　将来地域構造 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（1）土地利用の基本構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（2）ネットワークと拠点の配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
4　全体構想 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
4－1　拠点整備の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（1）中心拠点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（2）観光拠点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（3）中心エリア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
（4）地域拠点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（5）生活拠点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
4－2　土地利用の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（1）市街地の土地利用方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（2）用途白地地域における土地利用方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（3）都市計画区域外における土地利用方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
4－3　交通体系整備の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
（1）交通体系整備の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
（2）地域交通網の整備方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
（3）都市計画道路の整備方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
（4）公共交通網の整備方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
（5）歩行者･自転車等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
4－4　自然環境の保全･公園緑地の整備方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
（1）自然環境の保全の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
（2）公園･緑地の整備方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
（3）都市景観形成の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

４－５　下水道の整備方針 ・・・

1　都市計画マスタープランについて

（1）都市計画マスタープランの役割と位置づけ

➢都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と言う。

当計画は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区のあるべき「まち」の姿を定めるものである。

ただし、当計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものであるため、計画策定後すぐに法的強制力を有するものではないが、市の都市計画に関わる法制度や事業等は当マスタープランの内容に即した計画及び変更を行う必要があり、まちづくり（都市計画）における市の最上位計画として位置づけられる。

➢おおむね20年先を見通して策定

都市計画マスタープランは、将来の市の姿を見通した計画づくりとするため、目標年次を概ね 20 年後に設定する。

➢ 都市計画の目標や、新しい時代の市民生活を実現していくための取り組みの方針を示す

計画内容としては、現況分析に基づいた課題を抽出し、今後の市の目指すべき都市像を構築し、都市計画の目標や新しい時代に対応した市民生活を実現していくためのまちづくりの取り組みの方針を示す。

➢市民のみなさんの意向を反映した計画

都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民のみなさんの意向を反映することが求められるため、市民意向を把握するための方策が必要となる。

➢上位計画との整合

都市計画マスタープランは、山口県が策定した都市計画区域マスタープランや、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想（総合計画等）に即したものとする必要がある。

（2）対象範囲と目標年次

①対象範囲

本市は、長門、三隅が長門都市計画区域に属しているが、日置や油谷は都市計画区域外となっている。

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであることから、原則的に都市計画区域を対象範囲とされているが、本市においては、合併後のまちの一体性や地域間の相互連携等をめざすことから、市全域を全体構想の対象範囲と設定する。

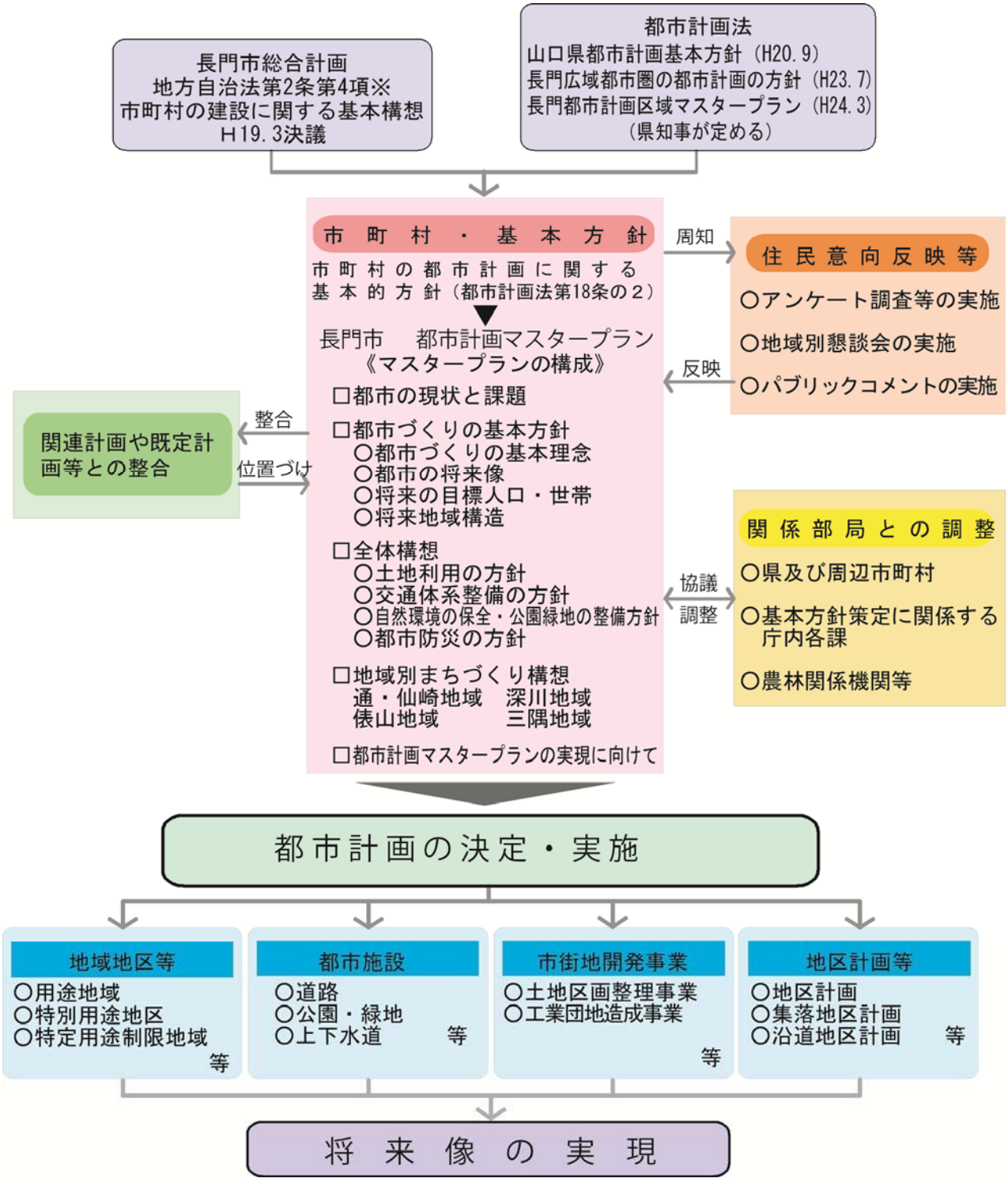
ただし、地域別まちづくり構想については都市計画区域内のみを対象とする。

②目標年次

本マスタープランは、概ね 20 年後の将来を見据えたまちづくりの方針を示すこととなっており、平成 47 年を目標年次としたまちづくりのビジョンを示す。

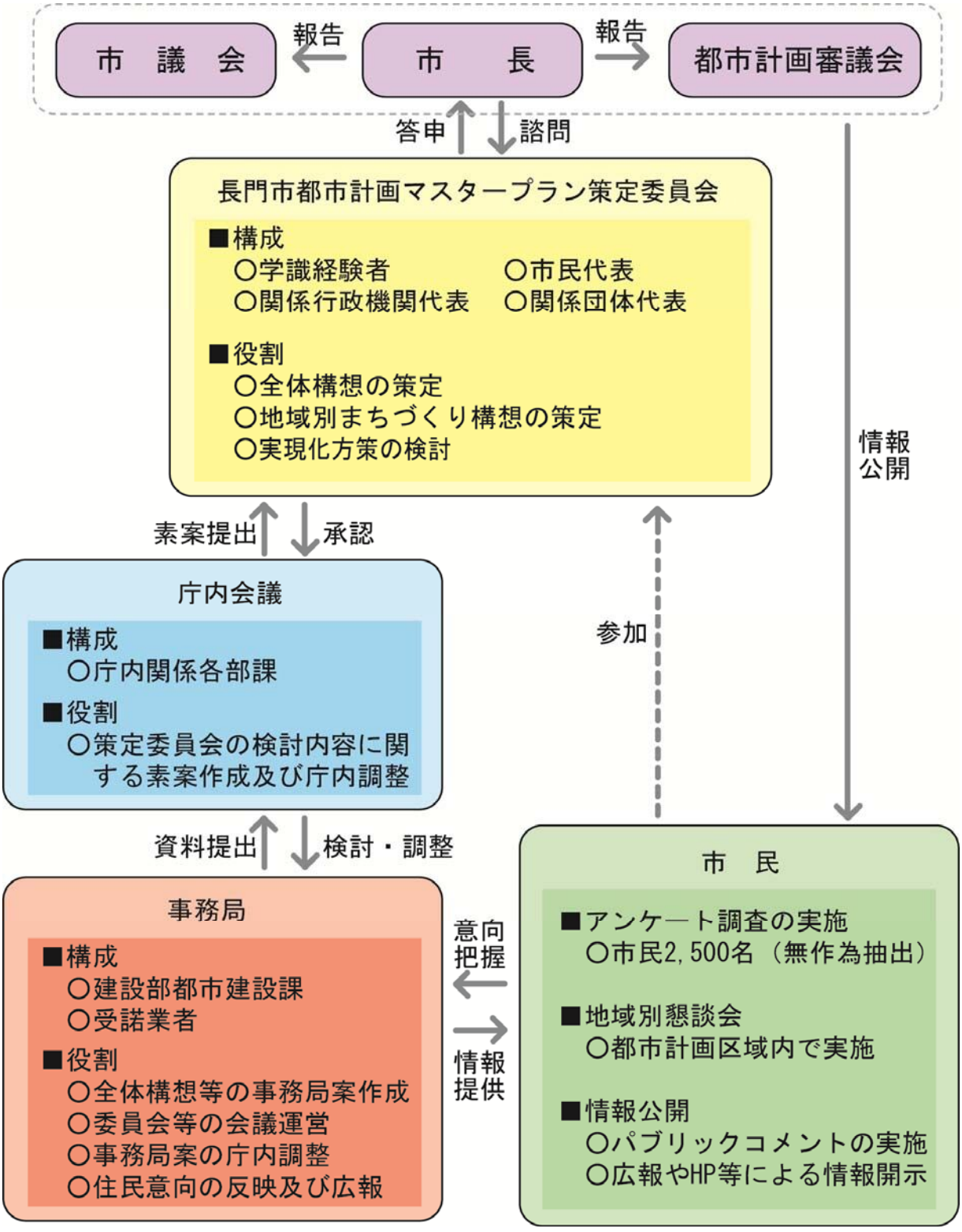
また、10 年後となる平成 37 年を中間年次として設定し、内容の見直し等を行う。ただし、社会経済情勢の変化によって都市づくりの方針を変更せざるを得ない場合には、必要に応じて本マスタープランの修正を行うこととする。

■都市計画マスタープランの法的位置づけ



（３）マスタープランの策定の流れ

■策定体制



2　長門市の特性と課題

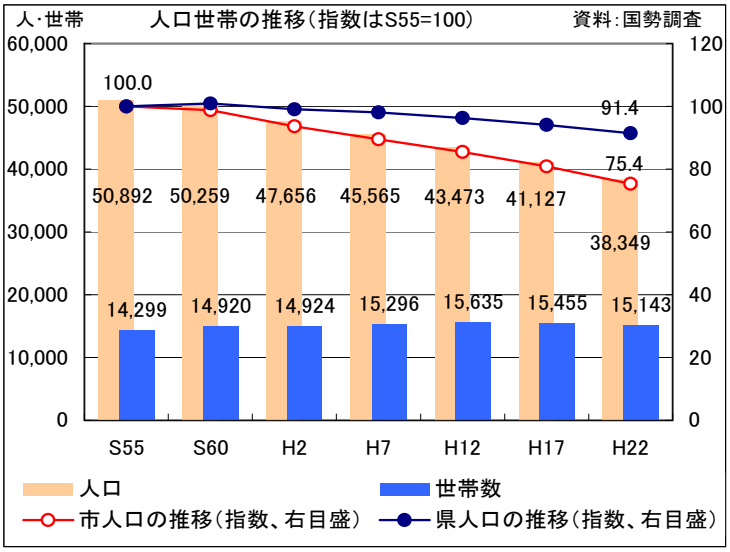
2－1　都市の現況と特性

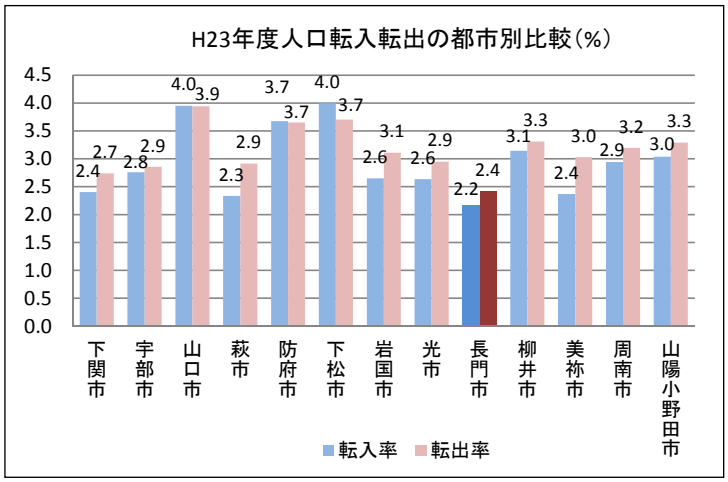
●人口の減少と高齢化傾向

・本市の人口は、山口県平均を上回るかたちで減少傾向が続いており、近年は少子高齢化の進行に伴ってその傾向は強まっている。また、高齢化率はすでに 35%に達しており、今後も 45%前後まで上昇すると推計されている。

・この傾向は、若年層が就職、進学に際して市外へ流出し、そのまま市へ戻ってこないことが要因のひとつとなっている。

・その背景としては、市内に高等教育機関がないこと、働く場所が限られていること、賑わいや交流の不足から都市の魅力に欠けることなど、若年層にとって長門市で生活していくことを選択しない（できない）ことがあげられる。

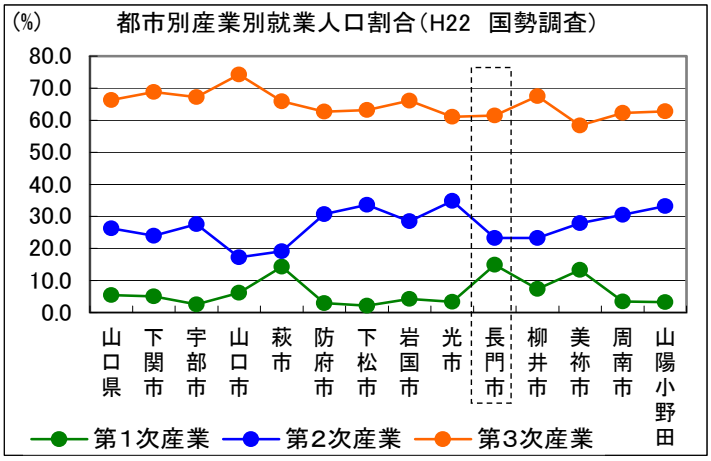


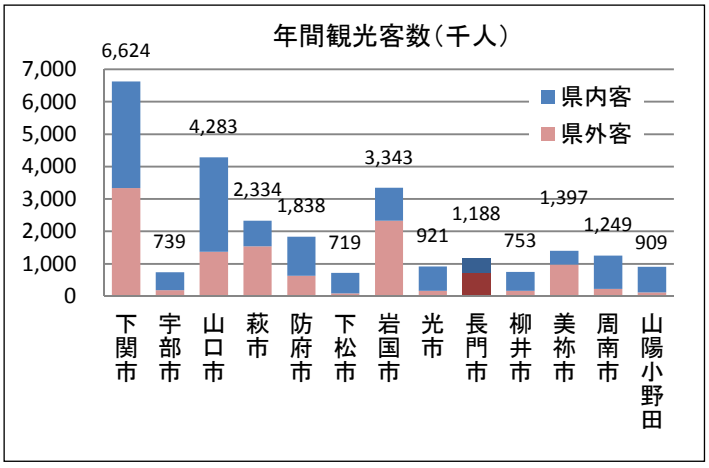


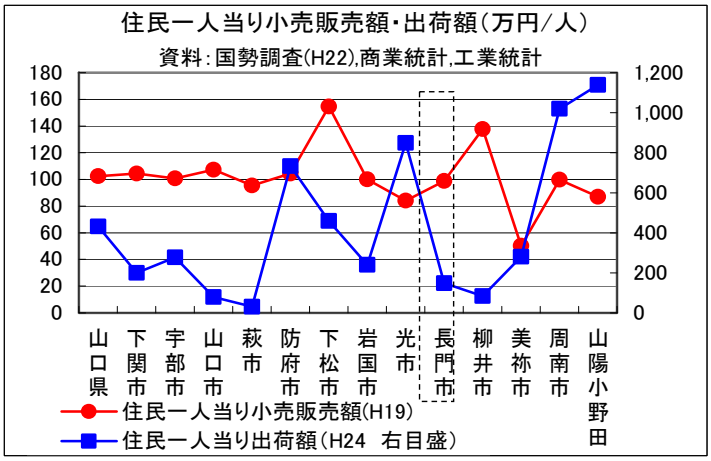
●第一次産業と観光が主要な産業

・本市の主要な産業は、農林水産業の第一次産業と、温泉や個性ある自然資源を生かした観光となっているが、第一次産業の低迷や観光入り込み客の減少など活力が失われる傾向にある。

・製造業は、仙崎かまぼこを代表とする食品加工業が中心であり、機械工業などの立地は少なく、また商業も食料品や日用品など最寄性店舗が中心で広域的に集客するような店舗の立地は少ない。

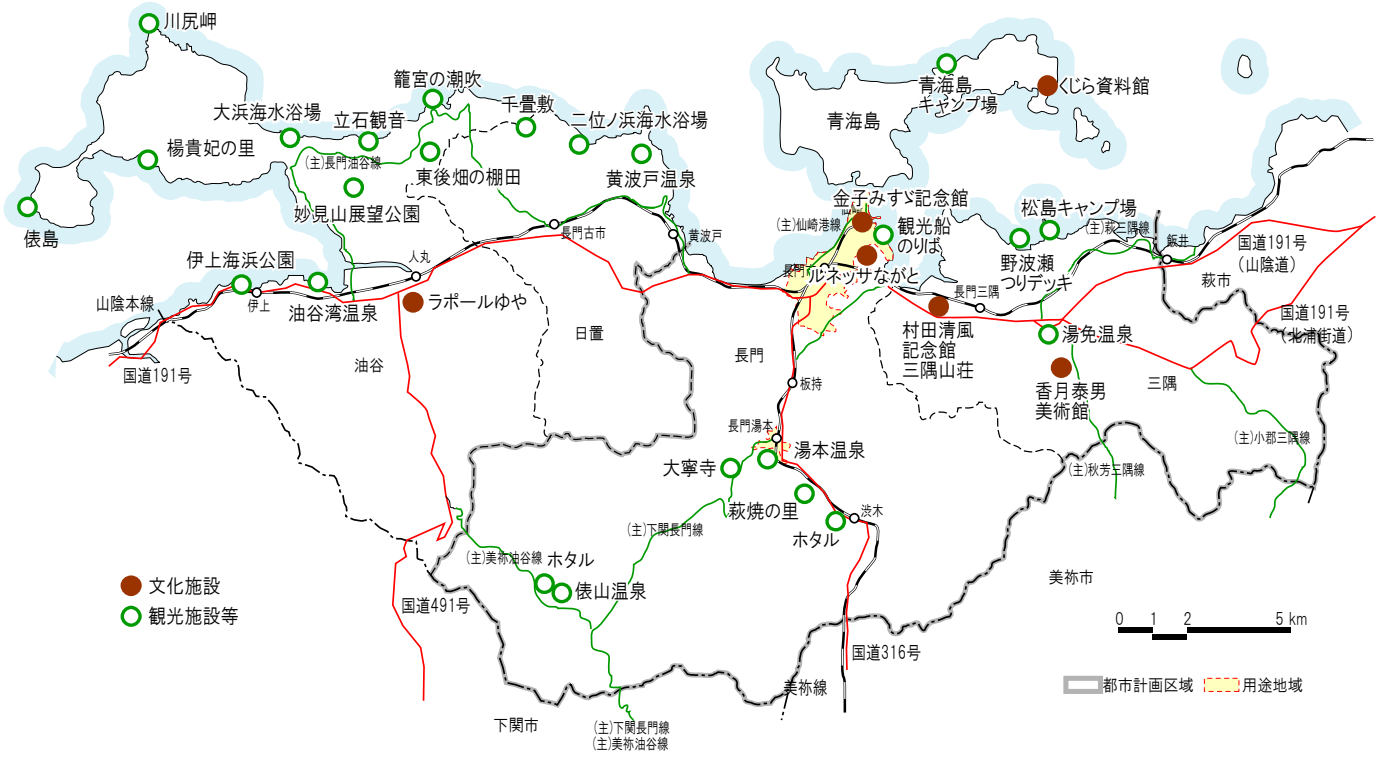






●広大な市域と豊かで変化に富んだ自然や歴史文化資源

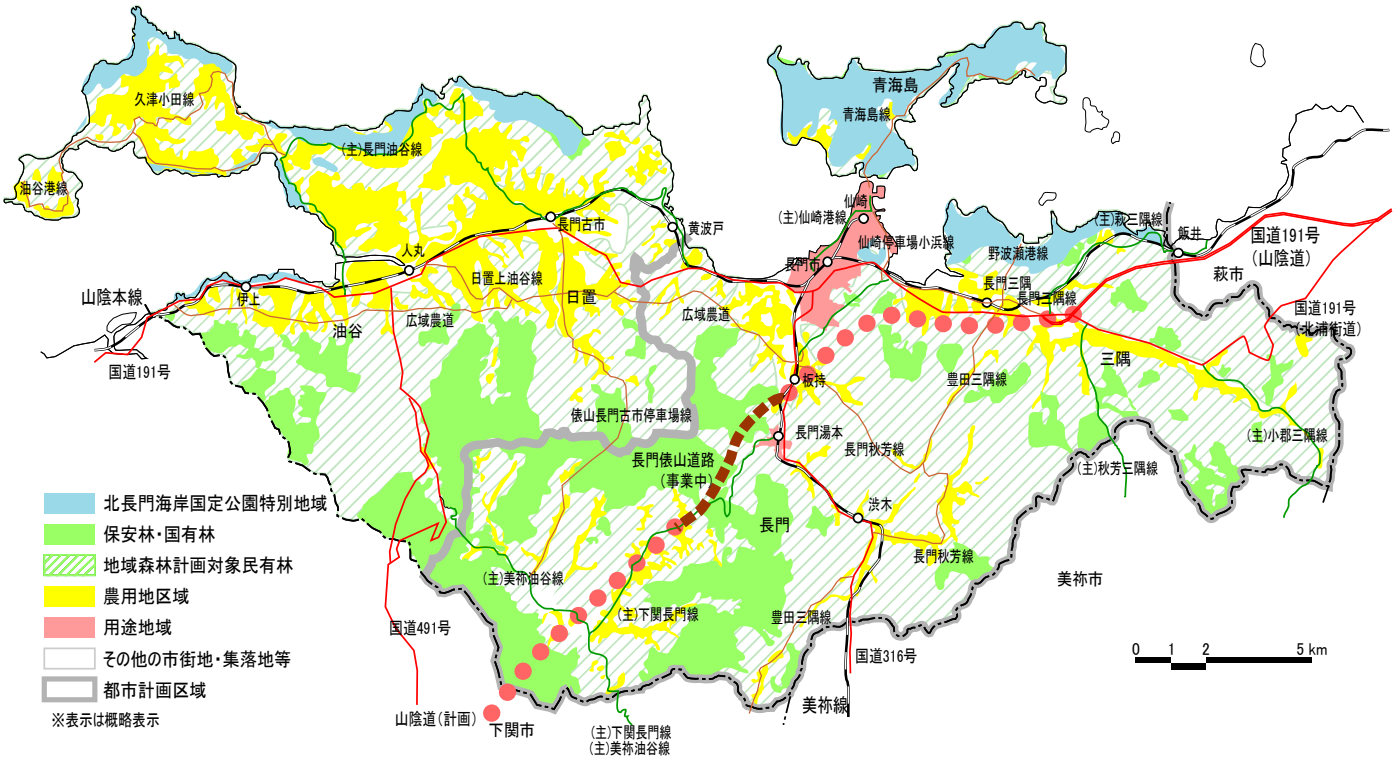
- １市３町の合併により誕生した新たな長門市は、東西 40km、南北 20km に及ぶ市域を擁し、日本海に面する海岸線から中国山地西部の山間部にいたる変化に富んだ地勢と、市街地、漁業集落、農業集落、山間部集落、棚田、山林などからなる多様な土地利用が行われている。
- 市内には北長門海岸国定公園が指定された海岸や棚田、市内河川に生息するゲンジボタルなどの豊富な自然環境を有しており、本市を特徴づける貴重な観光資源・景観資源となっている。
- 北前船や長州捕鯨の拠点としての歴史や長門出身の文化人、山間部には山陰地域有数の温泉地など、個性豊かな歴史文化に恵まれている。



●広域交通網整備の遅れ

・本市の主要道路網は、海岸線に沿った国道 191 号と市の中央部を南北に縦断する国道 316 号を軸に、これに接続する国道 491 号、主要県道、一般県道及び広域農道より構成されている。

・高規格道路である山陰道は、萩市と三隅を結ぶ区間で開通しており、現在国道 316 号と俵山地区を結ぶ区間において『長門俵山道路』が建設中であるが、山陽道などとの接続路線は未整備である。

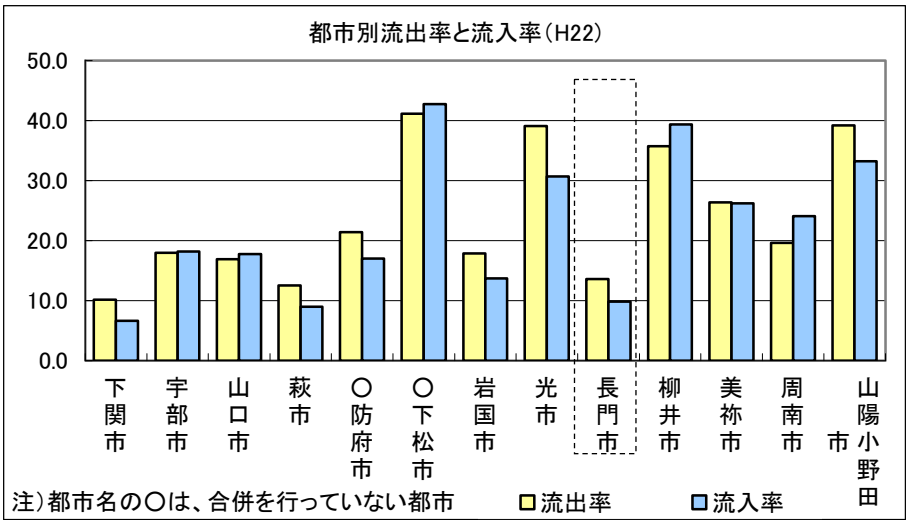


●周辺都市との交流が少ない

・本市の通勤通学、日常的な買物などの生活行動は、市内で完結する動きが大きな割合を占め、周辺都市との流出、流入は少ない。

・地理的、地形的な条件や交通条件などが地域間交流の妨げになっている面がある。

・山陰地域西部に位置するが、都市間の連携や地域の統一したイメージ形成、特産品などなどは十分ではなく、外に対するアピールも弱い。

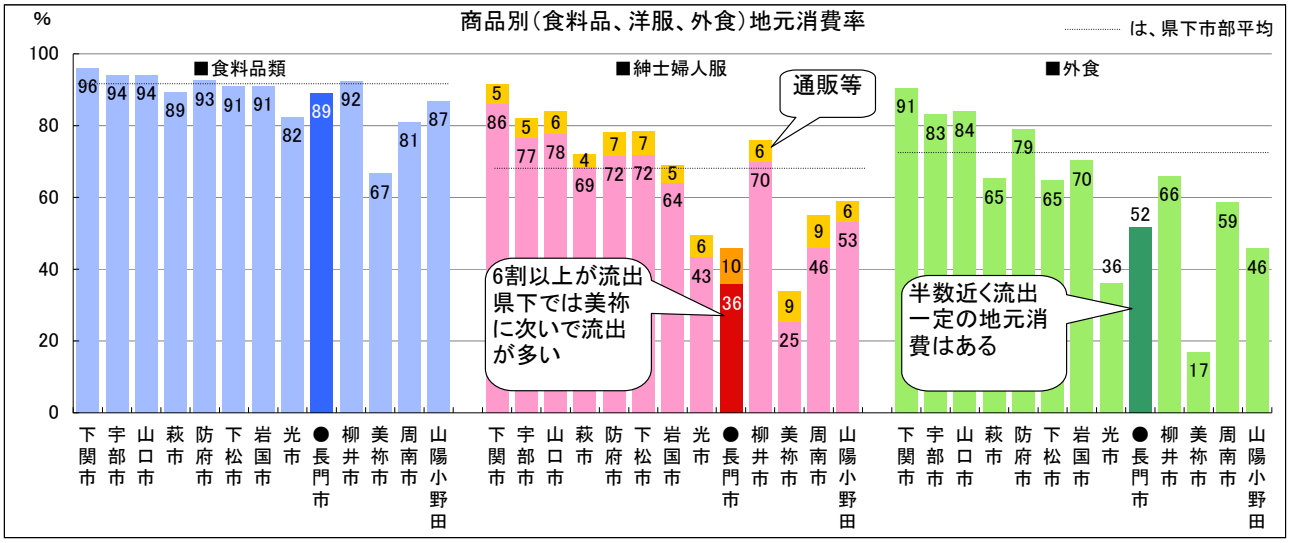


●魅力に乏しい中心市街地

・アンケート調査や買物動向調査に見られるように、休日に買物に出かける場所として深川や仙崎の市街地を選択する市民は多くはない。

・買回り品や娯楽の消費場所は、市外へ流出傾向が強いほか通販の利用など地元で消費する割合が低く、市内にこれらを満足させる商業施設等が少ないことを示している。

・賑わいや活気の不足、良好な市街地景観がないことなどまちの魅力についての不満が高い。



●市民が意識する長門市の課題

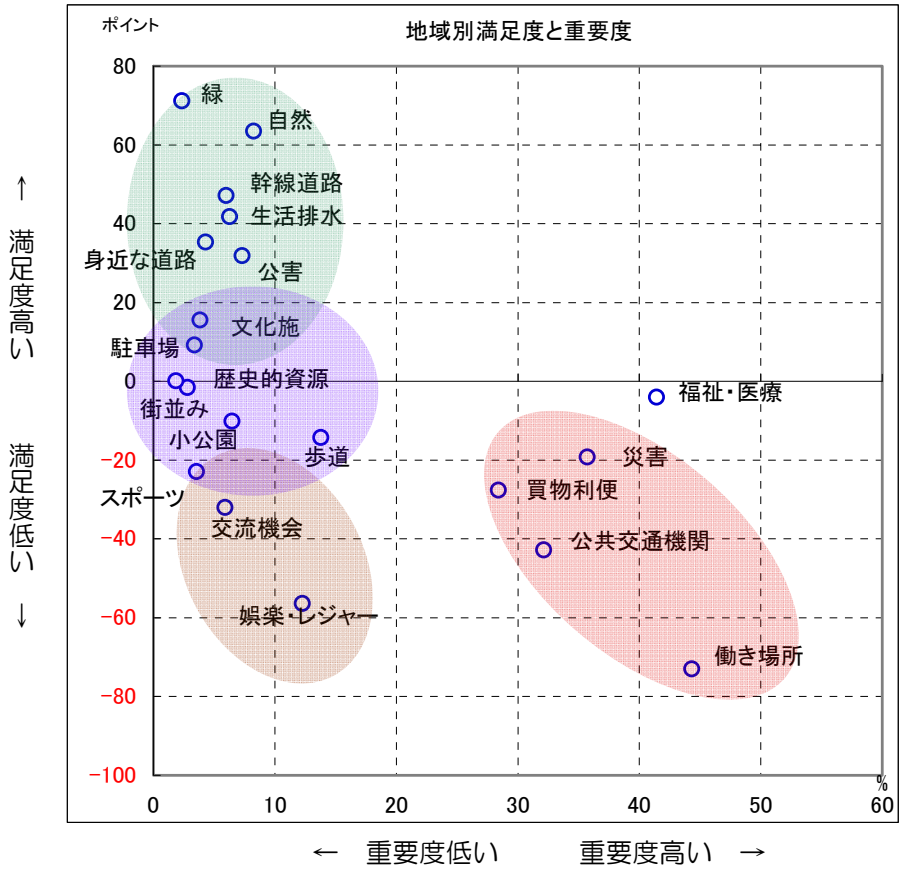
・市民や中学生を対象としたアンケート調査では、下記について現状に対する不満と対策の重要性が指摘されている。

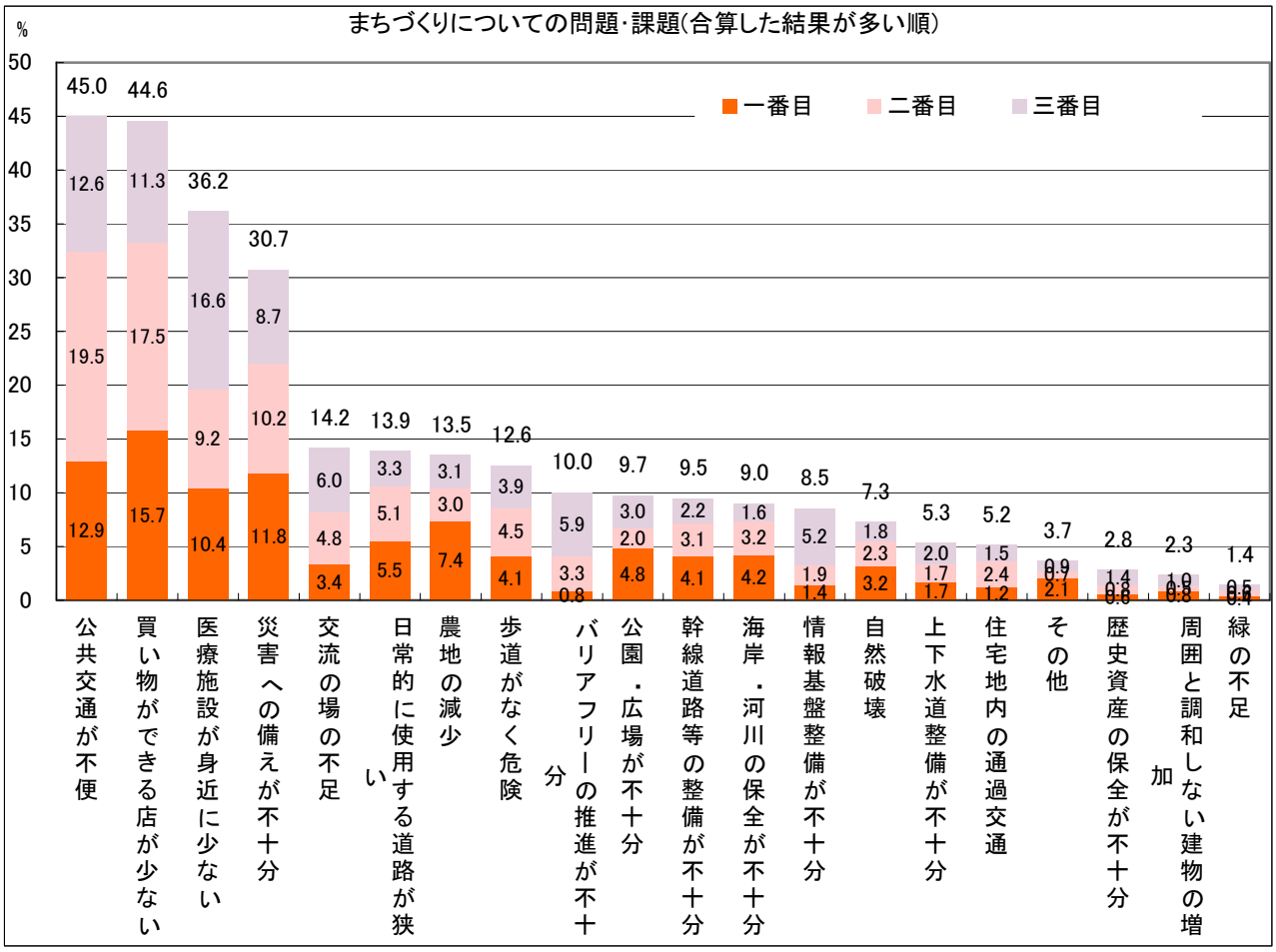
〇まちの賑わいの回復や若者が働く場所の確保

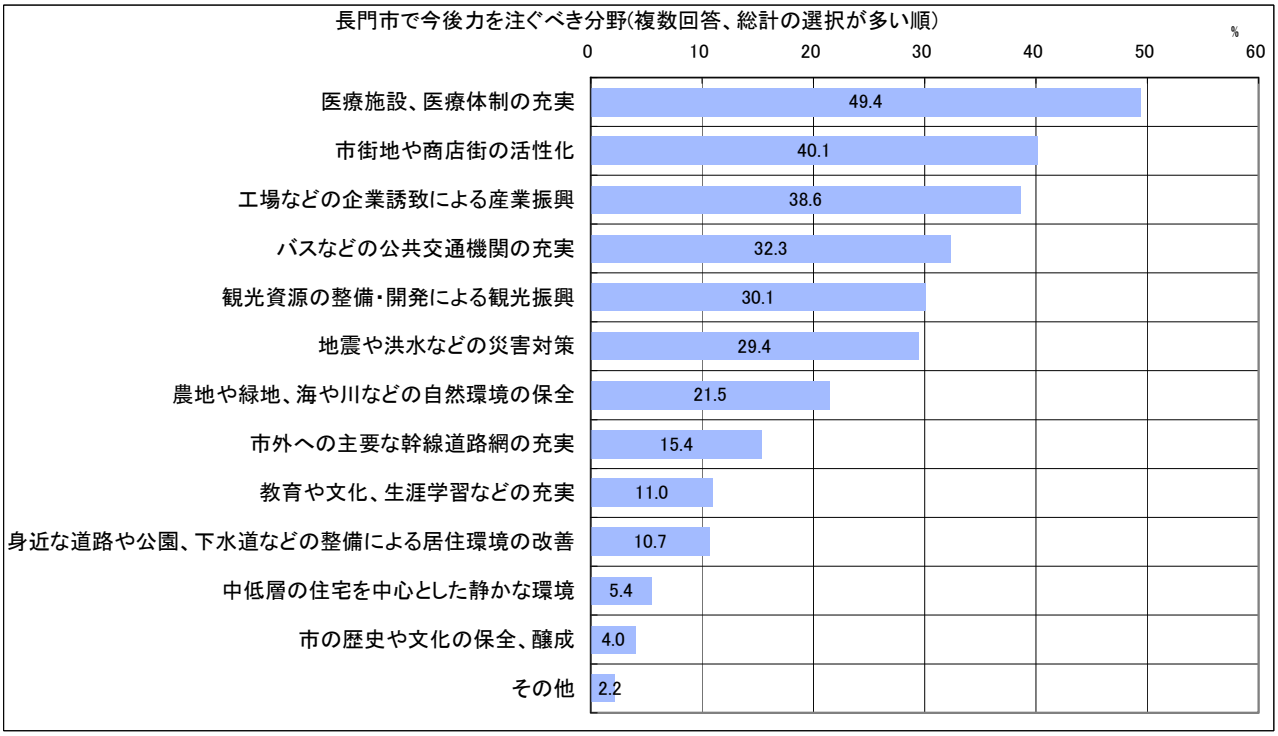
〇バリアフリーや健康･福祉への配慮など高齢者にやさしいまちづくり

〇公共交通の利便性の向上

〇災害からの安全性を高める防災対策

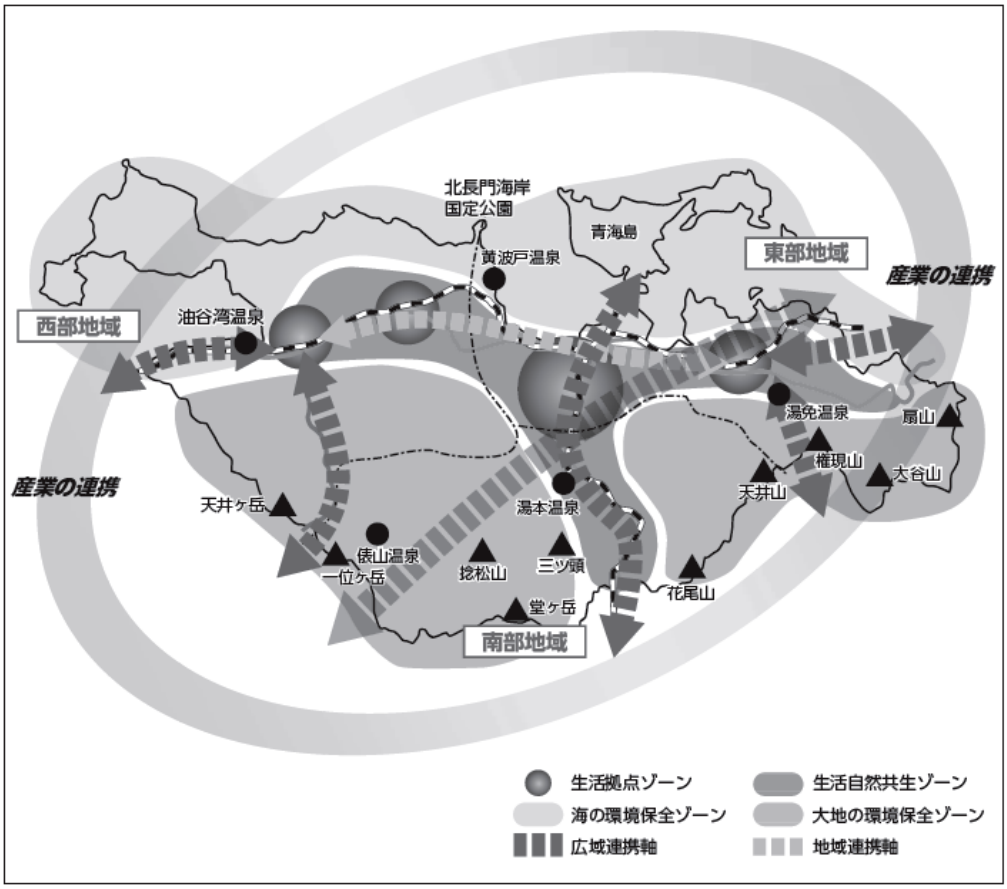



まちづくりについての問題･課題(合算した結果が多い順)
%
一番目
二番目
三番目
公共交通が不便 45.0 12.9 19.5 12.6
買い物ができる店が少ない 44.6 15.7 17.5 11.3
医療施設が身近に少ない 36.2 10.4 9.2 16.6
災害への備えが不十分 30.7 11.8 10.2 8.7
交流の場の不足 14.2 3.4 4.8 6.0
日常的に使用する道路が狭い 13.9 5.5 5.1 3.3
農地の減少 13.5 7.4 3.0 3.1
歩道がなく危険 12.6 4.1 4.5 3.9
バリアフリーの推進が不十分 10.0 0.8 3.3 5.9
公園・広場が不十分 9.7 4.8 2.0 3.0
幹線道路等の整備が不十分 9.5 4.1 3.1 2.2
海岸・河川の保全が不十分 9.0 4.2 3.2 1.6
情報基盤整備が不十分 8.5 1.4 1.9 5.2
自然破壊 7.3 3.2 2.3 1.8
上下水道整備が不十分 5.3 1.7 1.7 2.0
住宅地内の通過交通 5.2 1.2 2.4 1.5
その他 3.7 2.1 0.7 0.9
歴史資産の保全が不十分 2.8 0.6 0.8 1.4
周囲と調和しない建物の増加 2.3 0.8 1.0 0.5
緑の不足 1.4 0.4 0.6 0.4


長門市で今後力を注ぐべき分野(複数回答、総計の選択が多い順)
%
医療施設、医療体制の充実 49.4
市街地や商店街の活性化 40.1
工場などの企業誘致による産業振興 38.6
バスなどの公共交通機関の充実 32.3
観光資源の整備･開発による観光振興 30.1
地震や洪水などの災害対策 29.4
農地や緑地、海や川などの自然環境の保全 21.5
市外への主要な幹線道路網の充実 15.4
教育や文化、生涯学習などの充実 11.0
身近な道路や公園、下水道などの整備による居住環境の改善 10.7
中低層の住宅を中心とした静かな環境 5.4
市の歴史や文化の保全、醸成 4.0
その他 2.2

２－２　上位計画による位置づけ

（１）長門市総合計画

目標年次	平成 28 年度（2016） （前期基本計画　　H19 年度～H23 年度） （後期基本計画　　H24 年度～H28 年度）
長門市が目指す方向	自然の恵み、海と大地を守り、 地域資源をみんなの健康な暮らしに活かし、 地域の活力と市民の笑顔あふれるまちを育てます。
将来都市像	豊饒の海と大地に抱かれた　活力ある健康保養のまち ～みんなの笑顔行き交う、未来のまちをめざして～
基本目標	①自然と人がやすらぐ安全なまち ②６次産業が栄えるまち ③生きがいと笑顔があふれるまち ④個性豊かに人が輝くまち ⑤みんなで創り、自分発信するまち
後期基本計画の視点	○活力を生み出す新しい産業に取り組むまちづくりの推進 ○市民協働のまちづくりの推進 ○安心して暮らせるまちづくりの推進 ○社会の変化に対応できる柔軟な行政運営と独自のまちづくりの理念の確立 ○生活利便性の向上のための広域連携の推進
土地利用構想	

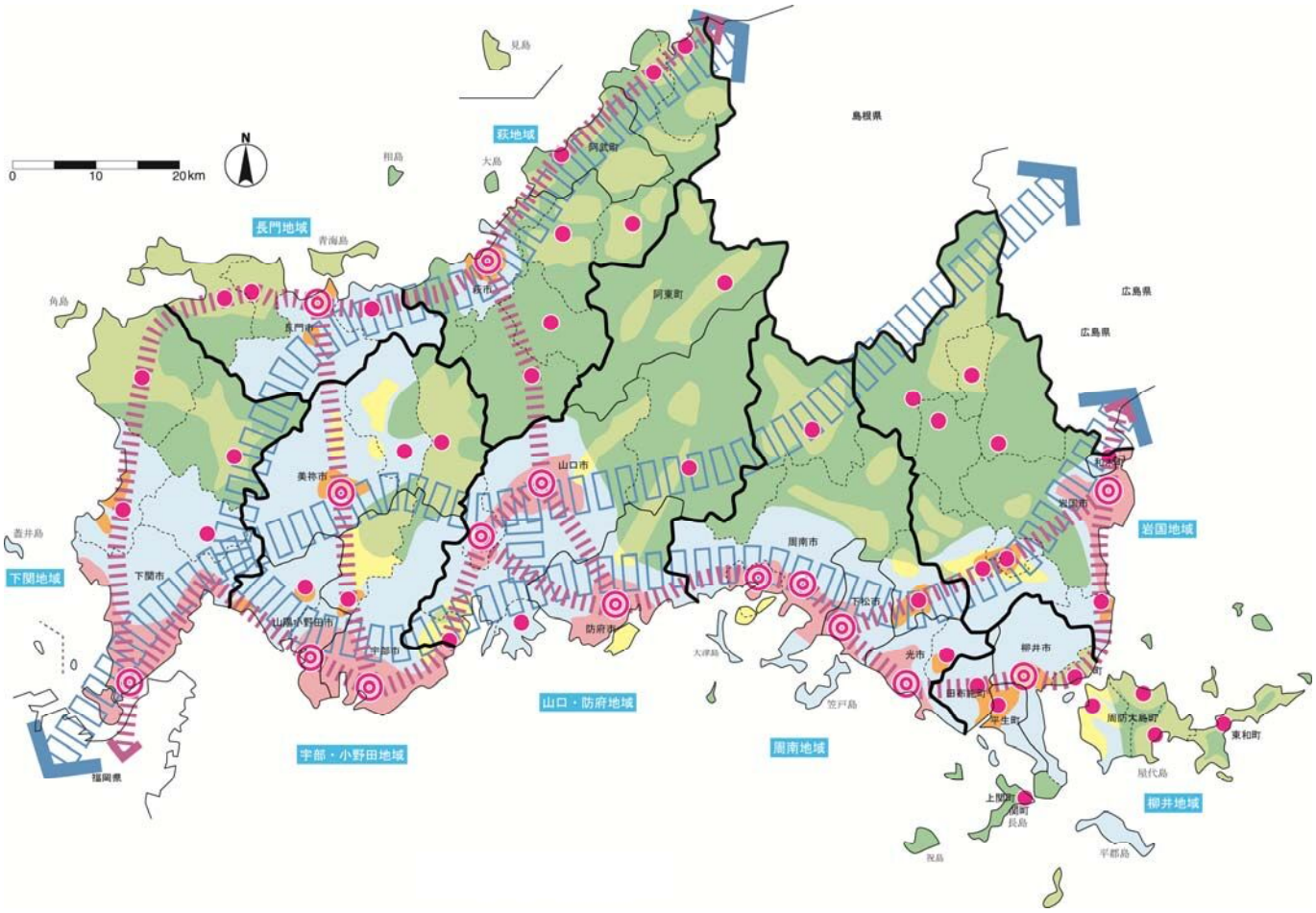
（２）山口県都市計画基本方針

●基本方針の役割

・基本的な県政運営や振興方向を、都市エリアにおける都市計画、都市づくりに反映していくために、全県的な都市づくりの方向性（全域方針）及び都市計画制度の運用の考え方（運用方針）を定めるものです。

●都市計画の目標　…〉　快適でにぎわいのある都市づくり

県域の都市圏構造方針



（３）長門都市計画区域マスタープラン（県策定）

●目標年次　：　おおむね 20 年後となる平成 42 年を想定

●都市づくりの基本理念

豊かな海の恵み、温泉を活かした保養リゾート・交流都市づくり

〇歴史的市街地や温泉地と、豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、観光・保養リゾートの核となる美しい都市づくりを進める。

〇歴史的市街地の保全・整備とともに、中心市街地の再構築と活性化を図り、既成市街地内を中心とした計画的な市街化による集約型の都市づくりを進める。

〇産業の振興を支える都市ネットワークや、観光ネットワークの充実を図り、都市間交流による活力ある都市づくりを進める。

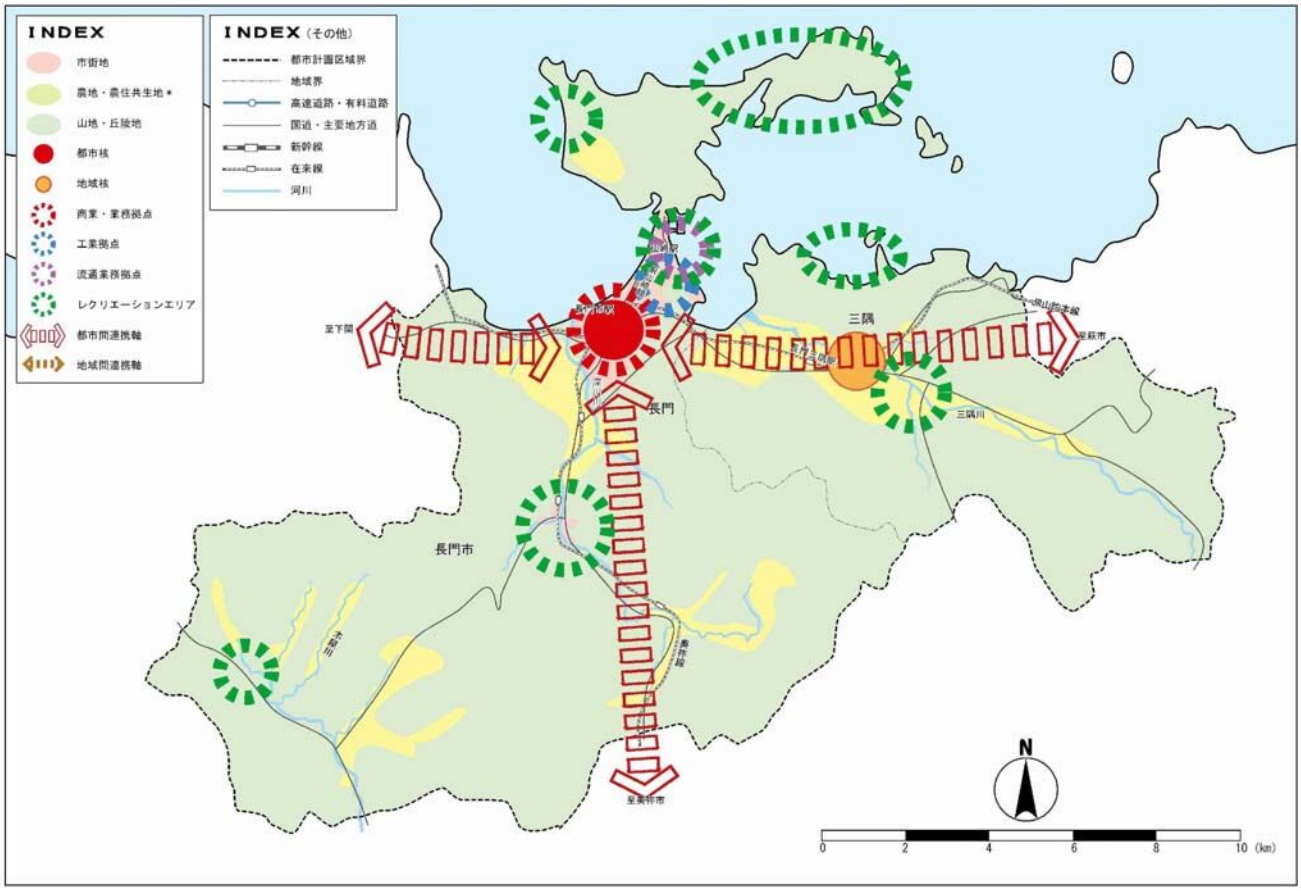
〇住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメントの推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

●区域区分は行わない

●土地利用の方針

集約型の都市づくりを進めるために、用途地域内の土地利用の増進を図る。

■長門都市計画区域の将来都市構造



２－３　まちづくりの課題

（１）都市の基本的な課題

本市の特性や問題点、上位計画や関連計画等の整理から本市における基本的な課題は、雇用の確保や人口の少子高齢化への対応のため若者が定着できるまちづくりなどに取り組んでいく『都市の活力の回復』と、日常生活の満足度の向上と将来の生活の安心を支える『持続できる地域づくり』の２点に集約することができる。

①都市の活力の回復

〇人口の減少や超高齢社会への対応

- 都市の人口活力は、そのまま都市の活力を反映するとともに将来に向けての都市の基礎体力ともいえるものであり、青年層、壮年層が生活の場として長門市を選択してもらえるよう、働く場の確保、子育て環境の充実、魅力ある市街地形成、暮らしやすい生活環境などのまちづくりを通して人口活力の低下に歯止めをかけていく必要がある。
- 超高齢社会にあって、高齢者を含むすべての市民が安心して暮らしていくことができるような防災、バリアフリー、医療介護、公共交通網などが充実した環境づくりを行うことが重要な課題である。

〇地域資源を活用した産業の振興による活性化

- 長門市の再生、雇用の場の確保、若者の定住などを図るためには、産業の振興を図ることが重要な課題であり、主要産業である第一次産業及び観光を柱としてその活性化を推進していくことが必要である。
- まちづくりとの関係からは、快適で魅力ある中心市街地の形成や、市内に分布する様々な観光資源を有機的に結ぶ基盤整備や交通ネットワークの形成、地産地消や６次産業化を支える生産・販売の拠点の形成とまちづくりとの連携などを通して活性化を図る必要がある。

〇魅力を高め元気が出るまちづくりの推進

- 若い世代から高齢世代までが出かけていきたくなるような魅力ある雰囲気を持った市街地や市民が日常的に交流できるような都市空間など、現在の長門市に欠けている魅力や快適さ、賑わいを回復していくまちづくりを進める必要がある。

〇豊かで特色ある地域資源の保全･活用や個性ある景観の創造

- 青海島や棚田などの自然資源、湯本、俵山などの温泉資源、金子みすゞ記念館や香月泰男美術館などの文化資源のほか、多くの地域資源についてその保全や観光資源としての活用と魅力ある市街地景観の創造などにより、総合的な観光･保養の場としての形成を進める必要がある。
- 一つひとつの資源の保全活用と同時に、これを結ぶネットワークや様々な体験のシナリオづくりなど時間を使って楽しみ、また憩うことができる地域として、周辺都市との連携も含め総合的な観光地づくりを進める必要がある。

○県西北部地域が連携した地域活性化の取り組み

・まちの賑わいの回復や産業の振興、自然資源の保全など本市の活性化を図るうえで、地理的、歴史的につながりがある下関市・萩市・美祢市等県西北部地域との交流や連携を深め、特産品の開発や観光ルートの形成など地域が一体となって振興・発展を図っていく必要がある。

・長門俵山道路の建設やこれに引き続く山陰道の建設により広域的な高速交通網の一部として、広域的な交流の活発化や県外からの観光客の流入などのプラス面が見込まれる、一方、インターチェンジ周辺の無秩序な土地利用の発生やストロー現象による人口、産業の流出などのマイナス面も想定されるため、その影響を適切に予測して対応を図る必要がある。

②持続できる地域づくり

○災害に対して安全なまちづくりの推進

・本市は、海岸線、漁港、山地、市街地など変化に富んだ自然的社会的特性の土地利用が分布し、これに伴い想定される災害も、波浪、高潮、洪水、土砂災害、地震、市街地火災など多様なものとなっている。

・市民が安心して日々の生活を送るうえで、自然災害や火災などの災害からの安全性を確保することは、まちづくりの最低限の要請であることから、これらの災害特性に対応した対策について地域防災計画と連携しながら、まちづくりの面から講じていく必要がある。

○豊かな自然や歴史・文化の保全

・「豊饒の海と大地」と表現される本市の自然や海とのつながりの中で培われた歴史、温泉などは、市民の資産であり、また自信を導く土台でもあり、次世代に引き継いでいくべき貴重な資源としてこれを保全していく必要がある。

・あわせて、第一次産業や観光にとってこれを支える資源であり、保全とともに活用を図っていくことも重要である。

○バランスの取れた地域構造の形成

・東西 40km、南北 20km に及ぶ市域において、市民の生活の場は山間部等を除いて濃淡はあるがほぼ全域に分布しており、それぞれの生活の場での一定の環境水準を確保していく必要がある。

・地域の環境水準の確保に当たっては、これまで蓄積されてきた様々な公共公益施設の効果的な活用を図るなど効率性に配慮しながら階層的な拠点づくりとこれを結ぶネットワークの構築を図る必要がある。

○公共交通機関の充実

・公共交通機関は、高齢者や児童･生徒など自動車を運転できない市民の交通手段の確保のために不可欠であり、買物、通院や通学などの日常的な生活行動の手段として、あるいは観

光客の交通手段など多様な利用形態を想定して運行の利便を高めることやネットワークの再構築などを図る必要がある。

・このため、地域公共交通計画との整合を図りながら、公共公益施設の配置や交通結節点の整備などまちづくりの面から公共交通機関の充実を図る必要がある。

〇市民協働によるまちづくりの推進

・まちづくりは、市民の身の回りのことから都市全体までの広がりの中で、整備、保全、維持管理を持続的におこなっていくものであり、人的にも財政的にも行政がカバーできる範囲は限られている。

・むしろ、市民と行政が適切な役割分担や連携を図る中できめ細かく対応していくことが、総合的な環境の向上には効果的であることから、市民共同によるまちづくりの推進を図っていく必要性が高い。

・防災、教育、福祉、環境、産業などあらゆる面で、市民一人ひとりが自覚を持ってそれぞれの課題に取り組むことが重要である。

（２）都市計画上の課題

①都市の基本課題と都市計画における対応

〇産業の振興を支えるまちづくり

・本市において都市計画制度は、都市の活性化を支える合理的な土地利用を実現することや円滑な都市活動を支える公共施設（インフラ）の整備の実現に向けた制度として位置づけられ、第一次産業の振興を支える道路網や土地利用、また、観光振興の一環として魅力ある中心市街地や良好な都市景観の提供など、本市の基本課題である雇用の確保と地域内経済循環など産業の振興について、これを支えるまちづくりの役割を担う必要がある。

〇市民が安心して快適に暮らしていくことができる基盤づくり

・市民が安心して快適に暮らしていくことができる基盤として、公共施設の整備や合理的な土地利用の実現、また質の高い都市空間の形成を図っていく必要がある。

〇山陰道の全線開通を展望したまちづくり

・山陰道の全線開通を展望して、将来のあるべき都市構造を描き、これに即した土地利用の方向や交通体系整備の方向を示していく必要がある。

②都市計画区域や地域地区

〇都市計画区域の検討

・１市３町の合併により、市内には旧長門市と旧三隅町の都市計画区域が指定された区域と、旧日置町、旧油谷町の都市計画が指定されていない区域が存在することとなった。

・都市計画区域については、「一体的に整備、開発及び保全を図る区域」を対象として定めることとされており、この視点から地域の特性を踏まえながら改めて区域の指定について検討する必要がある。

〇地域地区の柔軟な適用

・都市計画区域内の土地利用方針の実現に向けては、用途地域、特定用途制限地域、地区計画などの地域地区制度の活用を図ることとなるが、農林業との調和、市街化の動向などを踏まえ、制度の柔軟な適用について検討を行う必要がある。

〇変化に対応した土地利用方針の明確化

・長門俵山道路の建設など用途地域外における土地利用条件の変化を踏まえ、効率的な土地利用の実現に向けて開発を許容する区域と抑制する区域の明確化など、その適切な受けとめを図る必要がある。

③都市施設

〇道路･交通の整備

・道路について、山陰道の建設や地域公共交通のあり方を踏まえながら、都市計画道路の整備促進や長期未着手道路の見直しなどを進める必要がある。

〇公園・緑地・景観の整備

・公園･緑地について、中心市街地の憩いの場や観光との連携に配慮した公園など、新たな整備に向けた取り組みを進める必要がある。

・良好な市街地景観の形成や緑地空間の確保など、観光の活性化や若者の定着も展望した快適で魅力ある中心市街地形成への取り組みを進める必要がある。

〇公共施設の利用のしやすさの確保

・既存の道路、公園など都市施設について、適切な維持管理やバリアフリー化、歩道の設置など、障がい者や高齢者を含め、すべての世代にとって使いやすく安全な空間としての整備の促進を図る必要がある。

・市街地の延焼防止や耐震化、水害に対する備えなど、地域の災害特性に対応した災害に強いまちづくりを進める必要がある。

3　都市づくりの基本方針

3－1　都市づくりの基本理念

長門市は、豊かで変化に富んだ自然環境、県外からの利用客にも親しまれる温泉地、歴史に培われた風情など、山陰地域を代表する観光･保養地として、また、自然の恵みを生かした地場産業や棚田、山林、港で営まれる第一次産業や観光を主産業とする都市として、落ち着いた環境に囲まれた自立した都市である。

しかし、人口の少子高齢化や若者の流出、産業の停滞など都市として抱える課題は切実なものとなっており、都市の基本課題として「都市の活力の回復」と「持続できる地域づくり」に取り組んでいくことを掲げた。

これを踏まえて、都市計画の理念を以下のとおりとする。

①本市固有の資源を将来に継承していく都市づくり

自然環境や歴史的文化的資源は、これからの都市づくりにおける基盤であり、また様々な活力の源である。都市づくりにおいてはこれを大切に保全し、活用し、将来に継承していくことに努める。

②産業の活性化支える都市づくり

雇用を創出し、まちに賑わいを回復させていくためには、主要な地域経済を担う第一次産業と観光を柱とした産業の活性化が重要であり、その実現に向けて交通ネットワークの整備や訪れた観光客にも印象付けられる良質な景観の提供など活性化を都市づくりの面から担っていくこととする。また、隣接都市等との連携、交流を深め、全体として活力が高まる地域づくりを図る。

③安全で豊かな暮らしを支える都市づくり

災害からの安全性、高齢者に優しい生活環境など、毎日の生活の安心と豊かを実現させる都市づくりに努める。

④地域のバランスに配慮したきめ細かな都市づくり

広大な市域全体が有機的なつながりを持ち、それぞれの特色を活かしながら生活の安定を図るため、利用しやすい公共交通ネットワークの確保、歩いていける範囲で一定の生活サービスを享受できるような地域構成などにより、バランスの取れた都市づくりを図る。

この際、既存の公共公益施設の活用などストックを最大限活用して、効率的なまちづくりを図る。

⑤市民の積極的な協働による都市づくり

公園や身近な道路の維持管理、地域コミュニティによる生活環境の向上に向けた自主的な取り組み、まちづくりに対する提案など『自分たちのまちは自分たちで』との取り組みの支援を図る。

３－２　都市の将来像

概ね 20 年後の本市の姿を構想するに当たっては、人口の動向や内外の経済社会の潮流の厳しい予測を踏まえながらも、本市の公共施設整備水準の高さ、身近に触れ合うことができる自然、災害からの安全性などによる暮らしよさ、また山陰道の建設に伴う周辺都市との連携･交流の深まり、成長戦略に示された共通の目標による市民の力の結集、などに活路を求めるなかで描いていくこととする。

都市の将来像は、長門市の財産である海と大地の恵みを享受しながら、周辺都市との連携を深めるなかで生活、文化、産業が活発に展開し、長門だから実現できる暮らしやすさに自信を持って、自ずと市民みんなの笑顔があふれるようなまちを目指していくこととして、次のとおりとする。

自信と笑顔にあふれた元気都市　ながと

～　自然と文化の恵みを活かした

長門だからできる豊かな暮らしを目指して　～

○長門市の特性と問題点

- 人口の減少と高齢化傾向
- 第一次産業と観光が主要な産業
- 広大な市域と豊かで変化に富んだ自然や歴史文化資源
- 広域交通網整備の遅れ
- 周辺都市との交流が少ない
- 魅力に乏しい中心市街地

○市民が意識する長門市の課題への対応

- まちの賑わいの回復や若者が働く場所の確保
- バリアフリーや健康･福祉への配慮など高齢者にやさしいまちづくり
- 公共交通の利便性の向上
- 災害からの安全性を高める防災対策

○都市の基本課題

①都市の活力の回復

- 人口の減少や超高齢社会への対応
- 地域資源を活用した産業の振興による活性化
- 魅力を高め元気が出るまちづくりの推進
- 豊かで特色ある地域資源の保全･活用や個性ある景観の創造
- 県西北部地域が連携した地域活性化の取組み

②持続できる地域づくり

- 災害に対して安全なまちづくりの推進
- 豊かな自然の保全
- バランスの取れた地域構造の形成
- 公共交通機関の充実
- 市民協働によるまちづくりの推進

○都市計画の課題

①都市の基本課題と都市計画における対応

- 産業の振興を支えるまちづくり
- 市民が安心して快適に暮らしていくことができる基盤づくり
- 山陰道の全線開通を展望したまちづくり

②都市計画区域や地域地区

- 都市計画区域の検討
- 地域地区の柔軟な適用
- 変化に対応した土地利用方針の明確化

③都市施設

- 道路･交通の整備
- 公園・緑地・景観の整備
- 公共施設の利用のしやすさの確保

○都市づくりの基本理念

①本市固有の資源を将来に継承していく都市づくり

②産業の活性化支える都市づくり

③安全で豊かな暮らしを支える都市づくり

④地域のバランスに配慮したきめ細かな都市づくり

⑤市民の積極的な協働による都市づくり

○都市の将来像

自信と笑顔にあふれた元気都市　ながと

～自然と文化の恵みを活かして
長門だからできる豊かな暮らしを目指して～

3－3　将来フレーム

●将来の目標人口･世帯

	平成 22 年(現況)	平成 37 年(中間年次)	平成 47 年(目標年次)
人口	38,349 人	32,000 人	28,000 人
世帯数	15,143 世帯	13,700 世帯	12,300 世帯

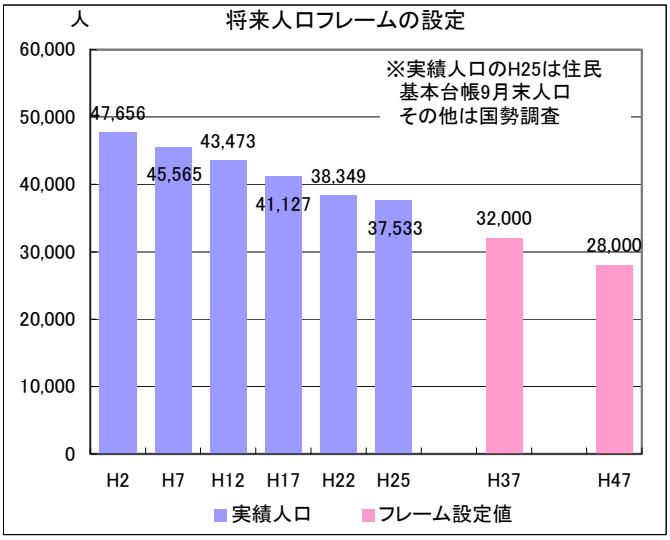
わが国の人口が減少に転じ、かつ少子高齢化が進行するなかで、本市の人口も減少傾向が続き、世帯数も減少に転ずるなど活力に欠ける状況にある。

今後、人口が増加に転じることは見込まれない中で、若い世代の流出を食い止める施策や青壮年層が定着できるようなまちづくりを進め、減少幅を極力小さくしていくという考え方から次のとおりフレームの設定を行う。

本市の将来人口フレームは､目標年次である平成 47 年に人口 28,000 人､世帯数 12,300 世帯と設定する。また、中間年次の平成 37 年は、人口 32,000 人、世帯数 13,700 世帯とする。

設定したフレームは、平成 22 年から 25 年後の平成 47 年までに人口が約 1 万人、世帯数が約 2,800 世帯減少するという厳しいものであるが､近年の傾向がこのまま続くとすると平成 47 年には２万５千人を割り込むことが予想され､設定値を確保することは相当の努力を必要とすることを踏まえておく必要がある。

この目標値の実現のためには､産業の活性化や若い世代の暮らしやすさの実現､良好な市街地環境などについて市民と行政が連携して努力していかなければならないという認識のもとに､その目標値として設定するものである。



将来フレームの設定

		人口	世帯数	世帯規模	年齢層別人口構成		
					15歳未満	15～64歳	65歳以上
		人	世帯	人/世帯	%	%	%
実績	平成2年	47,656	14,924	3.19	17.4	62.6	19.9
	平成7年	45,565	15,296	2.98	14.7	61.0	24.2
	平成12年	43,473	15,635	2.78	12.7	59.1	28.2
	平成17年	41,127	15,455	2.66	11.3	57.1	31.6
	平成22年	38,349	15,143	2.53	10.6	54.8	34.5
設定値	平成37年	32,000	13,700	2.34	9.3	47.9	42.8
	平成47年	28,000	12,300	2.28	9.3	49.7	41.0

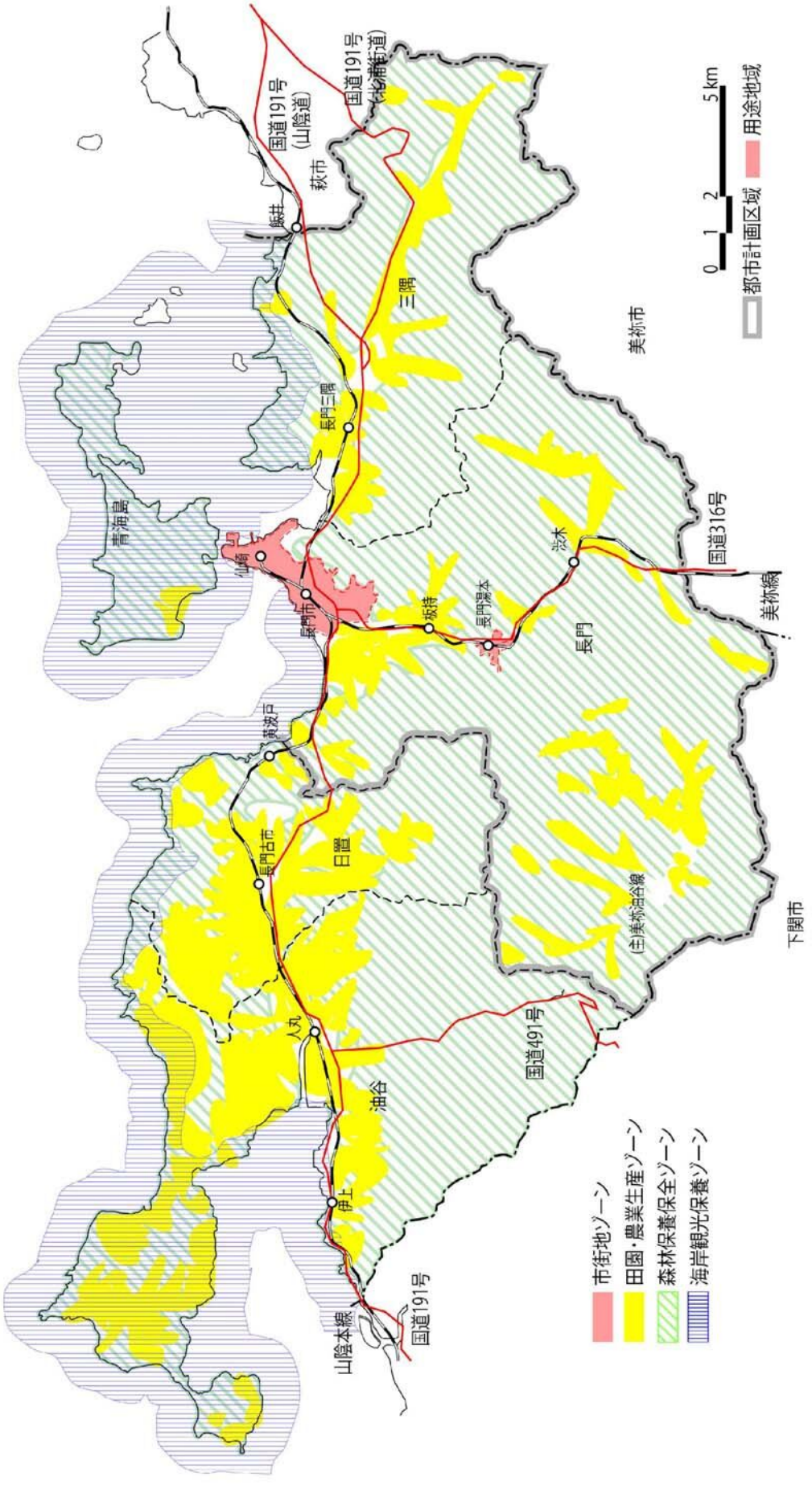
３－４　将来地域構造

（１）土地利用の基本構成

○長門市の地形条件や現況の土地利用特性、交通体系などを踏まえながら、市街地ゾーン、田園･農業生産ゾーン、森林保養保全ゾーン、海岸観光保養ゾーンの４つのゾーンに区分した土地利用ゾーニングを行う。

市街地ゾーン	・東深川、仙崎及び深川湯本地区の用途地域指定区域に市街地ゾーンを配置し、道路、公園、下水道などの都市施設の整備を推進するとともに、土地の有効利用を促進し、安全で魅力的なまちづくりを図る
田園･農業生産ゾーン	・旧役場周辺や大規模集落地及び漁港地区など一定の都市的土地利用が集積している概ね国道 191 号に沿った平地部に連続した地域を田園ゾーンとし、農業生産との調和を図りながら安全で暮らしやすい環境の整備を図る ・油谷から日置にかけての平地部や斜面地に形成された水田利用が中心の地域を農業生産ゾーンと位置づけ、農業生産の場として、またすばらしい棚田景観を提供する資源として、その保全と生産性の向上を図る ・河川両岸などに展開する農地についても農業生産ゾーンとして、厳しい生産条件の中、洪水調節機能や田園景観機能など個性ある多機能空間として保全を図る
海岸観光保養ゾーン	・北長門海岸国定公園に指定された本市の海岸線一帯は、海岸観光保養ゾーンと位置づけ、変化に富んだ景観、海水浴やオートキャンプなどのレクリエーション空間、漁港や港湾など生産活動の拠点となる本市固有の資源であるため、観光レクリエーションの場への活用、自然環境の保護、海岸の保全や防災、生産機能の拡充など、その維持保全及び利活用を図る
森林保養保全ゾーン	・中国山地の西端部にあって市域の大半を占める森林地域は、森林保養保全ゾーンと位置づけ、水源涵養機能、レクリエーション機能、山地防災機能、その他環境保護機能を有した貴重な空間として、適切な管理と、保全との調和が取れた利用及び山地災害の防止を図る

■ゾーニング図


国道191号
(山陰道)
萩市
国道191号
(北浦街道)
三隅
美祢市
長門三隅
青海島
仙崎
長門市
板持
長門湯本
渋木
長門
国道316号
美祢線
黄波戸
長門古市
日置
人丸
油谷
国道491号
(主)美祢油谷線
下関市
伊上
山陰本線
国道191号
0 1 2 5km
都市計画区域
用途地域
市街地ゾーン
田園・農業生産ゾーン
森林保養保全ゾーン
海岸観光保養ゾーン

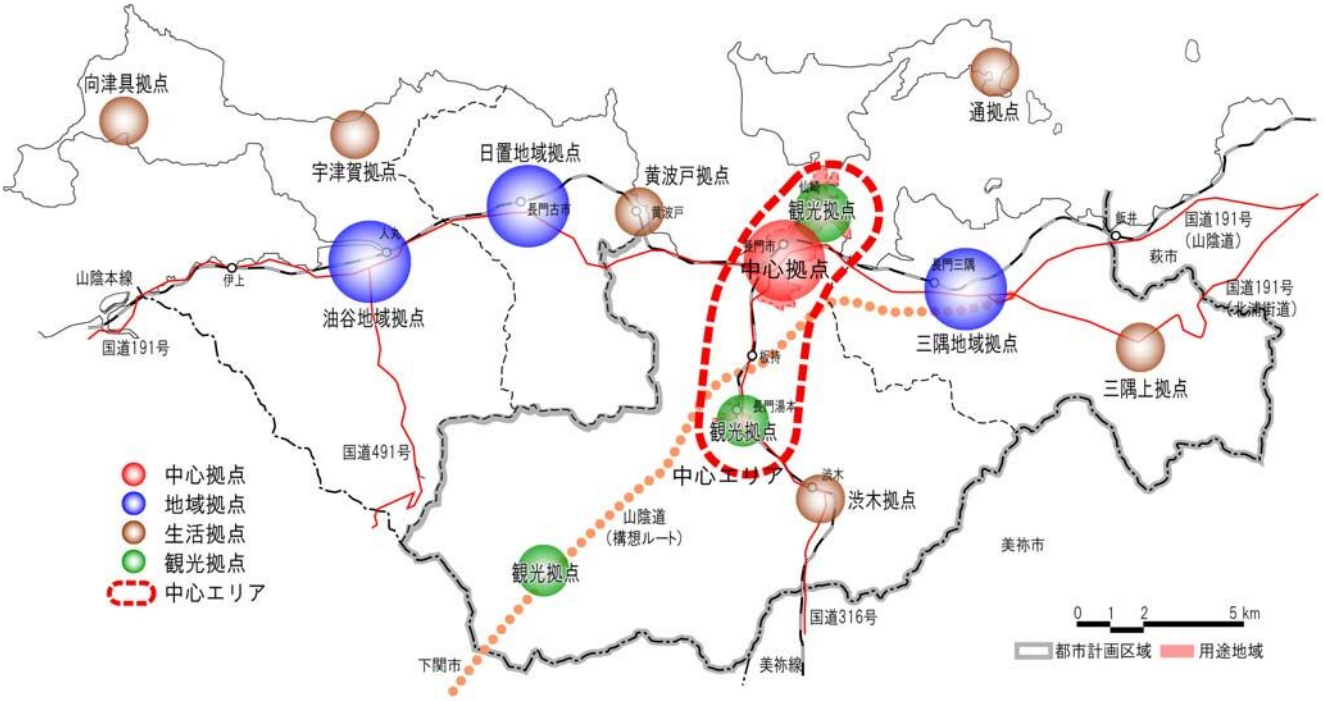
（2）ネットワークと拠点の配置

○東西に 40 ㎞、南北 20 ㎞に拡がる面積 357 平方キロメートルに及ぶ市域において、全体がバランスよく、また機能的な地域を形成していくために、拠点を適切に配置し、これを効率的で安定したネットワークにより結んで有機的な地域構造の形成を図る。

○拠点は、中心拠点、地域拠点、生活拠点の三段階の構成とする。また、以上のほか観光拠点として仙崎地区、湯本地区、俵山地区を位置づける。

区分	役割	対象
中心拠点	・行政、文化、商業業務、交通などさまざまな都市活動の中心として、高次の都市機能の集約化を図るとともに、これが円滑に機能していくための都市基盤の整備を行う拠点とする ・仙崎～東深川～湯本を一体的に『中心エリア』と位置づけ、連続的な拠点形成を図る	東深川地区の用途地域が指定された区域
観光拠点	・温泉や金子みすゞ記念館、仙崎漁港などを広域的な観光の拠点として、景観整備や交通施設整備、基盤整備を図る拠点とする	仙崎地区、湯本地区 俵山地区
地域拠点	・行政機能やこれまで蓄積されてきた文化的、経済的な都市機能の維持保全を図り、また公共交通拠点の整備により、市民の日常生活の利便の確保を図る拠点とする	三隅(三隅中)、日置（古市)、油谷（人丸）の旧町中心部
生活拠点	・鉄道駅や公民館など一定の都市機能、公共公益施設が集積した地区で、歩いていける範囲の集落を対象に日常の生活利便にかかる一定水準のサービス提供を図る拠点とする	通、渋木(長門) 三隅上(三隅) 黄波戸(日置) 向津具、宇津賀（油谷）

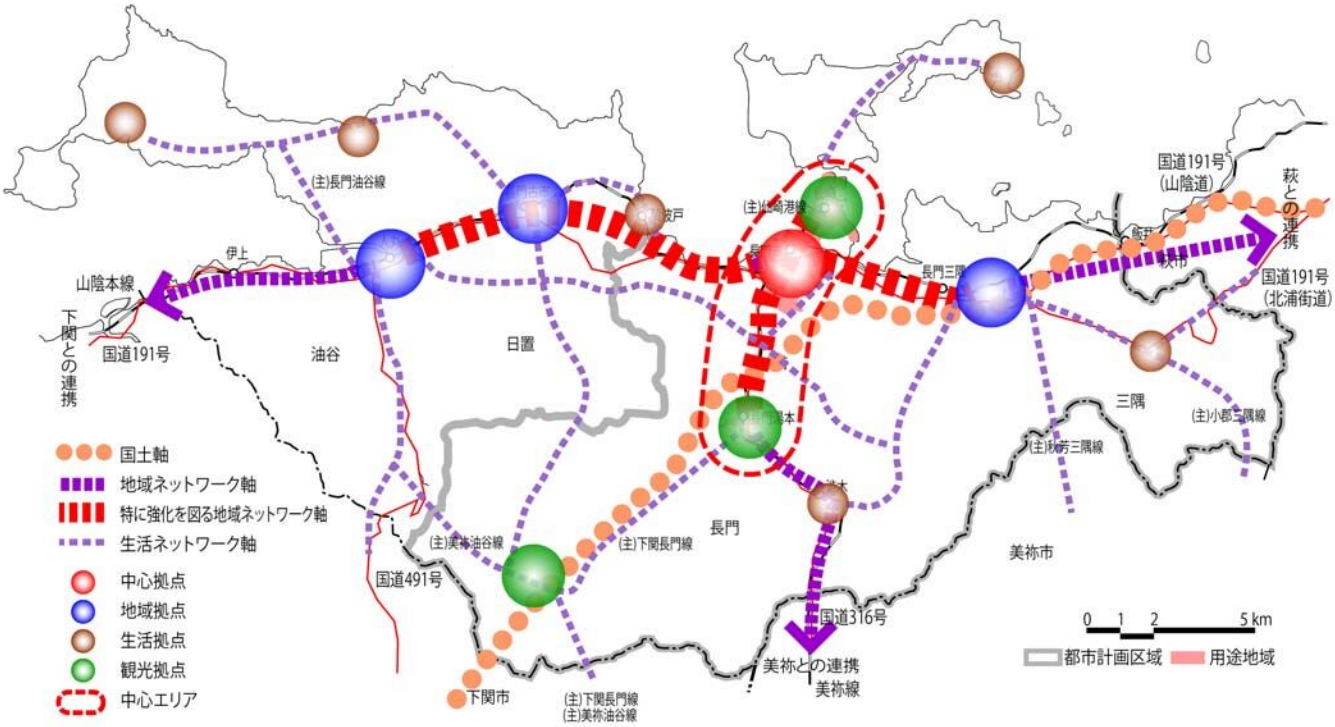
■拠点配置図



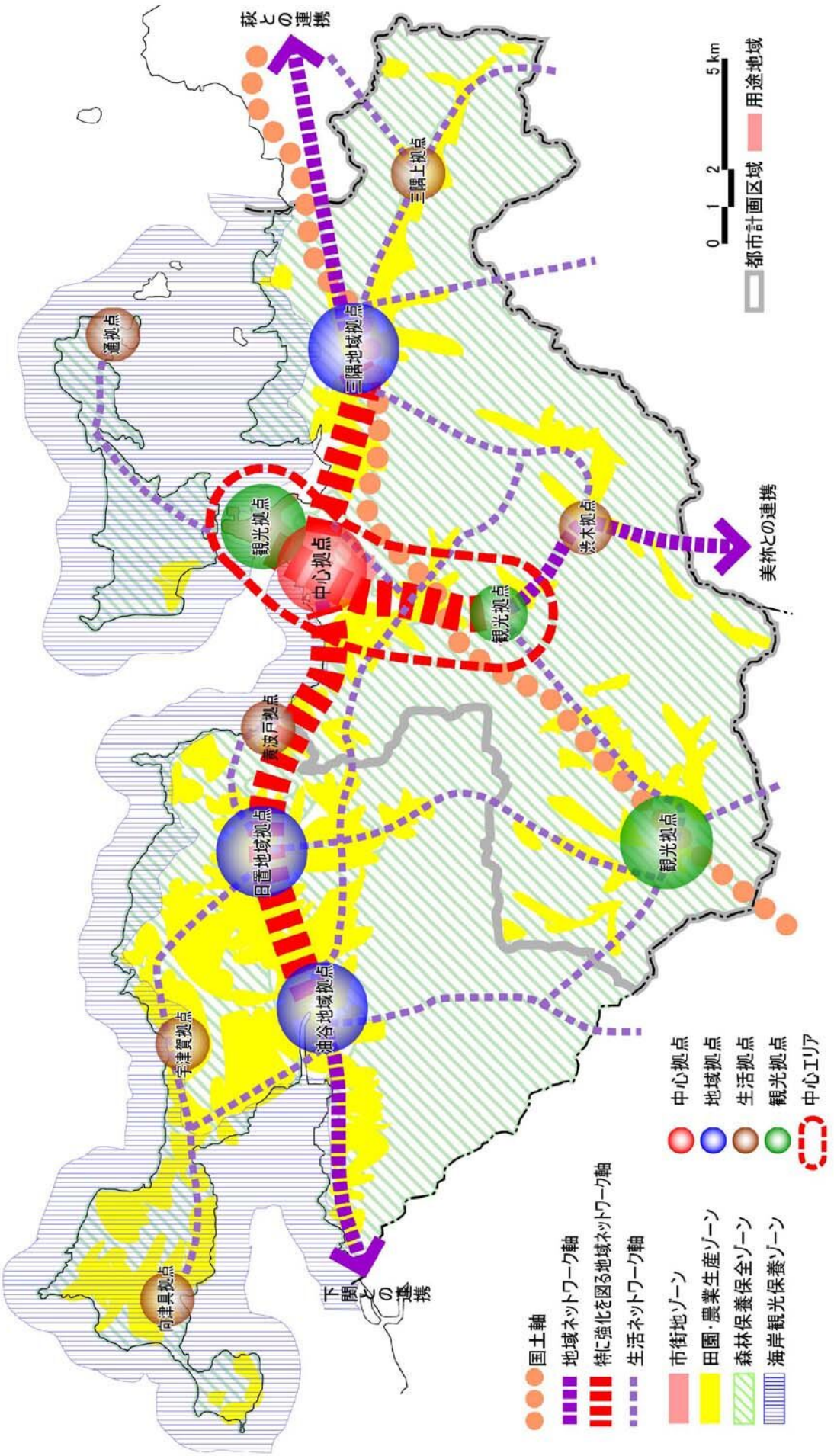
○ネットワークは、国土軸、地域ネットワーク軸、生活ネットワーク軸により構成する。

区分	機能	対象
国土軸	・将来整備される山陰道について、国土幹線ネットワークの一部を構成する国土軸と位置づける	山陰道
地域 ネットワーク軸	・中心拠点と地域拠点、市内と隣接都市とを結ぶ幹線軸を地域ネットワーク軸と位置づける ・市民の生活・生産活動の軸として、円滑な交通処理、沿道土地利用の適正化、質の高い街路景観の形成、鉄道駅の特性に対応した結節機能の向上、防災上の幹線機能の確保を図る ・このうち、油谷～日置～長門～三隅及び湯本～仙崎を結ぶ地域ネットワーク軸は、地域の生活、防災、観光、産業などの基盤として特に強化を図る	国道 191 号と JR 山陰本線(東西方向) 国道 316 号と JR 美祢線･JR 仙崎線(南北方向)
生活 ネットワーク軸	・中心拠点や地域拠点と生活拠点とを結ぶ道路を生活ネットワーク軸と位置づける ・市民の日常的な生活流動の軸として、通勤通学路、公共交通の路線、災害時の二方向避難機能など、円滑な交通の確保や安全性の確保を図る	国道 491 号、主要地方道、一般県道、広域農道

■ネットワーク構成図



■将来地域構造


萩との連携
美祢との連携
下関との連携
通拠点
三隅上拠点
三隅地域拠点
観光拠点
中心拠点
渋木拠点
観光拠点
萩・石見空港拠点
日置地域拠点
油谷地域拠点
宇津賀拠点
向津具拠点
観光拠点
0 1 2 5 km
都市計画区域
用途地域
国土軸
地域ネットワーク軸
特に強化を図る地域ネットワーク軸
生活ネットワーク軸
市街地ゾーン
田園・農業生産ゾーン
森林保養保全ゾーン
海岸観光保養ゾーン
中心拠点
地域拠点
生活拠点
観光拠点
中心エリア

4　全体構想

4－1　拠点整備の方針

（1）中心拠点

JR 長門市駅を中心とする一帯には、市役所をはじめとする行政機関、ルネッサながとなどの文化･スポーツ施設、医療・福祉施設、交通施設などのほか、商業業務施設、流通関連施設などが立地し、市の中心としての役割を果たしている。また、住宅地としても戸建て住宅を中心に市内では最も人口が多い地区となっている。

中心拠点は、市民が休日などに時間を過ごしたり、市外から訪れる人に都市の印象を与える場所であったり、機能面だけではなく景観や雰囲気についても質の高さが求められているということができる。また、安全に歩くことができる空間や憩いの場所など安全性や快適性を備えていることも必要である。

以上から、市民が誇りを持ってまちの中心と感じることができるような市街地の整備を行うことを通して、このような拠点の実現に向けての取り組みを行うこととする。

具体的には、当地区では概ね基盤の整備が進んでいることから、今後は歩道空間の質の向上やバリアフリー化、道路だけではなく宅地部分についても景観整備や緑化の促進などを通して、長門市らしい拠点の形成を図ることとする。

（2）観光拠点

仙崎地区については、分布している仙崎駅、金子みすゞ記念館、仙崎漁港、街並みなど多くの観光資源について、歩いて楽しむことができるようなまちづくりを進めるとともに、青海島や日本海の景観を楽しむ海岸通りなど新たな散策コースの開発により、多様な楽しみ方を味わうことができるような拠点整備を行う。

湯本地区については、温泉施設群を面的に歩いて楽しむことができるような地域整備、長門湯本駅の再活用、温泉だけではない様々な体験の場の提供と提案、東深川地区や仙崎地区との連携など、観光客ニーズの変化を踏まえた温泉保養地のあり方について対応を図る。

俵山地区については、湯治の場としてブランド化を図り、長門俵山道路の建設によるアクセス性の向上を活かしながら、滞在型の保養の場として街並み景観の整備や散策路、憩いの広場等の整備を図る。

（3）中心エリア

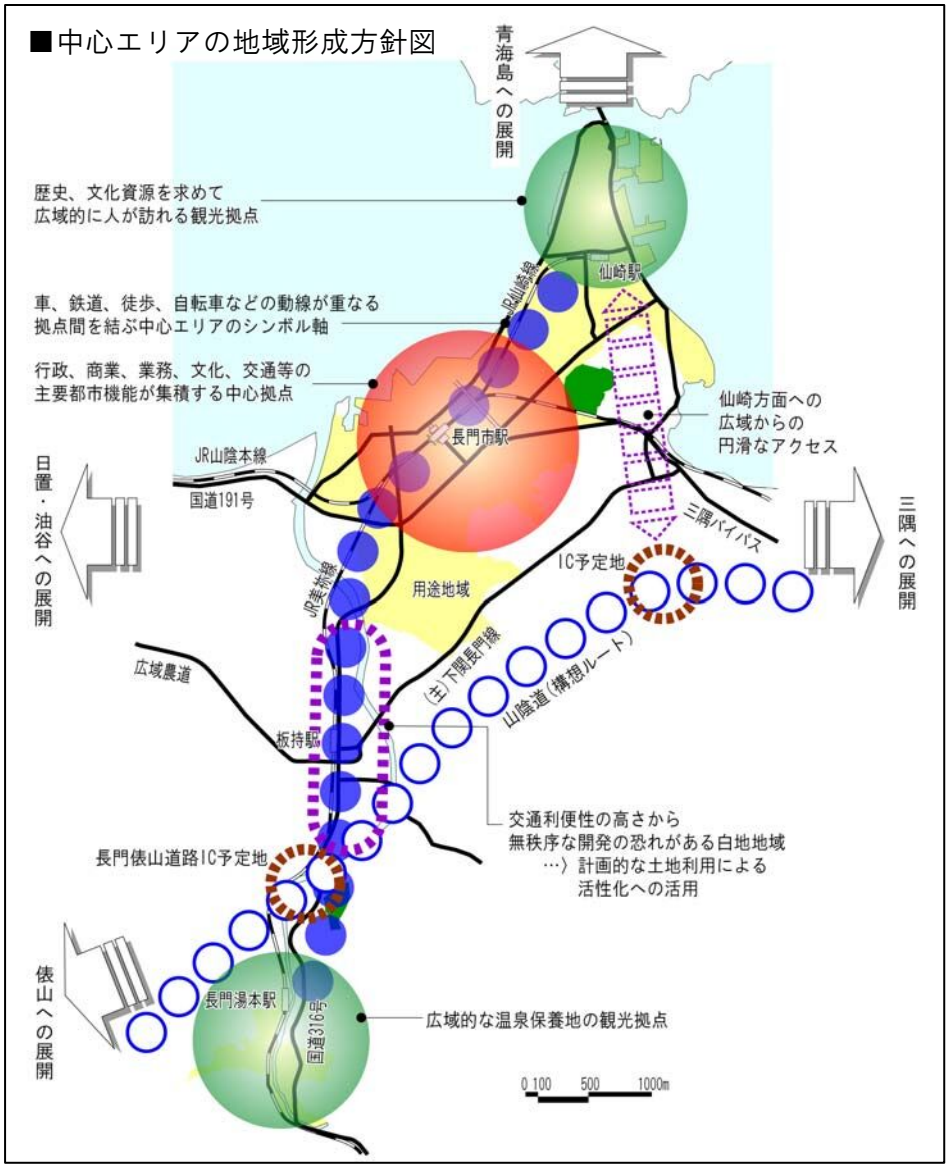
中心エリアは、行政、商業業務、交通、文化などの広域的な都市機能が集積するとともに、魅力ある観光拠点と一体となって、多くの市民や観光客などにとって快適で魅力あるエリアとしての地域づくりを目指す。

現在の当エリアは、それぞれの機能がばらばらに立地し単一目的でしか訪れることがない傾向があるが、これを、温泉～街なか～歴史･文化と結びつけることによって、連続して様々な体験を可能にする地域づくりを図る。

具体的には、街並み景観の整備、歩いて楽しむまちづくり、道の駅の配置、鉄道の運行など、様々な整備やアイディアあるまちづくりを通して中心エリアの形成を図ることとする。

このうち、板持地区は用途白地地域であるが、国道 316 号と長門下関線バイパス、広域農道、長門俵山道路などが集中する地区となることから乱開発が懸念され、また集約型都市形成にとっても好ましくない開発のおそれがあるため、区域を限って計画的な開発を行うことにより、中心エリア形成に向けた効果的な活用を図ることとする。

■中心エリアの地域形成方針図



（４）地域拠点

三隅、日置、油谷の旧役場（現市役所支所）が立地する地域拠点については、周辺に小中学校や文化施設、その他の公共公益施設、鉄道駅などが立地しており、行政窓口のほか身近な生活の拠点として機能しており、今後も市民の日常生活を支える拠点として安全な道づくりやバリアフリー化、公園・広場の配置、公共交通網の拠点化などにより、市民に親しまれ、利便性の高い拠点の形成を図る。

（５）生活拠点

生活拠点と位置づけた地区には、公民館や保育所、郵便局、老人憩いの家、その他の公共公益施設が立地する地区が多く、これまでも歩いていける市民に一番身近な場所としての役割を果たしてきた。

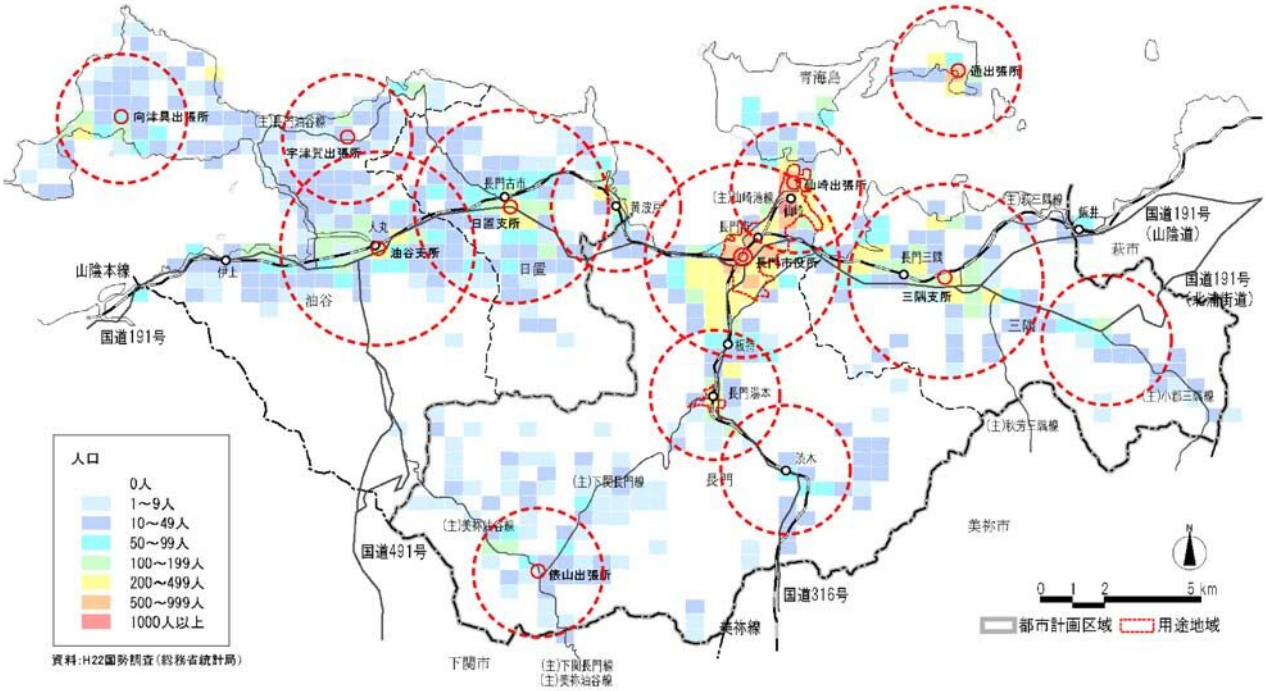
人口の減少に伴って、学校や公共施設の統廃合からこれらの拠点機能が失われるおそれがあるが、たとえば、公共公益施設跡地をデマンド交通や乗合タクシーなど公共交通機関のサテライト拠点、移動販売や配達サービスの拠点として活用するなど、様々な工夫が可能な場所として活用を図り、周辺集落の活力の低下を防いでいくこととする。

このため、行政として道路の安全性の確保や広場の整備など生活拠点の整備を図るほか、市民と行政とが協働して生活拠点のまちづくりに関する取り組みを行うことによって地域の最小単位のサービス拠点としての機能の維持を図ることとする。

また、地域拠点、生活拠点ともに近傍に様々な自然･歴史･文化の観光レクリエーション資源を擁しており、外から訪れる利用客のための情報拠点の役割についても拠点ごとの特性に合わせて整備を図る。

■拠点のカバーエリアと人口分布

（中心拠点、地域拠点は半径 3Km、生活拠点は 2km で表示）



４－２　土地利用の方針

（１）市街地の土地利用方針

①商業業務地

JR 長門市駅周辺は、本市の広域的な都市機能が集積する商業業務地として土地の有効利用や高度利用を進めるとともに、質の高い都市空間形成に向けて良質な景観形成や公共施設の緑化を促進し、中心拠点としての魅力と賑わいの創出を図る。

また、高齢者や車を運転できない階層の拠点へのアクセス性を高めるため、公共交通機関の交通結節機能を高め、買物や通院などの市民の生活行動における利便性の向上を図る。

②生産・流通業務地

市場等が立地する湊漁港や仙崎漁港に面した地区については、流通業務活動の増進を図るため関連施設の集積を図る地区とする。

幹線道路の沿道については、周辺住宅地の環境に配慮しながら立地条件に適合した沿道型施設の配置を図る。

東深川浄化センター周辺については、工業生産地として生産活動の増進や立地誘導を図ることとするが、商業施設等の立地が大半を占める街区については、今後の土地利用の方向を踏まえながら合理的な用途の検討を行う。

③観光地

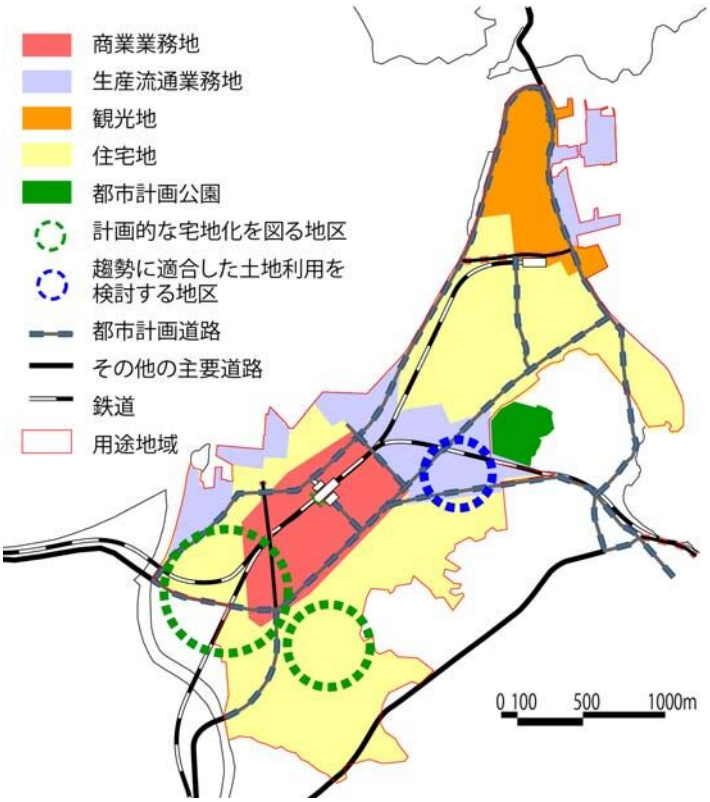
仙崎地区、湯本地区については、観光客が訪れる観光地として宿泊施設や商業施設の立地を誘導する地区とし、土地の有効利用を図るとともに地区内公共施設の修景や歩いて楽しむ景観の形成などをあわせて促進する。

④住宅地

その他の住宅地については、戸建て住宅を中心とした良好な居住環境の増進を図る。

このうち仙崎地区（観光地を含む）については、木造家屋が高密度に集積しており、市街地の延焼の防止を図っていくために、地区の防火対策を促進する。

東深川地区の国道 191 号北側の下郷地区及び深川小学校周辺地区の農地が広く残存する地区については、良質な住宅地の形成に向けて面的な整備を含む計画的な宅地化を図る。



（２）用途白地地域における土地利用方針

都市計画区域内の用途地域が定められていない区域は、用途地域の周辺や幹線道路の沿道等において宅地化が進んでいる地区が見られるが、田園環境の保全や都市機能の合理的な集約化を図る上で原則的には開発を抑制する方向とし、都市計画土地利用制度の適切な活用により規制誘導を図る。

このうち、板持地区や JR 美祢線と深川川に挟まれた東深川地区については交通利便性の高さから乱開発のおそれが強いことから、開発のポテンシャルを見極めながら特定用途制限地域の適用などにより適正な土地利用の実現について検討を図る。

主として深川川や三隅川両岸の平地部にあっては、農業生産地と市街地化した集落地とが混在する土地利用が行われているが、農業生産環境の保全や都市の集約化などから無秩序な開発は抑制し、農村環境と調和した土地利用の実現を図ることとする。

（３）都市計画区域外における土地利用方針

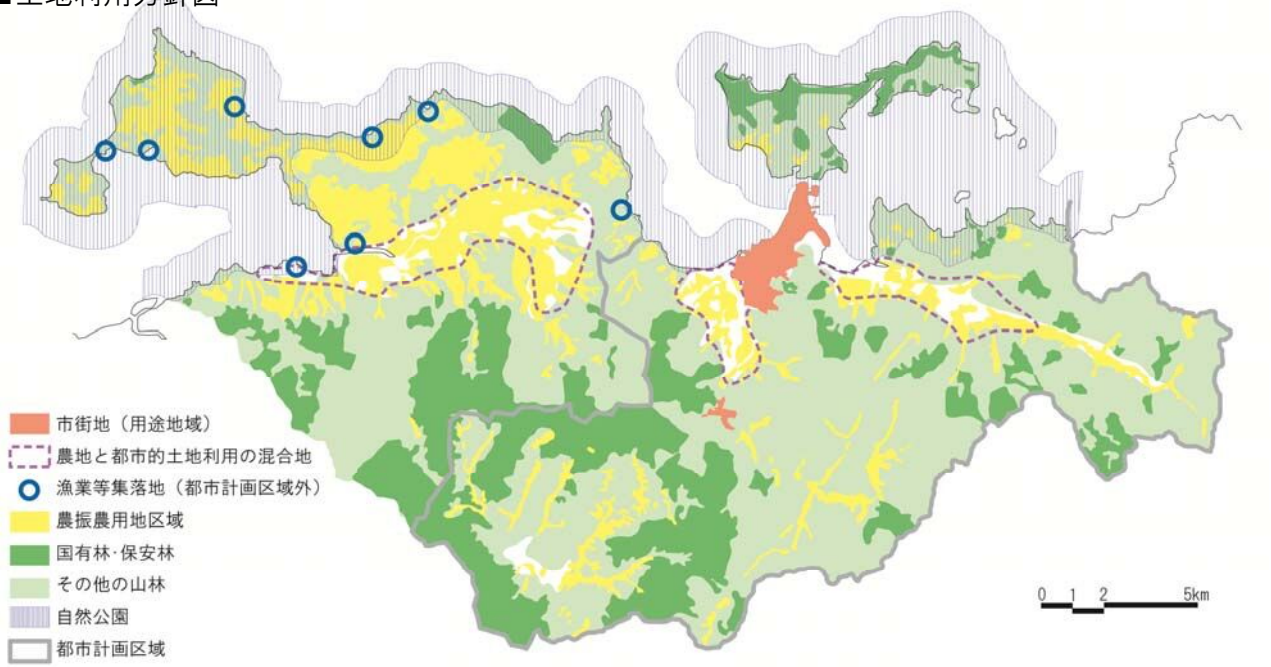
日置や油谷地区においては、自然環境や農林業と調和した中で住宅や商業、公共施設など都市的土地利用を行うとともに、高齢者を始め市民が安心して快適に暮らしていくことができるよう、生活環境の整備、道路や公園のバリアフリー化、防災対策を進めていく。

このうち、海岸部に分布する漁業集落等については特に家屋の密集や道路幅員の不足などから災害に対する危険性もあることから、都市計画区域の拡大を含めその防災性の向上に対する対策を検討する。

また、当地区は、広く国定公園の指定を受けた海岸線や棚田が分布するなど、生活と密接なつながりのある景観を有しており、その保全を図る。

山林については、適切な管理を行うとともに保養空間やレクリエーション活動の場としての活用を図る。また、山地災害の防止に向けた対策を促進する。

■土地利用方針図



４－３　交通体系整備の方針

（１）交通体系整備の基本方針

地域のネットワーク軸の形成は、道路、鉄道及びその他の公共交通網の整備により実現されるものである。したがって、道路網の整備と鉄道、バス、タクシーなど総合的な交通体系の整備により、ネットワークの強化を図る。

また、交通結節点整備や歩行者、自転車空間の確保など主として市街地内の交通についても、都市の賑わいや観光の振興等の観点から整備を図る。

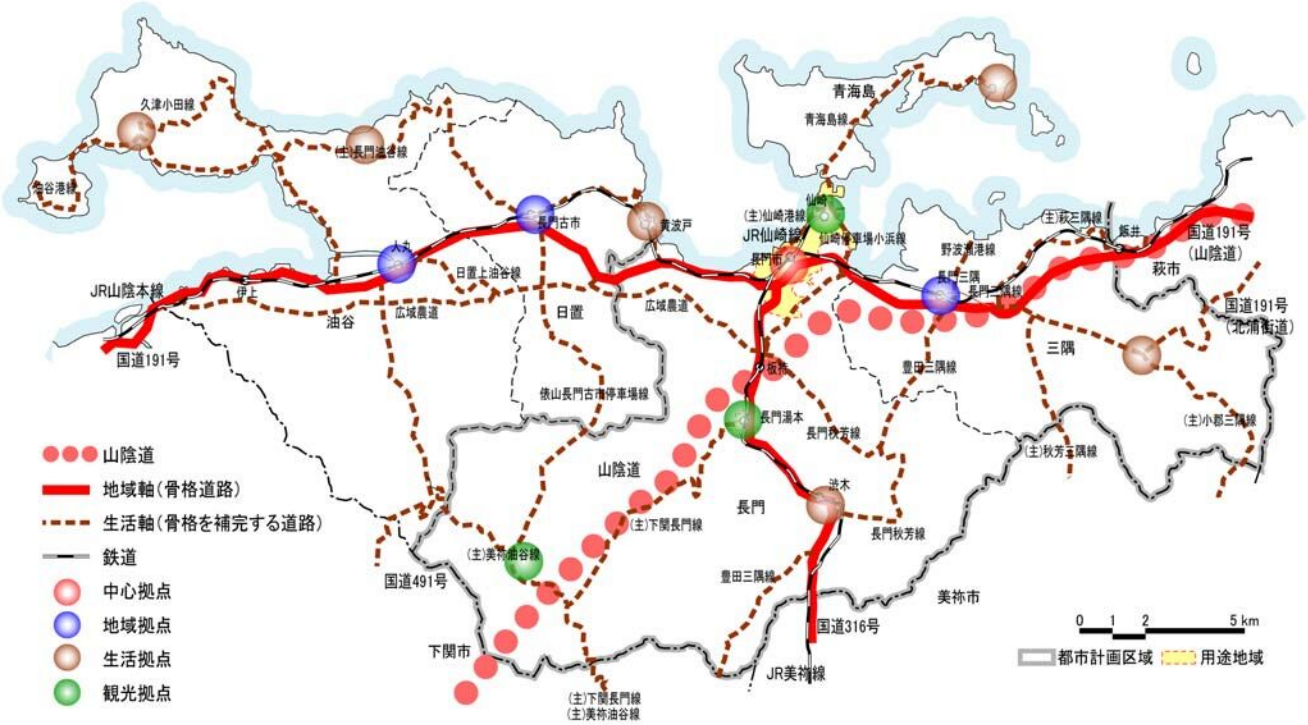
（２）地域交通網の整備方針

山陰道については、萩～三隅間が開通し、現在長門～俵山間について建設が行われている。高規格道路網は、本市と隣接都市や国土幹線との接続により、地域間の交流を活発化し、市民にとっての雇用、通学、買物、観光など多様な生活行動の選択肢を大きく拡大させるものであり、地域の浮揚のためにも整備の必要性が高く、引き続き山陰道の全線の開通整備を図る。

本市の骨格的な幹線である国道 191 号と国道 316 号については、隣接都市との交流、日常生活行動、産業活動、観光流動、災害時の人や物の輸送など様々な都市活動を支えており、円滑な交通流動を実現するため幅員、線形、歩道の確保など必要な改良整備を図る。

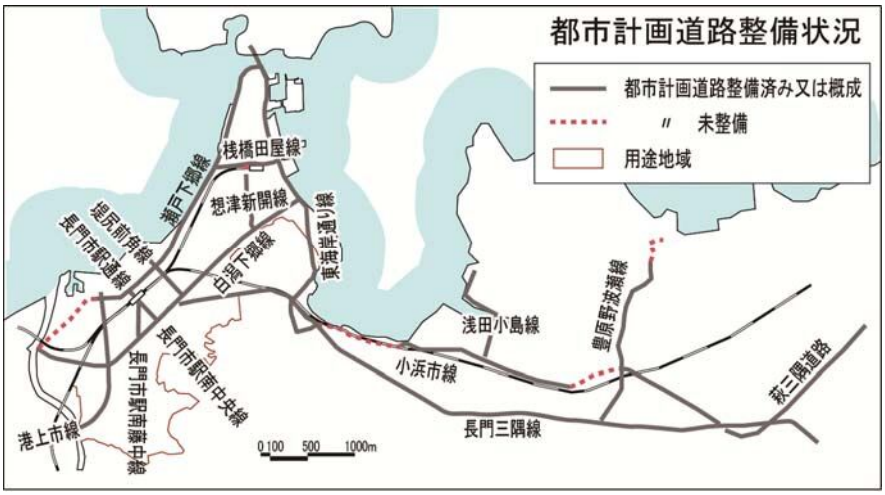
国道 491 号、主要地方道、一般県道及び広域農道は、骨格幹線を補完する道路として地域拠点や生活拠点を結び、日常的な生活流動、災害時の避難や救助活動、バスルートなどの軸としての役割が期待され、市民の生活の安心を支えるため、機能を十分に果たすことができるよう幅員、線形の改良整備を図る。

■交通体系整備方針図



（３）都市計画道路の整備方針

本市の都市計画道路は、16 路線について計画決定が行われ、概成（計画幅員の３分の２以上の現況道路がある）を含めると 90%の整備率となっているが、3･5･6 瀬戸下郷線や 3･5･8 小浜市線等では未着手のまま現道もない区間があり、今後、その必要性や整備の見通しについて再検討を図る。



資料:都市計画基礎調査

（４）公共交通網の整備方針

①鉄道

市内を経由するJR山陰本線、JR美祢線（被災により現在、バスによる代行運行）、JR仙崎線は、運行本数が少なく利用客も減少するという状況にあるが、これら鉄道は貴重な公共ストックであり、また高齢者や通学者等にとっての足として、今後積極的な活用に向けた対策を講ずる必要がある。

具体的には、イベント列車の運行や交通結節点としての整備、他の交通への乗り継ぎ改善等による利用促進を図るとともに、ＪＲ美祢線を新たに美祢線ＢＲＴとして整備し、交通機能の早期回復と利用者の利便性向上を図る。

※美祢線ＢＲＴの整備については、「美祢線沿線地域公共交通計画」に沿って進める。

②バス等

市内には公共交通不便地域が広範に分布し、住民の高齢化とあいまって市民の生活行動が制約される状況となっている。

このため、基幹となるバスルート、これに接続する乗合タクシーやデマンド交通システムなど総合的な公共交通システムを確立して、生活行動の安定を図っていく。

この際、中心拠点、地域拠点、生活拠点の各拠点を公共交通の結節拠点としての機能の充実を図ることによって、交通と買物、通院、通学などの生活行動が集約する場所としての総合的な拠点化を図ることとする。

（５）歩行者･自転車等

市街地内にあっては、主要道路についてバリアフリー化された歩道の設置、観光客の動線に重なる自転車道の整備、商業業務地での安全で快適な歩行空間の整備など、歩行者や自転車利用を促進する整備を図る。

４－４　自然環境の保全・公園緑地の整備方針

（１）自然環境の保全の方針

日本海に面した 40km をこえる海岸線は、ほぼ全域が北長門国定公園に指定され青海島や棚田、千畳敷、くじら資料館、海水浴場など特徴ある自然的、歴史的、社会的な資源として市民の誇りとなっている。また中国山地西部に位置する山林は、水源を涵養し、山地災害を防ぐと同時にレクリエーションや自然学習の場としても重要な役割を果たしている。

このような自然資源は、今後も自然エネルギーの創造の源として、また CO_2 の吸収など環境の負荷を和らげる機能として、さらに観光の資源として産業の活性化を支える役割など、新たな役割が期待されることから、長門固有の貴重な資源として次代に継承していくことが重要であり、その積極的な保全と新たな役割を踏まえた活用を図っていくこととする。

（２）公園・緑地の整備方針

豊かな自然に囲まれた本市にあって公園や広場に期待される役割は、市民が日常的に交流を深め、また屋外での憩いの空間として、さらに災害時の避難や防災活動の拠点など、市民生活に密着した機能として位置づけることができる。さらに、観光施設や中心市街地にあってそれらの魅力を高めることや憩いの場としての役割も期待される。

現在、都市計画公園として計画整備されているのは、総合公園の長門市総合公園及びスポーツ公園の小河内公園の２箇所であり、日常生活や観光との関連性はやや弱いのが現状である。

このため、次のような公園緑地の計画的な配置を進める。

①用途地域内の住宅地における子供たちの遊び場や災害時を想定した防災広場などの役割を持った公園

②JR 長門市駅周辺市街地や仙崎市街地に買物客や観光客に休憩の場を提供する公園

③地域拠点、生活拠点において周辺集落等の市民の交流の場や、移動サービス拠点、防災広場などの役割をあわせ持った市民広場

これらの公園や広場の整備にあっては、既存公共公益施設（跡地を含む）の活用など現在あるストックを有効に活用することにより、効率的な整備を図る。

長門市総合公園と小河内公園は、広域的なスポーツレクリエーション活動の場、市街地への緑の景観の提供、ルネッサながとにおける文化活動の場など、幅広く市民に親しまれる場となっており、今後とも維持保全や機能の充実を図る。

（３）都市景観形成の方針

①魅力ある市街地景観の形成

中心拠点周辺は、長門市を印象付ける中心市街地として歩道や街路樹などの公共空間の整備、沿道敷地の緑化や公共空間との景観的な融合などを通して、質が高く個性的な景観形成を行うことによって、魅力的な市街地形成を図る。

地域拠点や生活拠点についても、生活利便施設等の整備や保全にあわせて、それぞれの特性に合わせた景観整備を図る。

②良好な沿道景観の形成

ネットワーク軸として位置づけた道路にあっては、国道 316 号のような街路樹による並木の形成が可能な区間について整備や維持管理を図るとともに、沿道に立地する建物の形態や色彩、屋外広告物になどが乱立しないような景観のコントロールを図る。

③個性ある街並み景観の形成

仙崎地区の歴史ある街並みや湯本地区、俵山地区の温泉街については、それぞれの地区の持つ特色ある雰囲気を感じることができるような一体的街並みの整備や街路空間の整備を図る。

東深川や仙崎の市街地内に残された小さな丘陵地や寺社、青海島の緑は、市街地の景観に変化を与え、また緑の背景を提供するなど景観の質を高める役割を果たしており、その保全を図る。

市街地を囲む海岸線は、港や波打ち際、防風林など様々な姿を見せており、質が高く安全な変化を楽しむ散策空間として整備を図る。

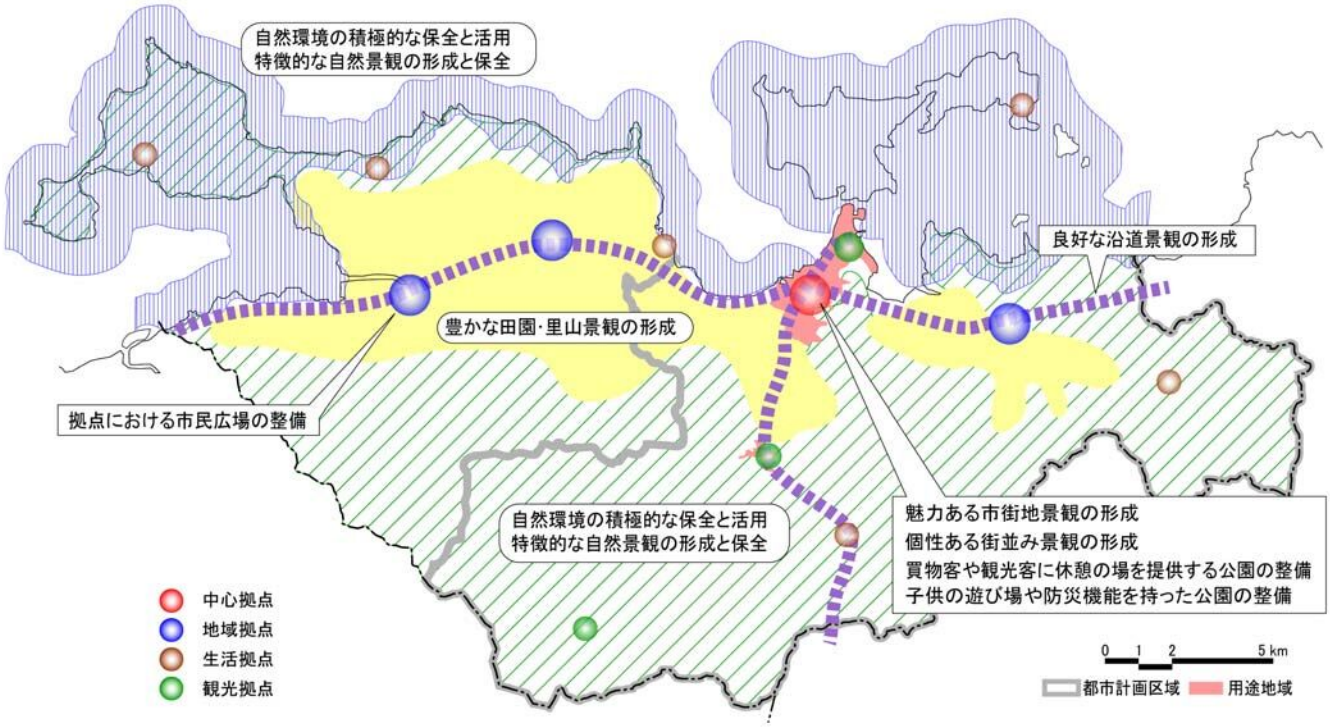
④特徴的な自然景観の形成と保全

北長門海岸国定公園に指定されている海岸線や後畑の棚田、青海島など特徴ある景観を提供している地域については、その景観の保全とあわせ周辺環境への影響に配慮しながら優れた眺望ポイントの整備、アクセス路の整備などを図る。

⑤豊かな田園・里山景観の形成

三隅から長門、日置、油谷に連なる平地部は、農業生産地として中国山地を背景とする田園景観、里山景観を提供しており、豊かで落ち着きと懐かしさを提供する田園として、屋外看板や違和感のある建物の抑制などにより、良好な田園･里山景観の形成を図る。

■自然環境の保全･公園緑地の整備方針図



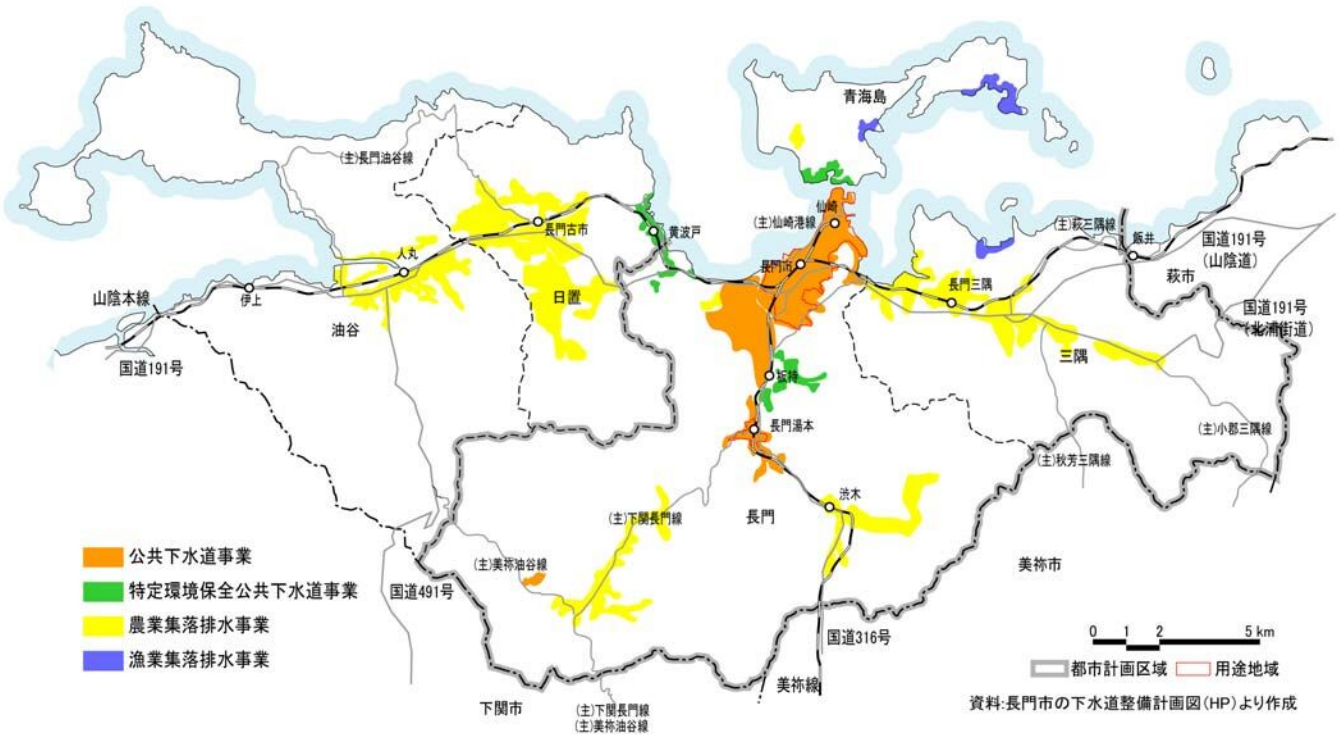
４－５　下水道の整備方針

本市の汚水処理は、公共下水道のほか特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の各事業により行われている。

平成 24 年度末現在の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政区域人口）は 89.3%（合併処理浄化槽を含む）となっている。

今後は、計画区域外について合併処理浄化槽の普及により水洗化率の向上を図るとともに、既存設備の老朽化に対応するため、計画的な維持保全や長寿命化を図る。

■下水道整備状況



４－６　その他の施設の整備方針

（１）住宅

一般の住宅については、旧耐震基準（昭和 56 年５月 31 日以前）で建築された住宅の耐震化を促進して安全性を高めることや、世帯の分離等の受け皿となる新しい住宅について良質なストック形成の促進を図る。

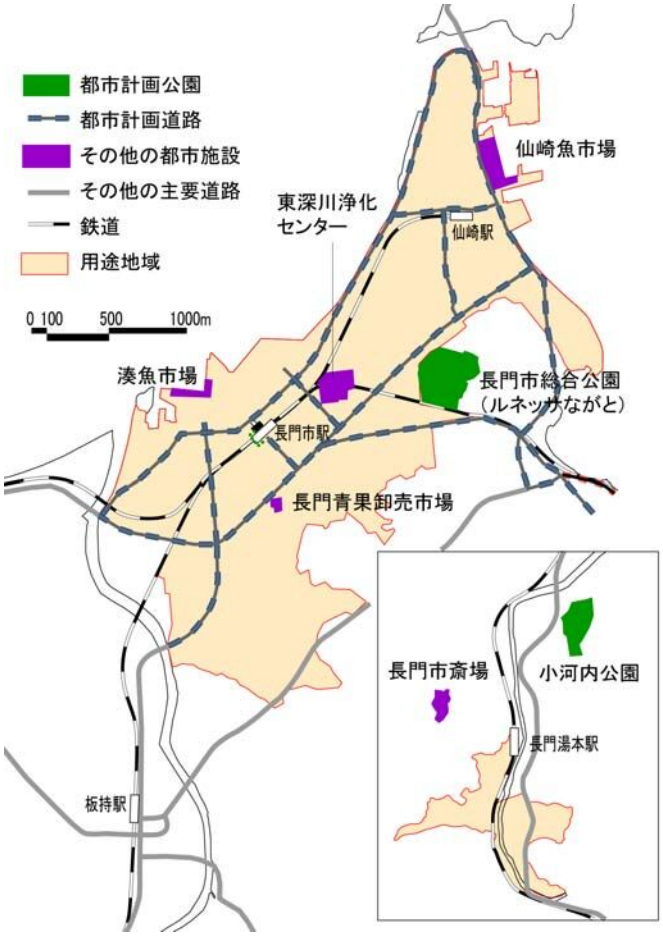
人口活力の回復に向けて UIJ ターンや子育て世代の定住化促進を図るため、良質で入居しやすい住宅や多様なニーズに対応した住宅の供給を図る。

公的住宅については、既設の公営住宅について、老朽化した住宅の計画的な更新や、改善、修繕の計画的な実施による居住水準の向上を図る。

（２）供給処理施設等

本市には、長門市斎場、長門広域清掃センター（ごみ処理）、長門リサイクルセンター（その他の処理）が都市計画施設として整備されている。このうち長門広域清掃センターは、老朽化に伴い萩･長門清掃一部事務組合を設立して新ごみ焼却場（萩市大字山田）の建設が行われており、平成 27 年度に供用開始の予定となっている。

今後、長門市一般廃棄物処理基本計画等に基づきながら、市民に対するごみ処理や環境美化に関する情報提供や啓発・周知を行うなど、市民と一体となった環境衛生の取り組みを推進するとともに、処理施設の維持保全、機能強化を図る。



（３）市場

本市には、仙崎魚市場、長門青果卸売市場、湊魚市場の市場が都市計画施設として整備され、近年機能の更新も行われている。

今後とも地場産業の振興や市民生活の基盤施設としてその機能の保全を図る。

４－７　都市防災の方針

（１）基本的考え方

本市では、台風などの集中豪雨による洪水、低地帯での浸水や山間部におけるがけ崩れ、地すべり、地震の際の津波の発生などが懸念されており、その発生を防ぐとともに発生した場合の応急対策や自主的な防災対策などにより、被害を最小限に食い止める対策が求められている。

また、市街地における延焼火災や地震時の建物の倒壊など都市特有の災害に対して、安全なまちづくりが必要である。

このため、地域防災計画と連携して避難路、避難場所などの確保を図ることや、火災や浸水に強い市街地形成の促進を図る。

（２）自然災害に対する対応

河川や海岸においては、台風や大雨による洪水、高潮、波浪などの災害、また、内陸部、山地部においては急傾斜地の崩壊や地すべり、土石流災害のほか、災害時の集落孤立などの二次的な災害発生のおそれがある。

このため、災害危険区域の設定、土砂災害警戒区域など警戒区域の指定、山林保全による水源涵養機能の強化、道路、河川、堤防などの公共施設の防災対策などにより、災害発生を防止または軽減化を図る。

（３）市街地の災害に対する対応

①市街地の延焼防止

仙崎地区等木造家屋が集積した地区においては、建築物の延焼防止のために準防火地域の指定を継続するとともに、まとまった樹林地の保全、植栽など総合的な延焼防止機能の向上を図る。

②避難場所や避難路等の整備

地震や水害、大規模火災など市街地における災害時の避難場所として公園や教育施設などの空地の確保を図るとともに、これに接続する安全な避難路、防災活動や緊急輸送などのための道路の確保を図る。

③河川や海岸の整備

河川・海岸の背後の一般市街地や集落地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震性の確保や消防水利施設の整備など、防災上必要な施設整備を図る。

5　地域別まちづくり構想

5－1　地域別まちづくり構想について

■地域別まちづくり構想のねらい

地域別まちづくり構想は、市民にとっての身近な地域についてまちづくりの方針を示し、まちづくりに対する理解や関心を高めること、また、身近な地域における課題や将来像を共有化してもらい、主体的にまちづくりに関わってもらうための手がかりとなることを狙いとする。

■地域区分

地域は、市内のうち都市計画区域が指定された旧長門市、旧三隅町の区域を対象に、生活圏の拡がりや歴史的な経緯などを踏まえて、旧行政界及び中学校区にもとづいて「通･仙崎地域」、「深川地域」、「俵山地域」、「三隅地域」の４地域に区分する。

※地域別の検討に当たっては、必要に応じて用途地域の内外に区分して検討を行う。統計資料で用途地域内外の区分がない場合は、「通･仙崎地域」にあっては通地区と仙崎地区、「深川地区」にあっては、東深川地区とその他深川地区に区分している。

地域区分図



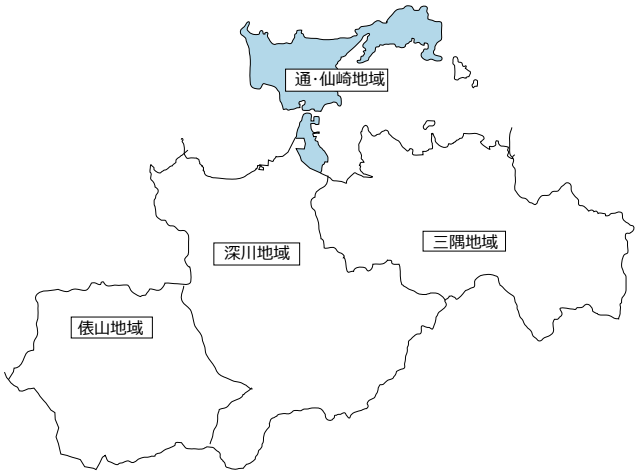
地域別の面積･人口

	面積			平成22年人口		
		用途地域	用途地域外		用途地域	用途地域外
通･仙崎地域	1,765 ha	109 ha	1,655 ha	6,139 人	3,914 人	2,225 人
深川地域	8,354	369	7,985	14,149	8,742	5,407
俵山地域	5,129	―	5,129	1,256	―	1,256
三隅地域	6,732	―	6,732	5,842	―	5,842
合　計	21,980	478	21,502	27,386	12,656	14,730

資料：都市計画基礎調査(H24)

５－２　通･仙崎地域

（１）通･仙崎地域の現状と課題



■地域の概要

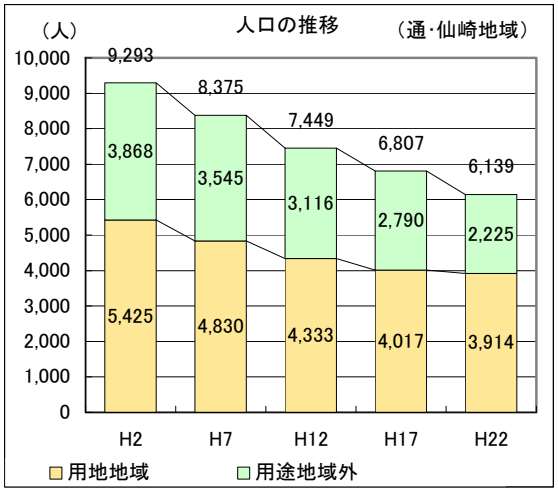
- 都市計画区域の北部に位置し、半島部と青海島から構成される。
- 通地区は青海島の西部に位置し、捕鯨の歴史を伝える漁業集落である。
- 仙崎地区は、青海島の中部、東部及び半島部にまたがって位置し、このうち半島部は、古くから仙崎港や蒲鉾生産地として栄えた市街地が形成されている。
- 南部には総合公園と「ルネッサながと」が整備され市全体への文化・レクリエーションサービスを提供している。
- 仙崎地区のうち半島部に用途地域が指定されている。

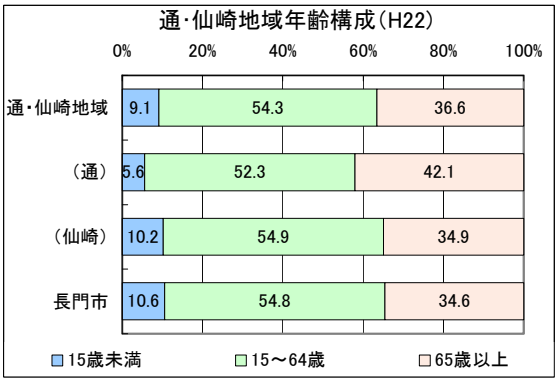
■人口構造

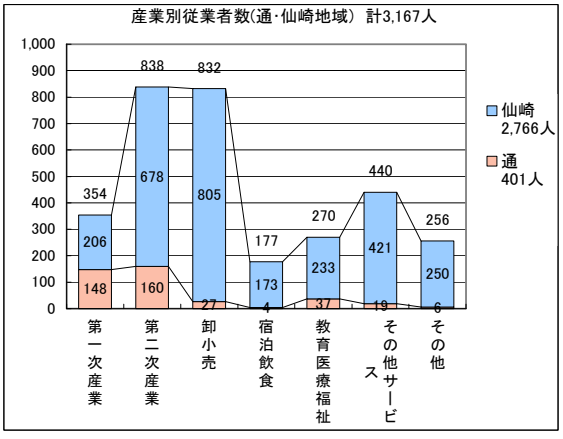
- 平成 22 年の人口は 6,139 人で、平成 12 年からの 10 年間に約 1,300 人(18%)が減少した。
- 用途地域内には約 4,000 人が居住しているが、10 年間で 10%減少している。
- 高齢化率は 36.6%で市の平均を 2 ポイント上回り、特に通地区では 42.1%に達している。

■産業構造

- 地域で働く従業者は 3,167 人で、第二次産業、卸小売業の合計が半数以上を占めている。
- 通地区では第一次産業と第二次産業が多く漁業と水産物加工が主要な産業である。仙崎地区は水産物加工と卸小売が主体となっている。

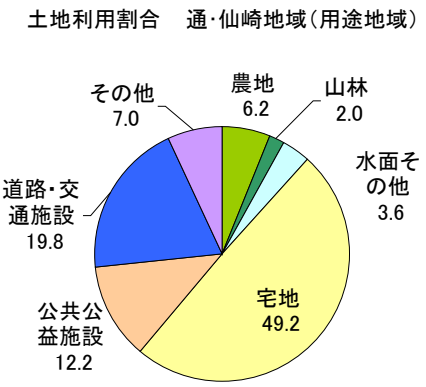


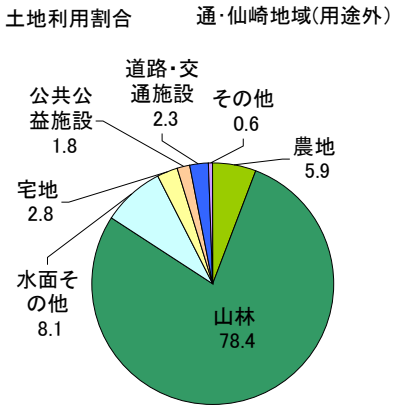




■土地利用

- 用途地域内では、ほぼ半分を宅地が占め、自然的土地利用は 12%にとどまるのに対して、用途地域外では約８割を山林が占め、このほか自然的土地利用の合計が 92%を占める。
- 市街地は半島部のほぼ全域及び通地区の漁港を取り巻く平地部に形成され、青海島は通市街地を除いてほぼ山林利用となっている。





■道路･交通

- 地域の南端部に国道 191 号が経由し、このほか半島外周部に(主)仙崎港線、(一)仙崎停車場小浜線が経由し、また青海島には(一)青海島線が青海大橋と通地区を結んでいる。
- 仙崎地区半島部に JR 仙崎線が JR 長門市駅から伸びており、仙崎駅が設置されている。
- バスは主要道路に沿って路線バス、スクールバスが運行されている。
- 半島部の公共交通利便性は高いが、青海島地区では地形条件の制約もあって利便性は不十分である。

■成長戦略（主に観光の振興関連）

- 金子みすゞをコンセプトにした周遊型イベントの実施
- みすゞギャラリーの整備
- 海の恵みを体感できる体験プログラム等の充実
- 地元直売所等と連動した観光開発素材の売出し
- 街並み演出に向けた検討

■地域の課題

（用途地域）

〇観光拠点として魅力の向上

・金子みすゞ記念館を取り巻く街並みや卸売市場や観光船乗り場などが一体となった水産物と観光の拠点形成

・中心拠点や湯本観光拠点、「ルネッサながと」との連携など長門市全体の観光を展望したまちづくり

〇安全で快適なまちづくり

・伝統的家屋の保全を図りながら町全体の防災性や緑の確保など生活環境の保全と水準の向上

（青海島・通地区）

〇個性ある自然環境の保全

・日本海を望む緑豊かな漁業とレクリエーションの島として自然環境の保全と、様々な屋外活動を可能にするレクリエーションゾーンの形成

〇通地区等における集落地の生活環境の確保

・暮らしやすい生活を維持していくため生活拠点の形成

・漁業集落として古くから集積した家屋の安全性確保や公共交通利便の向上などによる生活環境の向上

（2）通･仙崎地域まちづくり構想

■目指すべき地域の将来像

伝統や文化を感じる街並みと港の活気が調和した賑わい拠点　（用途地域）

自然と景観を楽しむレクリエーションゾーンと捕鯨の歴史に培われた
暮らしやすい漁港のまち　（青海島・通地区）

■まちづくりの基本目標

〇訪れる観光客に魅力と個性を印象づけるまちづくり

・金子みすゞ記念館を核とした市街地と水産物、港が一体となって様々な雰囲気、体験を提供する観光拠点の形成を図る

〇持続できる暮らしを支えるまちづくり

・安心できる日常生活を支える商業、医療、コミュニティなどの機能の確保を図る

〇様々な状況に対応できる交通環境づくり

・日常の生活行動、観光客の流入、災害時の安全確保など様々な状況に対応できる交通基盤、システムの整備を図る

〇災害に強いまちづくり

・高潮や地震、津波など沿岸部特有の災害や木造市街地の延焼危険に対する防災性を高めるまちづくり

■土地利用の方針

（用途地域）

・仙崎駅北側の半島部を占める市街地は、仙崎港の歴史とともに形成された伝統的市街地であり、中央部の金子みすゞ記念館のほか商家住宅、水産物加工場、寺社などからなる街並みが構成されており、生活生産の場であるとともに観光で訪れる人に魅力ある雰囲気を提供する場となっている。今後、その質を高め、暮らしを守るとともに街並みの質を高め、落ち着きと賑わいが一体となった街並み形成を図る。

・仙崎港一帯は、観光船乗り場、シーサイドスクエア、卸売市場など港町の機能を備えており、歩行空間の確保や駐車場の確保などにより、仙崎駅や市街地との連続性を高めながら、地域一帯を様々な体験が可能な観光の拠点として整備を図る。

・地域南部の市街地は高校や中学校が立地し、これを取り囲む住宅地が形成されており、防災に配慮しながら落ち着いた住宅地環境の保全を図る。

・用途地域外に位置する丘陵地は、市街地への緑を提供しておりその保全を図る。

・「ルネッサながと」や総合公園は、JR 長門市駅周辺市街地との連続性を考慮しながら、本市を代表する文化施設、総合公園として機能の保全を図る。

（青海島）

- 通地区は、当地区で日常的な生活を持続させていくことが可能な生活拠点として、教育施設、行政施設、福祉施設などの保全を図る。
- くじら資料館は、地区で培われた歴史を示す施設として港と一体となった環境整備を図る。
- 大日比、大泊、青海等については、農業、漁業、観光などを営む集落地として、防災や交通利便性の向上に配慮しながら、保全を図る。
- 島全体を占める山林や海岸線については、本市の貴重な資源であり、保全を図るとともに、景勝地、キャンプなど野外活動の場として環境に配慮しながら利用を図る。

■交通体系の方針

- 県道仙崎港線は、JR 長門市駅と仙崎地区を結び、さらに青海島へ伸びる路線であり修景や歩道の高質化など質の向上に向けた整備及び維持管理を図る。
- 白潟下郷線は国道 191 号と仙崎地区を結び、「ルネッサながと」や仙崎港、青海島などへのアクセスルートであり、わかりやすい案内表示や質の高い道路としての整備など市外からの利用者にも好印象を与える道路としての整備を図る。
- 用途地域の外周を囲む県道仙崎停車場小浜線、瀬戸下郷線は、海を望む海岸道路として、歩行者自転車空間の確保など質の高い整備を図る。
- 県道青海島線は島内の生命線であり、円滑な交通を維持していくため、急カーブの改善などきめ細かな整備を図る。
- 仙崎の市街地内道路は、歩行者が回遊できる道路空間として歩道の高質化や案内板、修景など質の向上を図る。
- 仙崎港は、青海島への遊覧船の発着場となっており、特徴ある観光施設として安全で利用しやすい施設整備を図る。

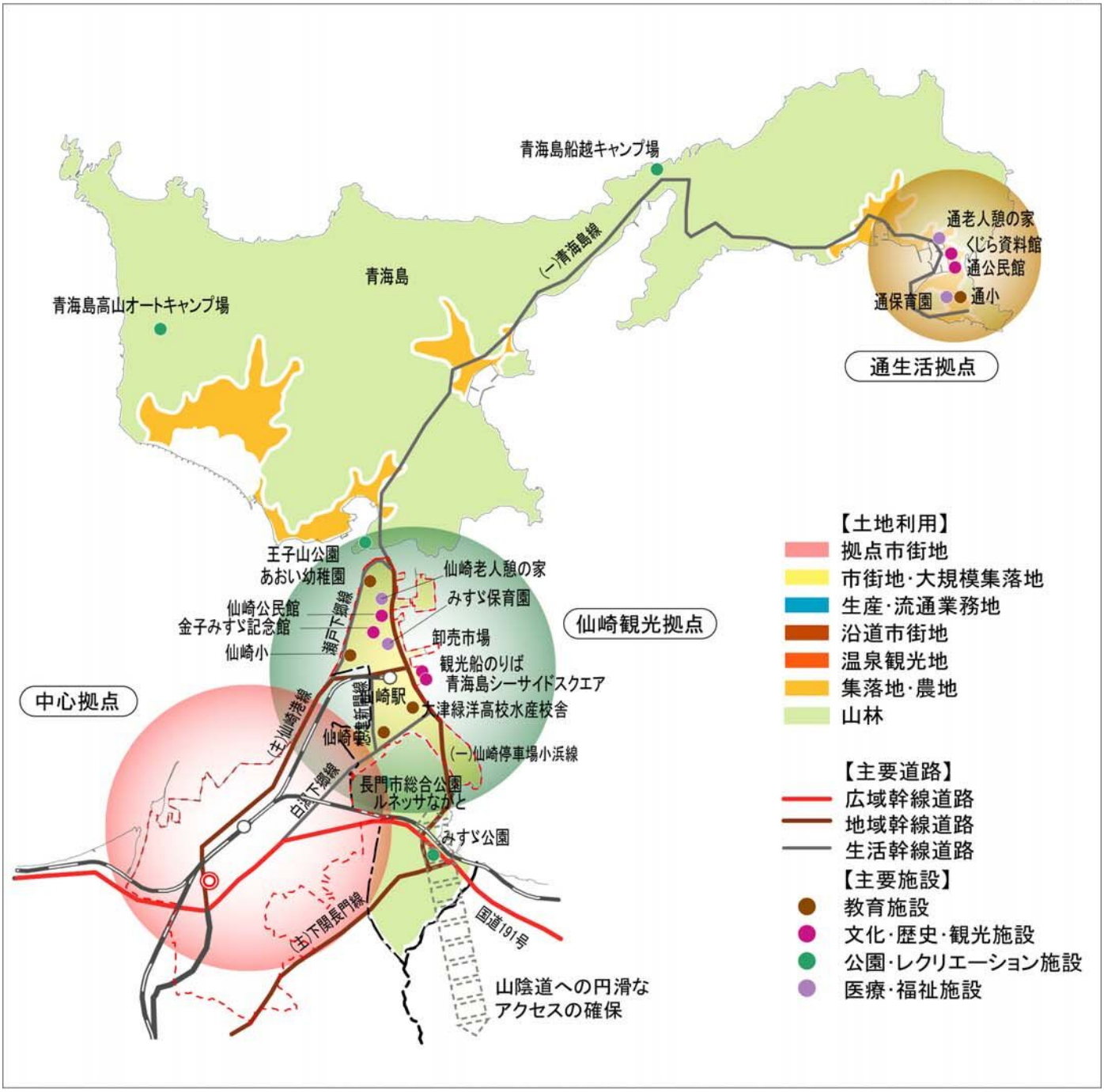
■自然環境・景観・公園の方針

- 用途地域内、通地区については居住者の生活環境の一つとして空地の活用などにより公園、広場の整備を図る。
- 仙崎市街地については、観光客の利用も想定して休憩広場や展望スポットなどの確保を図る。
- 「ルネッサながと」、総合公園、みすゞ公園、王子山公園、シーサイドスクエア等については、市民の憩いの場、文化の拠点、観光客の利用などの役割を果たしており、必要な駐車場の確保、案内の充実、施設の修景などにより利用の促進を図る。
- 観光拠点の形成に向けて道路空間の質の向上を図るとともに屋外広告物対策など沿道景観の質の向上を図る。
- 青海島、市街地南部丘陵地、市街地内の寺社内などの緑は、景観、防災、環境などに対する貴重な自然空間として保全を図る。

■地域防災の方針

- 青海島、通地区では高潮等の沿岸部の災害や丘陵地の土砂災害、災害時の道路の閉塞など地域の災害特性に対応した防災対策を図る。
- 用途地域については沿岸部の高潮や木造市街地の火災延焼等への防災対策を図る。
- 災害時の避難場所や避難路の確保やハザードマップを通しての市民への周知などに努める。

通・仙崎地域



用途地域　市役所　駅
地域界　支所　鉄道

0　1　2　3（km）　N

●目指すべき地域の姿

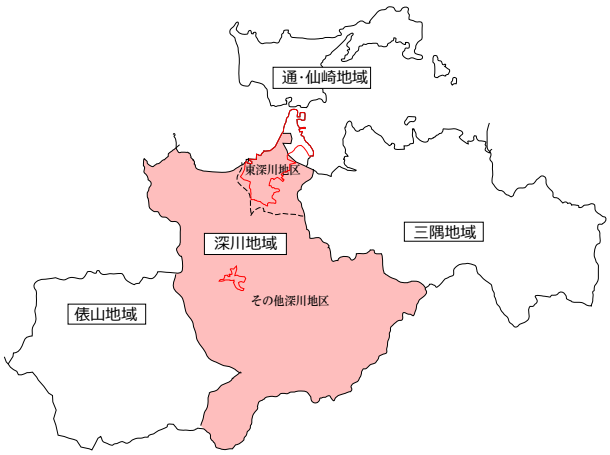
（仙崎地区）
伝統や文化を感じる街並みと
港の活気が調和した賑わい拠点
（通・青海島地区）
自然と景観を楽しむレクリエーションゾーンと
捕鯨の歴史に培われた暮らしやすい漁港のまち

■まちづくりの基本目標

○訪れる観光客に魅力と個性を印象づけるまちづくり
○持続できる暮らしを支えるまちづくり
○様々な状況に対応できる交通環境づくり
○災害に強いまちづくり

５－３　深川地域

（１）深川地域の現状と課題

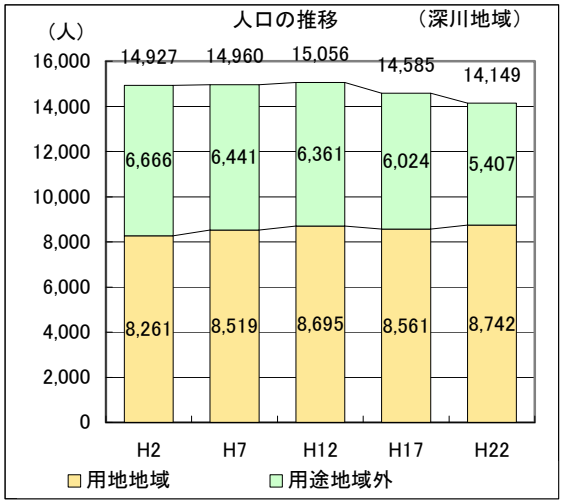


■地域の概要

- 都市計画区域の中央部に位置し、地域北部は日本海に面する湊漁港や JR 山陰本線長門市駅周辺に市街地が形成され市内の主要な都市機能が立地する中心拠点機能を果たしている。
- 中部の湯本地区は、温泉観光地として温泉街が形成されている。
- 北部市街地周辺の西深川地区は、深川川両岸に広がる平野部となっており農業生産を主とした地域である。
- 地域の南部は起伏が大きい中国山地に抱かれた農山村の真木・渋木地区から構成される。
- 用途地域は、東深川地区及び湯本地区の温泉街一帯に指定されている。

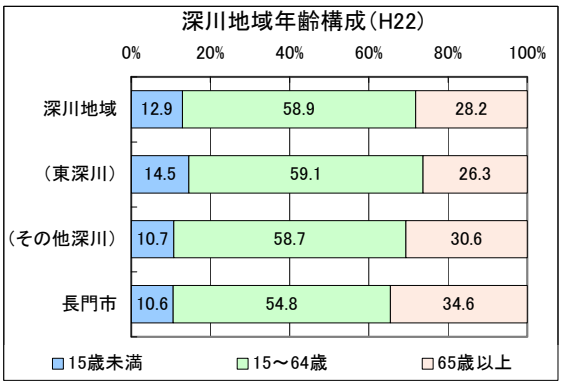
■人口構造

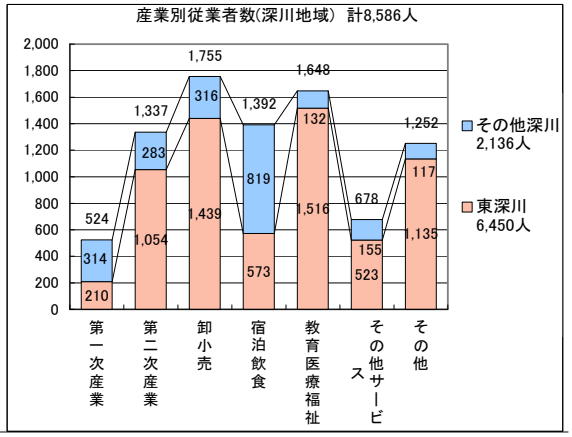
- 平成 22 年の人口は 14,149 人で、平成 12 年からの 10 年間に 900 人（6%）減少した。
- 用途地域には約 8,750 人が居住し 10 年間に 47 人の増加を示した。
- 高齢化率は 28.2%で市の平均を約 6 ポイント下回っている。



■産業構造

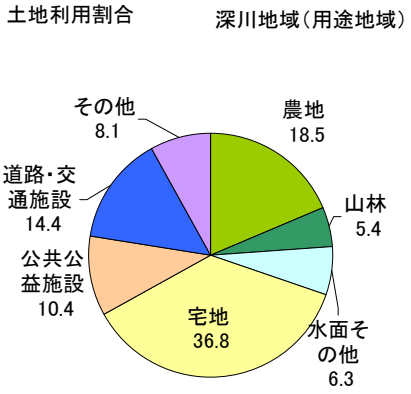
- 地域で働く従業者は 8,586 人で、産業別に見ると、東深川地区では教育・医療・福祉が最も多く次いで卸小売りとなっているが、その他の産業にもそれぞれ従業者数が多い。
- その他深川地区では宿泊飲食が多いことが特徴で、これは湯本温泉で働く人が多いことを示している。

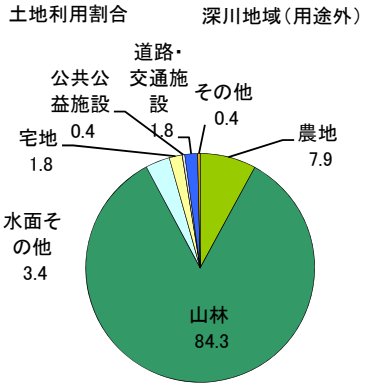




■土地利用

- 用途地域内では宅地や道路、公共公益施設などの都市的利用の合計が 6 割を占め、自然的土地利用は農地が 18.5%と農業利用の割合が高い。
- 用途地域外では、山林が 84%を占め、自然的土地利用の合計は 95.6%に達する。
- 地域北部の深川川の下流に広がる平地部において市街地、集落、農業利用が行われ、また中央部の湯本においても温泉を中心とした観光市街地が形成されている。





■道路・交通

- 海岸線に沿って東西方向に国道 191 号、また市街地と美祢を結ぶ国道 316 号が南北方向にそれぞれ経由している。
- この国道を軸に、(主)下関長門線、(一)豊田三隅線、(一)長門秋芳線、及び広域農道が地域内をネットワークしている。
- 市街地部分には都市計画道路が整備されている。
- 地域北部を東西に JR 山陰本線が、地域の中央部を南北に JR 美祢線が経由し、長門市駅のほか板持駅、長門湯本駅、渋木駅が設置されている。
- バスは、市街地内道路及び国県道に沿って路線バス、スクールバスが運行され、また乗合タクシー制度もある。
- 用途地域及びその周辺での公共交通利便性は高いが、鉄道や幹線道路から離れた地域では公共交通の空白地域が分布する。

■成長戦略（主に観光の振興関連）

- 周遊型プランの造成、支援
- 湯本地区散策ルートの修景、整備
- 湯本地区シンボル的観光施設の保全に向けた取組

■地域の課題

（用途地域:東深川地区）

〇中心拠点機能の強化

・市の中心として活性化を牽引する役割を担う市街地として、行政、交通、商業業務などの拠点機能の向上や長門らしい都市景観の形成

・基盤が整った南口と界隈性を残した北口との性格の違いを活かしたまちづくり

〇居住環境の向上

・良好な住宅地形成に向けて、公園の確保や基盤整備等による居住環境の向上

〇生産・業務機能の向上

・水産物加工場や流通機能、各種サービス機能など市の産業活力を高めていくため、円滑な土地利用の促進

（用途地域:湯本地区）

〇観光拠点の魅力の向上

・広域的な観光地として地区全体の魅力を高める街並みの整備

〇中心拠点との連携

・長門市駅周辺や仙崎地区との連携など長門市全体の観光を展望したまちづくり

（用途地域外）

〇板持地区の土地利用の対応

・幹線道路が集中する地区周辺における土地利用動向への対応

〇地域の生活環境の確保

・暮らしやすい生活を維持していくために生活拠点の形成

・田園や里、山林を長門市の個性として景観の保全

〇安定した公共交通環境の確保

・山間部等における地域幹線へのアクセス性向上と公共交通システムの運用などによる生活利便の向上

（2）深川地域まちづくり構想

■目指すべき地域の将来像

●魅力と利便性に富んだ賑わいのある長門の中心拠点　（用途地域：東深川地区）

●温泉地らしい街並みと豊かな自然に囲まれた憩いの里　（用途地域：湯本地区）

●高齢者にやさしく暮らしやすい生活の場　（用途地域外）

■まちづくりの基本目標

○中心拠点、観光拠点の機能や魅力を高めるまちづくり

・都市の持続性を支える中心拠点の形成と、市の発展の柱の一つである観光の活性化を支える観光拠点の機能の向上を図る

○持続できる暮らしを支えるまちづくり

・安心できる日常生活を支える商業、医療、コミュニティなどの機能の確保を図る

○様々な交通条件を活かしたまちづくり

・山陰道、国道、県道、鉄道などの資源の効果的な活用を図る

○災害に強いまちづくり

・土砂崩れ、土石流や河川の氾濫、高潮などの地域ごとの災害特性に対する防災性を高めるまちづくり

■土地利用の方針

（用途地域：東深川地区）

・JR 長門市駅周辺地区は、長門市の中心拠点として行政、商業業務、医療福祉、交通、娯楽などそれぞれの拠点機能の向上を図る。

・このうち、駅南市街地は基盤整備が行われ、国道が経由するなど車によるアクセス性が高いことから大規模集客施設の立地を促進し、広々とした街路空間と相まって大規模集客施設の立地による拠点形成を図る。

・駅北の市街地は親しみやすい界隈性を有していることから、安全快適に回遊することができる空間形成により、個性ある賑わい拠点の形成を図る。

・国道 191 号及び国道 316 号の沿道については多くの商業施設の立地が進んでおり、良好な沿道景観形成などに配慮した土地利用の促進を図る。

・湊漁港及びこれから伸びる市街地は流通や水産物加工場、供給処理施設など都市を支える機能が立地するゾーンとして機能の増進を図る。

・その他の住宅市街地については、落ち着いた住宅環境の保全を図るとともに、生活道路の安全性確保や公園の配置など環境水準の向上を図る。

・用途地域内の農地については、無秩序な開発を抑制しながら、需要に見合った土地利用を図る。

・用途地域の南部をかすめる県道下関長門線バイパスの用途地域外区間については、沿道の山林の保全を図るため開発の抑制を図る。

（用途地域:湯本地区）

- 国道 316 号、県道下関長門線の両側に展開する温泉地については、広域観光地として環境整備を図るとともに、これを取り巻く住宅地については温泉施設従業員等の生活の場として生活環境の向上を図る。
- 県道下関長門線の沿道については、観光客が回遊する主要な動線に位置することから沿道への商業施設などの誘導を図る。

（用途地域外）

- 板持地区については、国道、県道、広域農道が交わり、近傍に長門俵山道路のインターが予定され、道路交通の結節点となることから無秩序な開発による土地利用の混乱のおそれがあり、計画的な土地利用が必要である。このため、農業を始め関係機関と調整の上合理的な土地利用に向けた検討を図る。
- 深川川両岸に広がる平野部は、農地と集落地が分布する落ち着いた田園地帯を形成しており、生産環境や田園景観及び集落環境について保全を図る。
- 南部の渋木地区は、周辺の集落の生活維持を狙いとした生活拠点の形成を図るとともに、山林に囲まれた谷部に帯状に形成された農地や集落については、土砂災害や河川の氾濫等の防止を図り、また、生活拠点への緊急時にも機能するアクセスの確保を図りながら、自然に包まれた穏やかな生活環境の保全を図る。
- 山林は、水源の涵養や二酸化炭素の吸収、癒しを与える空間の提供など多様な役割を果たしており、積極的な保全を図る。

■交通体系の方針

（用途地域内）

- 用途地域内を経由する国道、県道については概ね整備が行われており、今後は質の高い市街地内街路として安全性、快適性を高めるきめ細かい整備及び維持管理を図る。
- 都市計画道路については、整備済み路線については各路線の特性(沿道土地利用、歩行者特性など)を踏まえた質の向上に向けた整備及び維持管理を図るとともに、未整備路線について整備の見通しが不明な路線は計画の廃止を含む検討を行う。
- JR 長門市駅の交通結節機能の充実に向けてバス、タクシーなどの利用利便の向上、駐車場の確保、駅前広場景観の整備などを図る。
- 湯本地区にあっては「おんせん通り」、県道下関長門線、JR 長門湯本駅を結ぶ市道及び河川公園、市営浴場、大寧寺川遊歩道などを結び、一帯を散策できる観光地として安全で味わいのある遊歩道の整備を図る。
- 中心拠点と湯本観光拠点及び仙崎観光拠点が一体となって観光客に親しみと様々な体験ができるよう、これらをつなぐ道路、鉄道の効果的な活用を図る。

（用途地域外）

- 国道 191 号、国道 316 号は、本市の東西、南北の幹線であり、円滑な交通処理とともに市を印象づける道路としての役割も担っており、国道 316 号の並木に見られるような道路環境整備の促進を図る。
- 山陰道は長門俵山道路の整備により、国道 316 号と三隅間を残すことになり、広域交通体系の形成に向けて整備の促進を図る。
- 地域南部の山間部を経由する県道長門秋芳線、県道豊田三隅線については、道路の閉塞による孤立集落の発生を防ぐため、山間部道路の崖地の防災対策や避難ルートの確保など必要な対応を図る。また、生活拠点や中心拠点を結ぶ公共交通システムの利用利便の向上を図る。

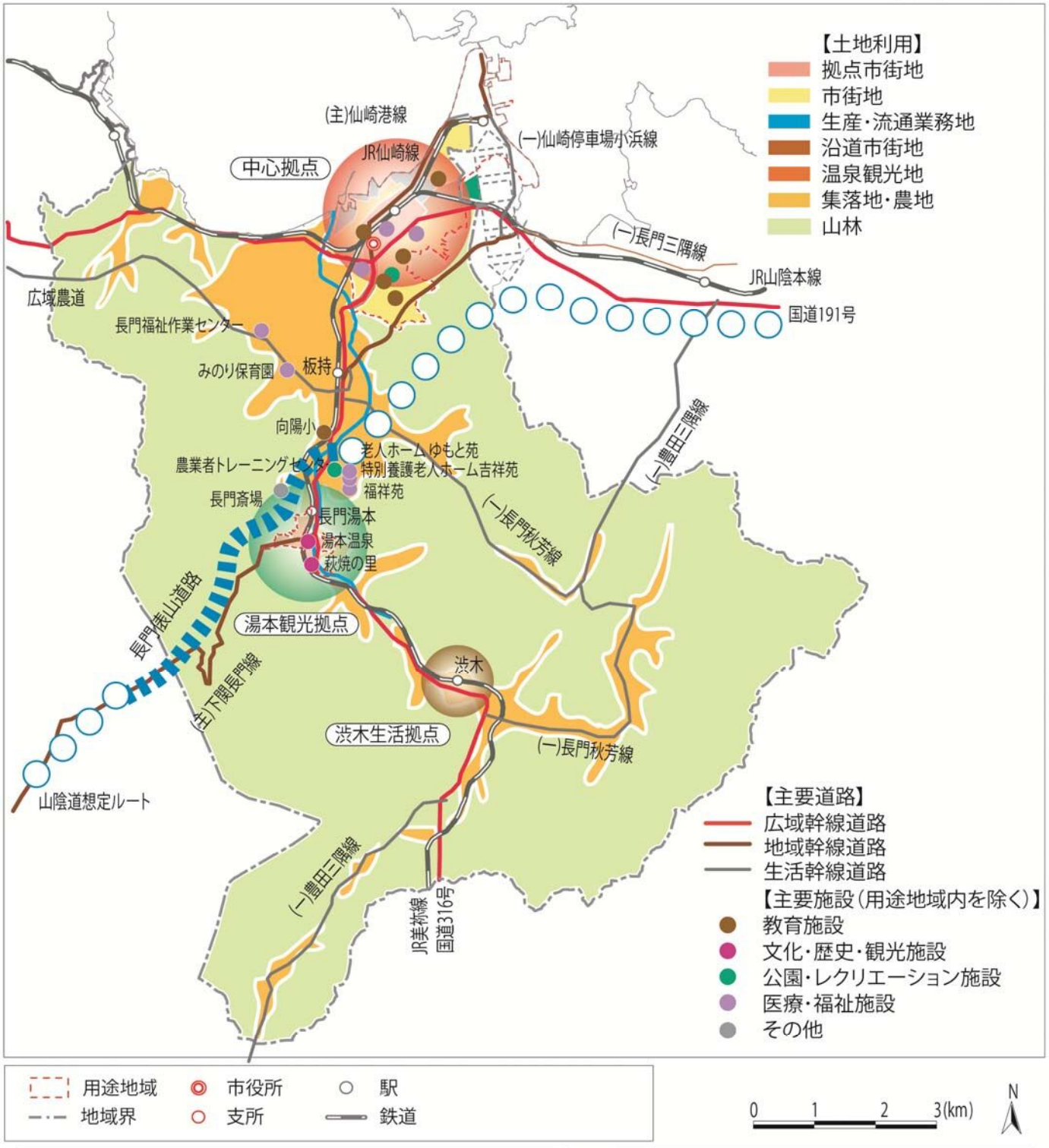
■自然環境・景観・公園の方針

- 用途地域内については公園の整備が基盤整備地区等に限られており、生活環境施設の一つとして、また中心拠点の快適性を高める施設として、計画的な整備を図る。
- JR 長門市駅周辺は市の顔として都市の個性や質の高さに配慮した市街地景観の形成を図る。
- 赤崎山や城山など市街地内丘陵地については公園機能や緑空間の提供などの面から保全、整備を図る。
- 湯本地区は、広域的な温泉観光地として、地区内を散策、回遊できる歩行空間の整備、維持管理を図る。
- 用途地域外の深川川平野部は、中国山地を望む田園地帯としての景観の保全を図る。
- 国道 316 号の並木は、長門を印象づけるみすゞゆめ街道の特色として維持保全を図る。
- 中国山地の一部を形成する山間部については、山林の多様な機能の維持保全と土砂災害などへの防災対応を図る。

■地域防災の方針

- 南部の渋木地区等の山林に囲まれた谷部に帯状に形成された農地や集落については、土砂災害や河川の氾濫等の防止を図り、また、孤立集落化の防止や生活拠点への緊急時にも機能するアクセス路の確保を図る。
- 市街地部や平野部では河川の氾濫や丘陵地との境界部における土砂災害などへの防災対策を図る。
- 災害時の避難場所や避難路の確保やハザードマップを通しての市民への周知などに努める。

深川地域



■目指すべき地域の将来像

(東深川地区)

魅力と利便性に富んだ賑わいのある長門の中心拠点

(湯本地区)

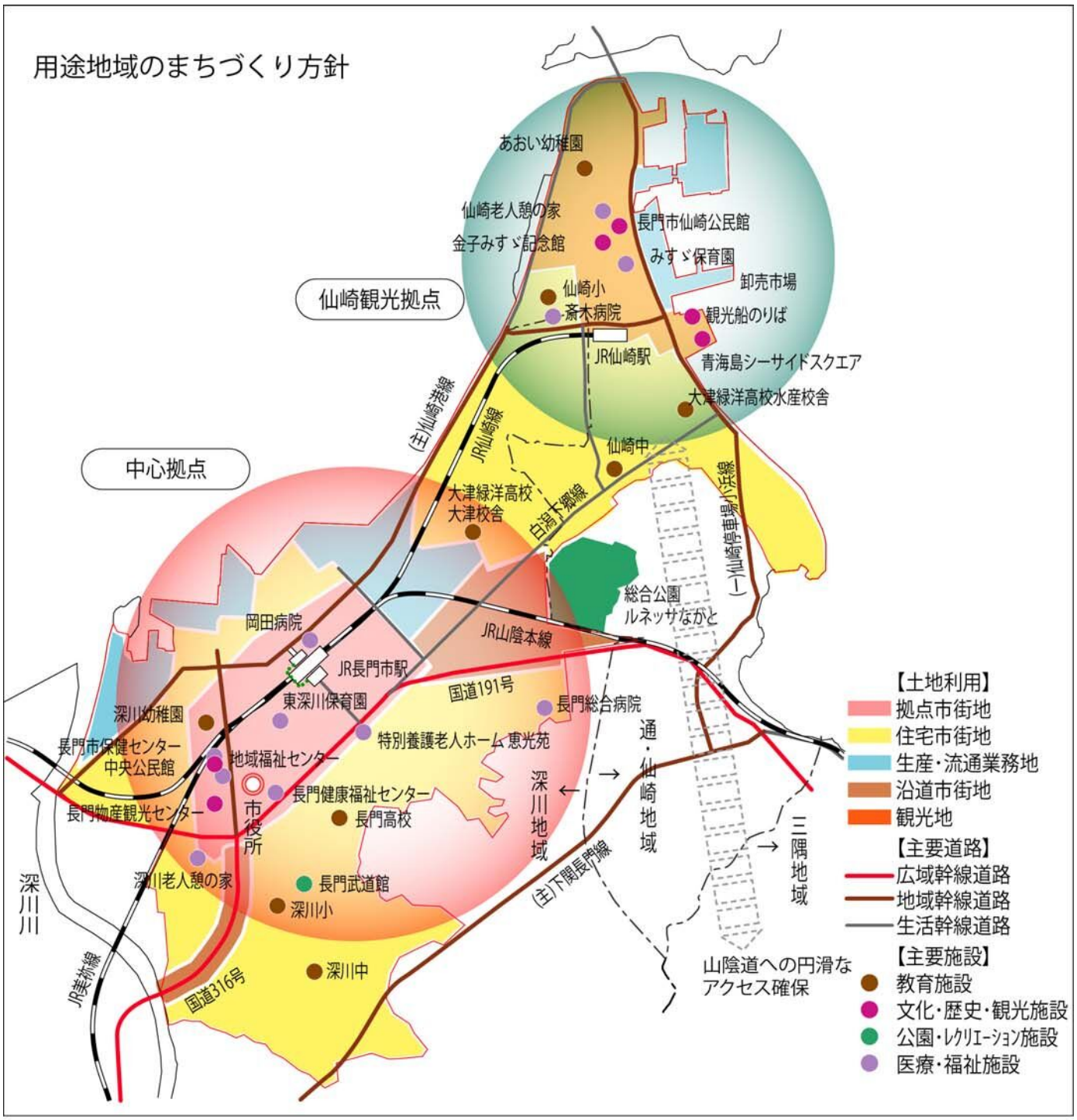
温泉地らしい街並みと豊かな自然に囲まれた憩いの里

(その他の深川地区)

高齢者にやさしく　暮らしやすい生活の場

■まちづくりの基本目標

○中心拠点、観光拠点の機能や魅力を高めるまちづくり
○持続できる暮らしを支えるまちづくり
○様々な交通条件を活かしたまちづくり
○災害に強いまちづくり



■目指すべき将来像(再掲)

(仙崎地区)

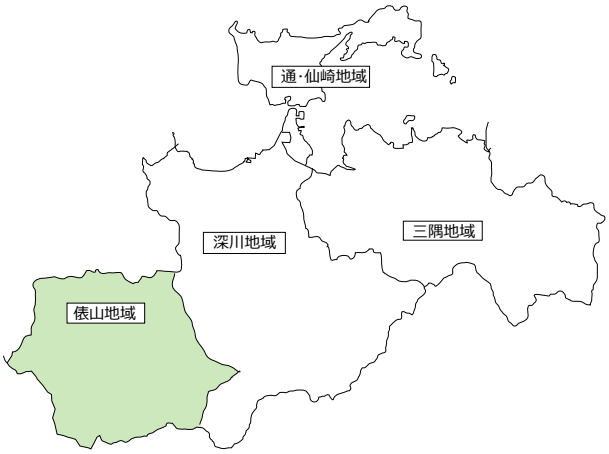
伝統や文化を感じる街並みと港の活気が調和した賑わい拠点

(東深川地区)

魅力と利便性に富んだ賑わいのある長門の中心拠点

5－4　俵山地域

（1）俵山地域の現状と課題

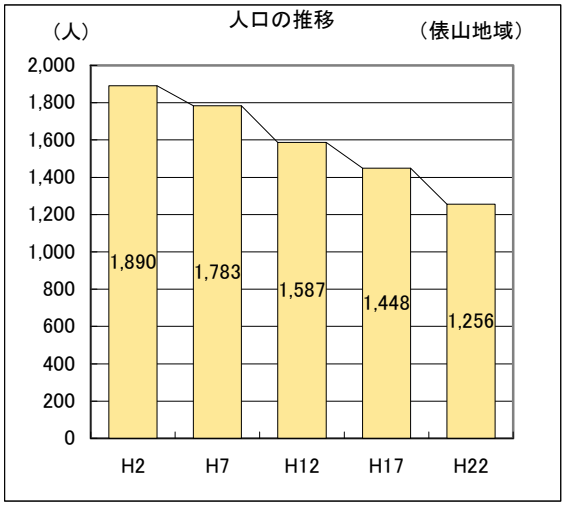


■地域の概要

- 都市計画区域の南西部に位置し、中国山地西端部を構成する起伏に富んだ山地の盆地部に形成された集落地である。
- 地域中央部には薬効で有名な俵山温泉が位置する。

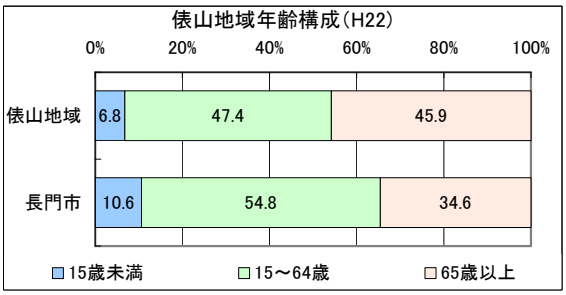
■人口構造

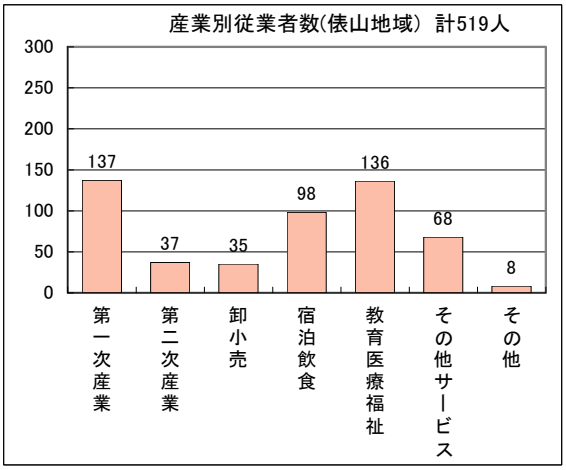
- 平成 22 年の人口は 1,256 人で平成 12 年からの 10 年間に約 330 人(21%)減少した。
- 高齢化率は 45.9%で、市の平均を 10 ポイント以上上回っており、15～64 歳の 47.4%に近い値を示している。



■産業構造

- 地域で働く従業者は 519 人で、産業別には第一次産業と教育医療福祉がそれぞれほぼ 4 分の 1 を占め、このほか宿泊飲食やその他のサービスなど俵山温泉で働く人が数字に表われている。

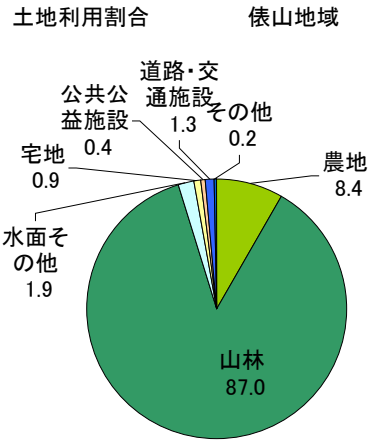




■土地利用

・山林が 87%を占め、自然的土地利用の合計が 97.3%に達する。宅地や道路、公共公益施設など都市的土地利用は 2.6%である。

・都市的土地利用は、地域のほぼ中央部の盆地や、その他の河川沿いに集落地が分布している。



■道路・交通

・地域内の主要道路は(主)下関長門線、(主)美祢油谷線及び(一)俵山長門古市停車場線がそれぞれ谷部や盆地を縫うように経由している。

・県道に沿って路線バスが運行されている。また、地域内で予約のあった地点と路線バスへ結節点の間を運行する新たな公共交通（俵山地区デマンド交通）が運行されている。

・地形条件から当地域の交通は、山間部の限られたルートとなっており、広域幹線道路や市街地等へのアクセスは制約されている。

・なお、概ね(主)下関長門線に沿った区間に山陰道の一部となる「長門俵山道路」が建設中である。

■成長戦略（主に観光の振興関連）

・温泉力のテキスト化に向けた取組

・宿泊滞在型サービスの開発

・観光案内拠点の設置 拠点機能の充実

・温泉街の景観整備

・体験型教育旅行の受入体制の強化

■地域の課題

〇温泉観光地として観光拠点の維持保全

・温泉地で保養の時間を過ごすことができる観光拠点の形成

・景観や街並み、公園、防災などに配慮したまちづくり

〇道路交通ネットワークの強化

・広域幹線道路や市街地等へのアクセス条件を克服するため道路・交通環境整備の重要性

・利用しやすい公共交通システムの運用

〇集落生活環境の維持

・暮らしやすい生活を維持していくため生活拠点機能の形成

・山林の保全と活用、土砂災害に対する防災対策等周辺の自然環境に対する保全と活用

（2）俵山地域まちづくり構想

■目指すべき地域の将来像

●温泉と緑、清流に包まれた癒しを提供する保養の場

■まちづくりの基本目標

○温泉の特色を高める観光拠点づくり

・個性と魅力に富んだ温泉資源をさらに効果的に活用した拠点の形成を図る

○持続できる暮らしを支えるまちづくり

・安心できる日常生活を支える商業、医療、コミュニティなどの機能の確保を図る

○交通条件の制約を克服する交通ネットワークづくり

・地域の維持に不可欠な交通条件の改善を図る

○災害に強いまちづくり

・土砂崩れ、土石流や河川の氾濫など地域の災害特性に対する防災性を高めるまちづくり

■土地利用の方針

・温泉地については、観光拠点として多くの観光客が地域内で保養の時間を過ごすことができるような散策やレクリエーション空間の形成を行うとともに、地域の生活拠点として、医療、福祉、行政、教育、商業等の都市機能の維持保全を図る。

・山林に囲まれた谷部に帯状に形成された農地や集落については、土砂災害や河川の氾濫等の防止を図り、また、拠点市街地への緊急時にも機能するアクセスの確保を図りながら、自然に包まれた穏やかな生活環境の保全を図る。

・山林は、水源の涵養や二酸化炭素の吸収、癒しを与える空間など多様な機能を積極的に保全するとともに、保養レクリエーションの場として温泉と連携した活用などについて検討を行う。

■交通体系の方針

・俵山地域にとってしっかりとした道路交通ネットワークの整備は重要な課題であり、地域の生活、観光産業を持続させていくために積極的な取り組みを図る。このため、日常的はもちろん災害時にも他地域との連携を支える安定したネットワーク形成に向けた道路整備を図る。

・住民の日常的な移動を支え、また温泉を訪れる観光客の足となる公共交通の維持確保を図る。

・近年運用が始まった俵山デマンド交通は、地域住民の足の確保に向けてシステムの定着を図る。

・温泉地内及び小中学校周辺について、歩行者が安全、快適に歩行できる空間の確保を図る。

・温泉地内にあっては、熊野山公園や多目的広場などをネットワークする歩行者路整備などにより保養の場として時間を過ごすことができる空間の確保を図る。

・県道美祢油谷線、県道俵山長門古市停車場線について、道路の閉塞による孤立集落の発生を防ぐため崖地の防災対策や避難ルートの確保など必要な対応を図る。

・長門俵山道路の建設により、湯本、深川方面からの交通条件が大きく向上することになるが、引き続き下関方面への整備の促進を図る。

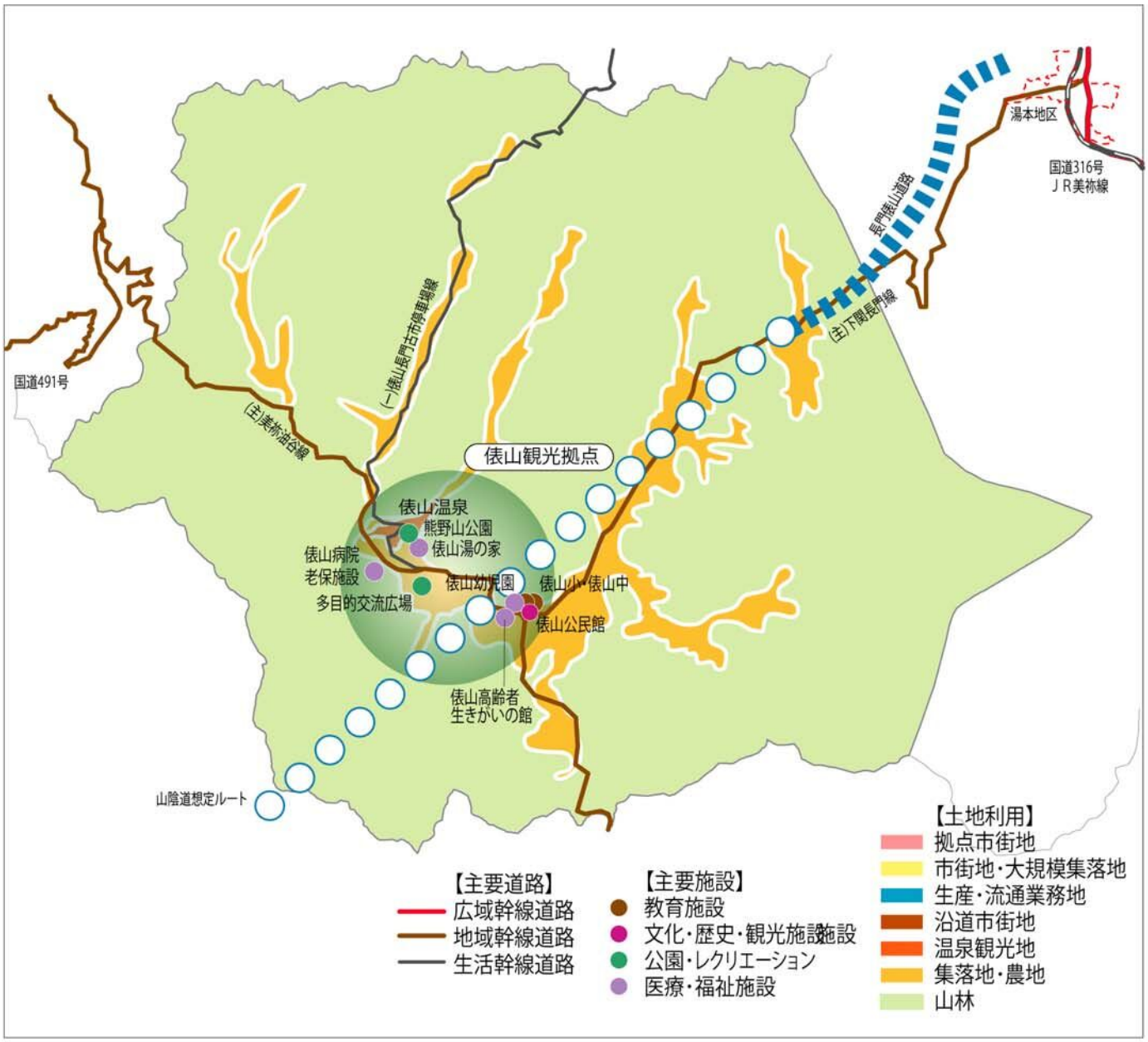
■自然環境・景観・公園の方針

- 温泉地にあっては、街並み整備や河川の親水化、周辺の山林景観の保全などにより、保養の場として憩いの時間を過ごすことができる空間形成を図る。
- 中国山地の一部を形成する山間部については、山林の多様な機能の維持保全と土砂災害などへの防災対応を図る。

■地域防災の方針

- 山林に囲まれた谷部に帯状に形成された農地や集落について、土砂災害や河川の氾濫等の防止を図り、また、孤立集落化の防止や生活拠点への緊急時にも機能するアクセス路の確保を図る。
- 災害時の避難場所や避難路の確保やハザードマップを通しての市民への周知などに努める。

俵山地域



■目指すべき地域の将来像

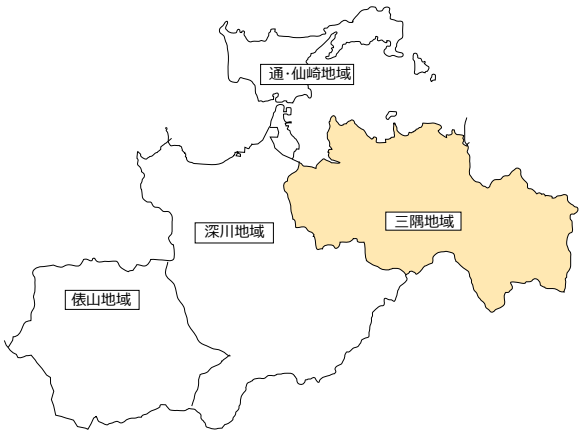
温泉と緑、清流に包まれた
癒やしを提供する保養の場

■まちづくりの基本目標

○温泉の特色を高める観光拠点づくり
○持続できる暮らしを支えるまちづくり
○交通条件の制約を克服する交通ネットワークづくり
○災害に強いまちづくり

５－５　三隅地域

（１）三隅地域の現状と課題



■地域の概要

・都市計画区域の東部に位置し、東は萩市に接している。

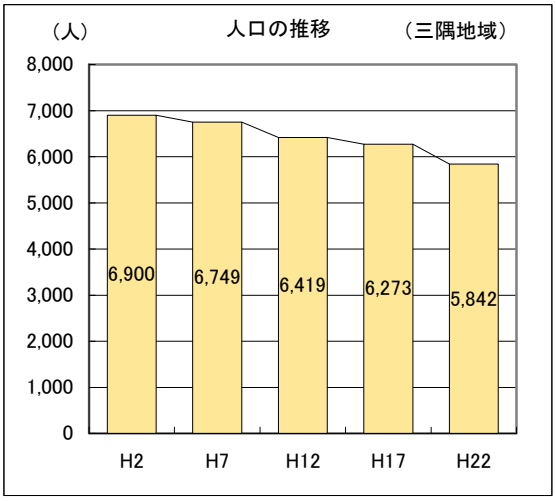
・日本海に注ぐ三隅川の両岸に開けた平野部を経由する北浦街道、JR 山陰本線に沿って市街地が形成され、また三隅川上流部の地域南部は、中国山地に抱かれた農山村集落が分布している。

・市街地には歴史的文化的な名所や湯免温泉などの観光資源が分布している。

■人口構造

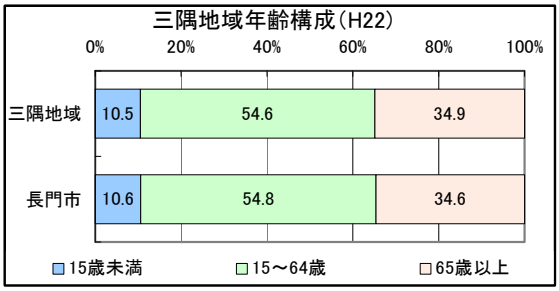
・平成 22 年の人口は 5,842 人で、平成 12 年からの 10 年間に 577 人(9%)減少した。

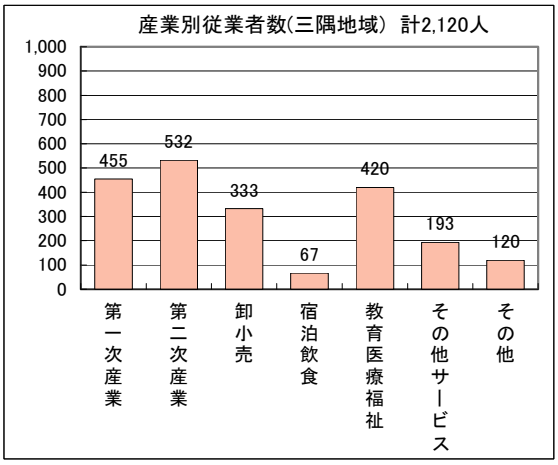
・高齢化率は 34.9%で、市の平均とほぼ等しい値である。



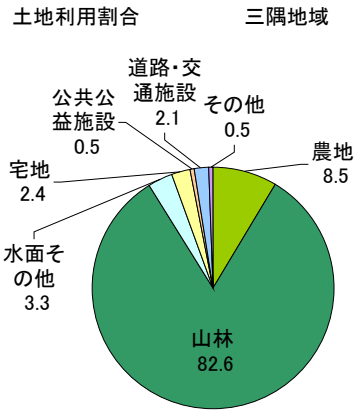
■産業構造

・地域で働く従業者は 2,120 人で、第一次産業、第二次産業及び教育医療福祉がそれぞれ２割以上を占めている。





■土地利用



- 山林が 82.6%、山林を含む自然的土地利用が 94.4%を占め、都市的土地利用は 5.6%である。
- 市街地、集落地、農業利用は、地域を東西に流れる三隅川に沿った平地部において行われている。

■道路・交通

- 地域北部を東西に国道 191 号が経由しており長門三隅駅付近から東部は山陰道(萩三隅道路)として整備され、また旧来からの国道 191 号は北浦街道として山間部を経由して萩市に至っている。
- 地域内にはこのほか国道から枝分かれして(主)萩三隅線、(主)秋芳三隅線、(主)小郡三隅線、(一)豊田三隅線、(一)野波瀬港線がネットワークしている。
- 海岸部に沿って東西に JR 山陰本線が経由し長門三隅駅が設置されている。
- バスは国道 191 号(北浦街道)及び(主)小郡三隅線で路線バスが運行されている。
- 三隅川に沿った平地部では国道や鉄道が経由しており一定の交通利便性は確保されているが、周辺の山間部では市街地等と結ぶ道路も限られており、交通条件は厳しい状況にある。

■成長戦略(主に観光の振興関連)

- 広域連携による周遊プランの開発と情報発信

■地域の課題

○地域拠点、生活拠点機能の維持保全

- 拠点の整備を通して市民の暮らしやすい日常生活の維持保全
- 三隅中地区における行政、医療福祉、教育文化など地域拠点機能の維持保全
- 三隅上地区の文化センター周辺における生活拠点機能の維持保全

○歴史、文化、暮らしやすさを大切にしたまちづくり

- 香月泰男美術館や村田清風記念館、湯免温泉、豊かな自然環境など地域の誇りとなっている歴史、文化、自然や田園居住など暮らしよさの保全
- 土砂災害など防災対策の促進

○良好な交通条件への適切な対応

- 広域幹線、地域幹線、鉄道などの交通利便性の高さを活用した多様な産業の活性化促進
- 三隅上など山間部等における地域幹線へのアクセス性向上と公共交通システムの運用などによる生活利便の向上

（2）三隅地域まちづくり構想

■目指すべき地域の将来像

●歴史文化に囲まれた暮らしと生活のしやすさが調和したまち

■まちづくりの基本目標

○歴史や文化の誇りを大切にするまちづくり

・街中の美術館や記念館をまちづくりの核とした良好な街並み形成を図る

○持続できる暮らしを支えるまちづくり

・安心できる日常生活を支える商業、医療、コミュニティなどの機能の確保を図る

○良好な交通環境を活かしたまちづくり

・山陰道、国道、県道、鉄道などの交通条件の効果的な活用を図る

○災害に強いまちづくり

・土砂崩れ、土石流や河川の氾濫、高潮などの地域ごとの災害特性に対する防災性を高めるまちづくり

■土地利用の方針

・三隅支所周辺から JR 長門三隅駅にかけての地区は、地域拠点として既存施設の維持保全を図るとともに三隅上や野波瀬方面からの公共交通によるアクセスの確保を図る。

・地域拠点については、公共施設のほか湯免温泉、香月泰男美術館など特徴ある施設と三隅川の河川空間や田園と一体となった質の高い拠点空間の形成を図る。

・三隅上(宗頭)地区は、周辺集落へのサービス拠点として、文化センターや店舗を核としたまちづくりを進める。

・三隅川両岸の平野部は、農地と集落地が分布する落ち着いた田園地帯を形成しており、生産環境や田園景観及び集落環境について保全を図る。

・国道 191 号三隅バイパス沿道は、都市的な土地利用が想定されるが、周辺環境との調和や沿道景観の混乱の防止など環境悪化の防止を図る。

・三隅下地区の県道長門三隅線北側は、数少ない工業地を形成しており、その生産環境の保全を図る。

・野波瀬地区については、レクリエーション施設をもった漁港を取り囲む集落地として、落ち着いた生活環境の保全を図る。

・山林に囲まれた谷部に帯状に形成された農地や集落については、土砂災害や河川の氾濫等の防止を図り、また、拠点市街地への緊急時にも機能するアクセスの確保を図りながら、自然に包まれた穏やかな生活環境の保全を図る。

・山林は、水源の涵養や二酸化炭素の吸収、癒しを与える空間など多様な機能を積極的に保全を図る。

■交通体系の方針

- 国道 191 号及び県道長門三隅線は地域を東西に貫き、三隅地域と深川地区、仙崎地区や萩市を結ぶ幹線道路であり、円滑な交通の保全、公共交通ルートとしての活用促進、地域を代表する道路として道路空間の質の向上、歩道や自転車空間の確保など地域の生活を支える道路としての整備を図る。
- 地域拠点内の生活道路については、安全快適に歩くことができる空間形成に向けて親しみやすい道路空間整備を図る。
- 三隅上地区など山間部における道路の閉塞による孤立集落の発生を防ぐため、県道秋芳三隅線、県道豊田三隅線について不通区間の解消、崖地の防災対策や避難ルートの確保など必要な対応を図る。
- 良好な道路環境や JR 長門三隅駅を活用して、利用しやすい公共交通システムの向上を図る。

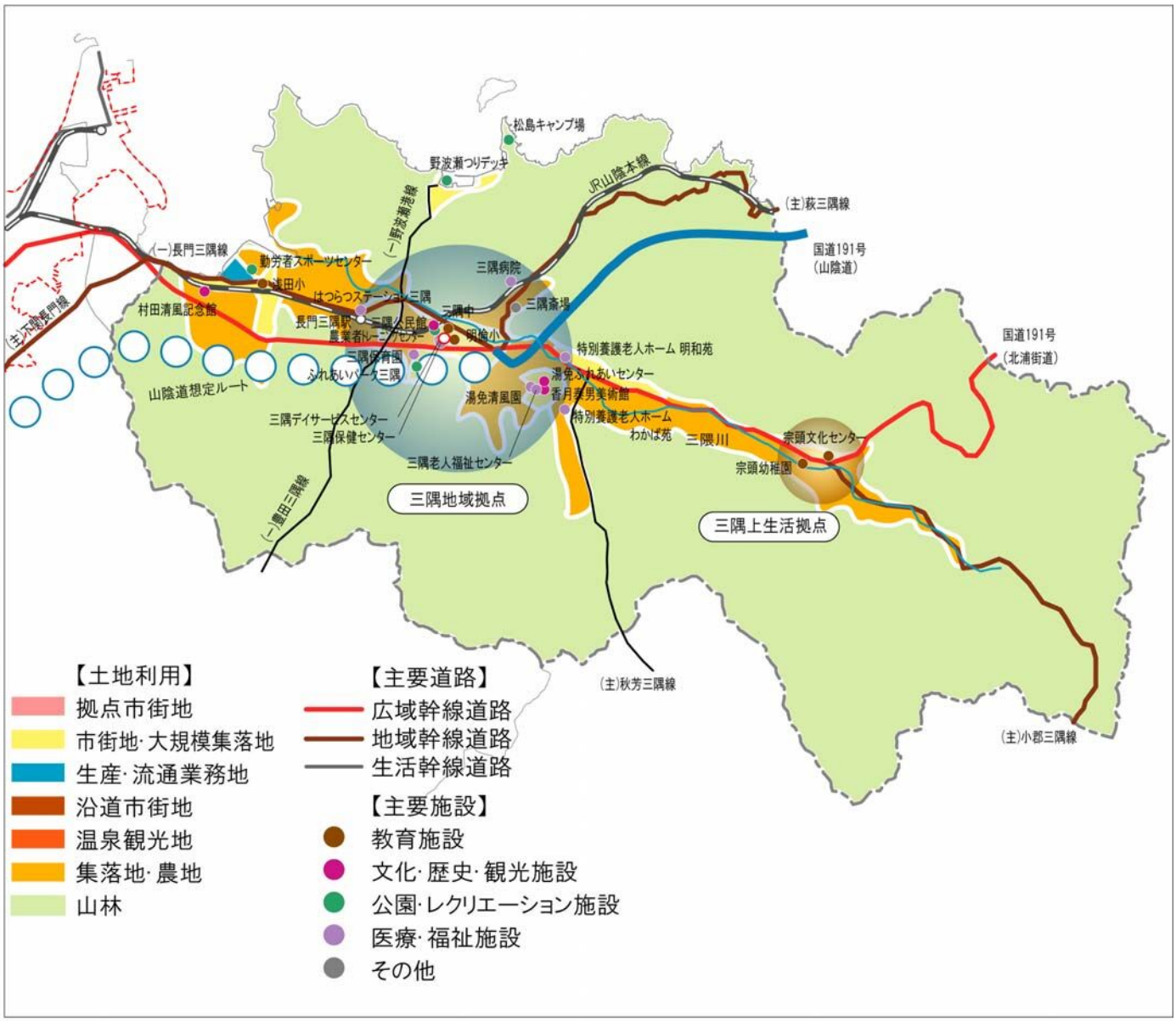
■自然環境・景観・公園の方針

- ふれあいパーク、ふれあいセンター、文化センターその他の公共施設内のオープンスペースや河川空間などを活用して公園、広場の確保を図る。
- 野波瀬からの日本海の眺望や、中国山地を背景とした三隅川からの田園景観など三隅らしさを提供する景観の保全を図る。
- 中国山地の一部を形成する山間部については、山林の多様な機能の維持保全と土砂災害などへの防災対応を図るとともに、湯免ダム周辺等レクリエーションの場の形成などその活用を図る。

■地域防災の方針

- 三隅上地区等の山林に囲まれた谷部に帯状に形成された農地や集落については、土砂災害や河川の氾濫等の防止を図り、また、孤立集落化の防止や生活拠点への緊急時にも機能するアクセス路の確保を図る。
- 災害時の避難場所や避難路の確保やハザードマップを通しての市民への周知などに努める。

三隅地域



■目指すべき地域の将来像

歴史･文化に囲まれた暮らしと生活のしやすさが調和したまち

■まちづくりの基本目標

○歴史･文化の誇りを大切にするまちづくり
○持続できる暮らしを支えるまちづくり
○良好な交通環境を活かしたまちづくり
○災害に強いまちづくり

6　実現に向けた取り組み方針

6－1　実現に向けた基本的な方針

「長門市都市計画マスタープラン」は、概ね 20 年後を目標とした本市の将来像及び都市づくりの方針である全体構想、地域別まちづくり構想を示すものであり、今後、その実現に向けて具体的な取り組みが必要となることから、以下のような方針に基づいて、都市計画マスタープランの実現化を図るものとする。

（1）都市計画マスタープランの運用方針

都市計画マスタープランは、上位計画となる「長門市総合計画」や関連計画である「ながと成長戦略」をはじめとする各種計画を踏まえた都市づくりの方針であり、今後、この方針に沿って都市計画の決定・変更や各個別計画の立案、事業実施等を図る。

（2）市民との目指すべき将来像の共有と協働による都市づくりの推進

都市づくりを推進していくためには、まちづくり計画や制度に対する住民の理解と協力を得ることが不可欠であるとともに、都市づくりの課題や目指すべき将来像を市民と共有することが重要である。

このため、広報誌やホームページなどを活用し、都市計画マスタープラン等の各種計画や都市づくりに関する情報の発信、提供に努めるとともに、市民や各種団体との対話を進めながら、都市づくりの実現に向けた取り組みを行う。

また、市民や企業、まちづくり団体、行政がそれぞれの役割を認識し、お互いの連携のもと都市づくりを進める仕組みの構築を図ることとする。

（3）関係機関との連携・協力

都市づくりには、庁内関係部局との連携はもとより国・県、近隣市町村など関係機関との連携が不可欠である。このため、広域幹線道路などの道路整備や拠点整備などにおいて、国・県をはじめとする関係機関との連携を密にし、役割分担や計画調整などについての理解と協力を働きかけていくこととする。

また、民間が主体となる事業においては、都市計画マスタープランの趣旨に添うよう理解を求めるとともに適切な指導や誘導を行い、連携・協力による都市づくりの展開を図る。

（4）計画の適切な管理と見直し

今後の都市づくりは、この都市計画マスタープランの方針に基づき各種の制度や事業を活用しながら進めていくこととなるが、５年毎にその進捗状況の点検や成果の把握を行い、必要に応じて適宜見直しを検討するなど柔軟な対応を図るとともに、計画の中間年次となる１０年後には全体的な計画の見直しを図るものとする。

６－２　重点的な都市づくり施策の推進

本市の将来都市像を実現に導くためには、都市づくりの課題に的確に対応した施策を重点的に進めていく必要があり、ここでは「第一次長門市総合計画」や「ながと成長戦略」等を踏まえて以下の６つの重点施策を採り上げ、その実現に向けた取り組みの推進を図る。

●本市の中心市街地である JR 長門市駅周辺及び観光拠点である仙崎地区と湯本地区については、一体的に整備を図ることと位置づけたことから、市民や観光客などにとって快適で魅力あるエリアとして**「中心エリアの形成」**の重点的な推進を図る。

●長門市全体がバランスのとれた都市として持続していくために、中心拠点、地域拠点、生活拠点を位置づけたことから**「拠点づくりの促進」**を重点施策に位置づけ、拠点間のネットワークの強化や各拠点の特性を活かした都市づくりを進めることで市民が利用しやすく愛着が持てる拠点づくりの促進を図る。

●本市では、他都市との円滑な交流の実現が大きな課題のひとつとなっており、そのなかで生活、産業、観光、防災等において大きな効果が期待されるに向けて**「広域幹線道路の整備推進」**を重点施策に位置づけ、その実現化を図る。

●本市は、市町合併に伴う都市計画区域のあり方について改めて検討の必要性があること、都市計画決定されてから長期間未着手のまま都市計画道路があること、指定された用途地域と実際の土地利用状況との乖離が見られることなどから、今後、**「都市計画の総合的な見直しの推進」**を重点施策と位置づけ、見直しを含む検討を進める。

●市民が安心して快適に住み続けていくことができる環境を形成するためには、災害に対する安全性の向上や災害が発生した場合の市民の生命・財産の保全を図ることが重要な課題であり、**「災害に強い都市づくりの推進」**を重点施策として位置づけ、防災都市づくりの推進を図る。

●本市には、市の象徴ともなっている風景や資源などが多数分布しており、今後観光地としての魅力の向上に向け、観光資源周辺の景観の維持や形成が必要となっていることから、**「良好な景観形成への取り組み」**を重点施策に掲げ、景観形成に向けた取り組みを図る。

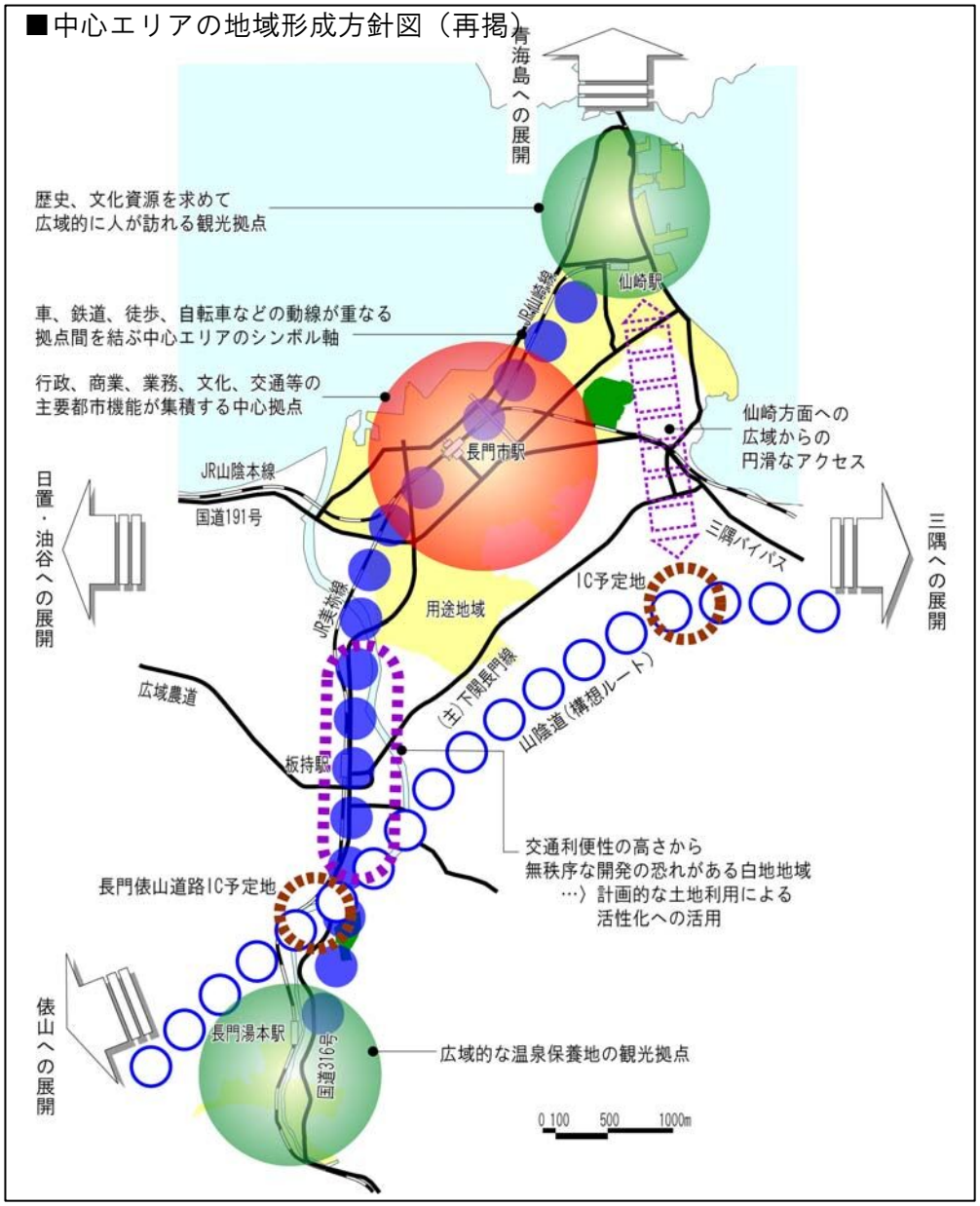
《重点施策の整備方針》

重点施策１　中心エリアの形成

中心拠点である JR 長門市駅周辺、観光拠点と位置づけた仙崎地区及び湯本地区からなる中心エリアは、広域的な都市機能の集積と魅力ある観光資源とが一体となって多くの市民や観光客などにとって快適で魅力あるエリアとしての地域づくりを目指すこととしており、温泉～街なか～歴史･文化･港が連続して様々な体験を可能にする地域づくりを図るため、街並み景観の整備、歩いて楽しめるまちづくり、道の駅の配置など、様々な整備や市民のアイディアをとりいれた都市づくりを通して中心エリアの形成を積極的に図る。

このうち、国道 316 号と長門下関線バイパス、広域農道、長門俵山道路などが集中する板持地区は用途白地地域であるが、区域を限って計画的な開発を行うことなどにより、中心エリア形成に向けた効果的な活用を推進する。

■中心エリアの地域形成方針図（再掲）



重点施策２　拠点づくりの促進

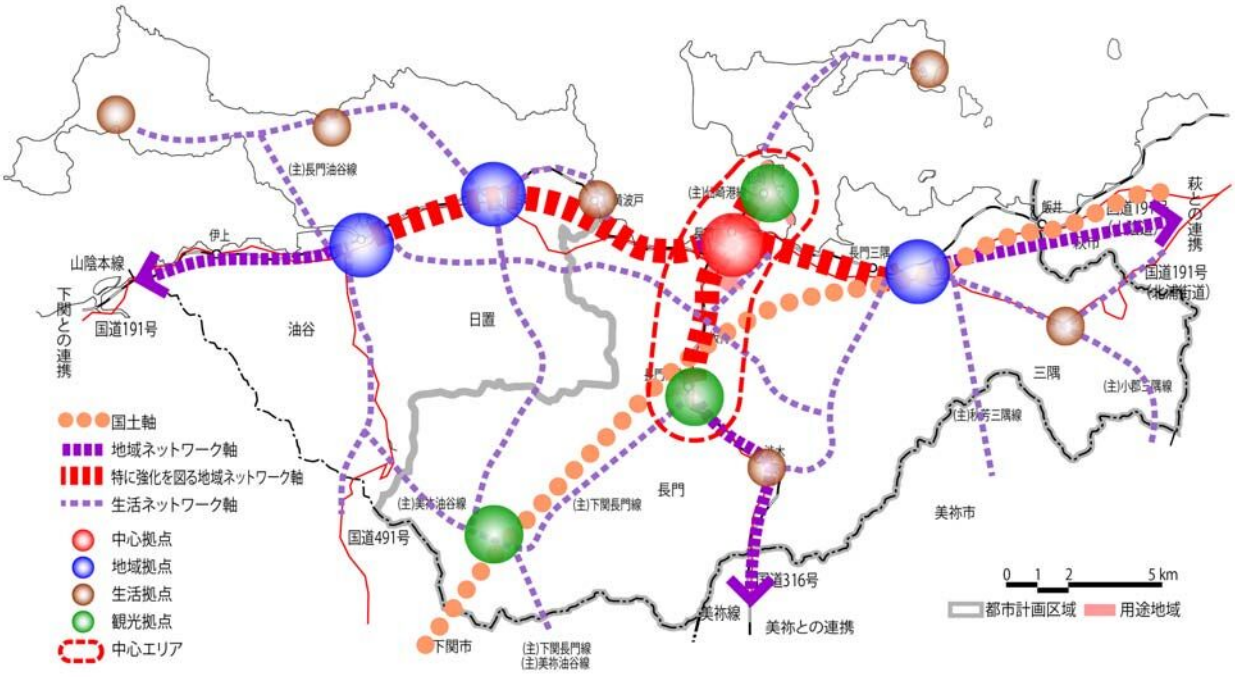
重点施策１の中心エリア以外で、観光拠点（俵山地区）、地域拠点（三隅、日置、油谷地区）、生活拠点（その他）と位置づけた各拠点について、それぞれの特性を活かすことや既存施設の活用、市民の参画などにより、市民の日常的な生活の維持を支える拠点として整備を図る。

このうち俵山地区については、「ながと成長戦略」に掲げた活性化計画の継続的な推進を図るとともに地域別まちづくり構想に沿った個性ある温泉地づくりを進める。

地域拠点、生活拠点については、支所や小中学校等の既存公共公益施設、鉄道駅、周辺の観光資源などの既存ストックの活用や市民の意見の反映による拠点づくりを推進する。

また、地域公共交通施策と連携しながら拠点づくりを支える拠点間ネットワークの形成と強化を図り、暮らしを支える拠点とネットワークづくりを推進する。

■拠点とネットワーク配置図（再掲）



重点施策３　広域幹線道路の整備推進

山陰道は、国土幹線軸との接続による地域間の交流を活発化し、本市の観光の活性化に大きく寄与するばかりでなく、市民にとっての雇用、通学、買物など多様な生活行動の選択肢を大きく拡大させるものであり、また防災面からもその意義が大きいことから、現在建設中の長門俵山道路の早期完成を図るとともに、全線の計画期間内開通の促進を図る。

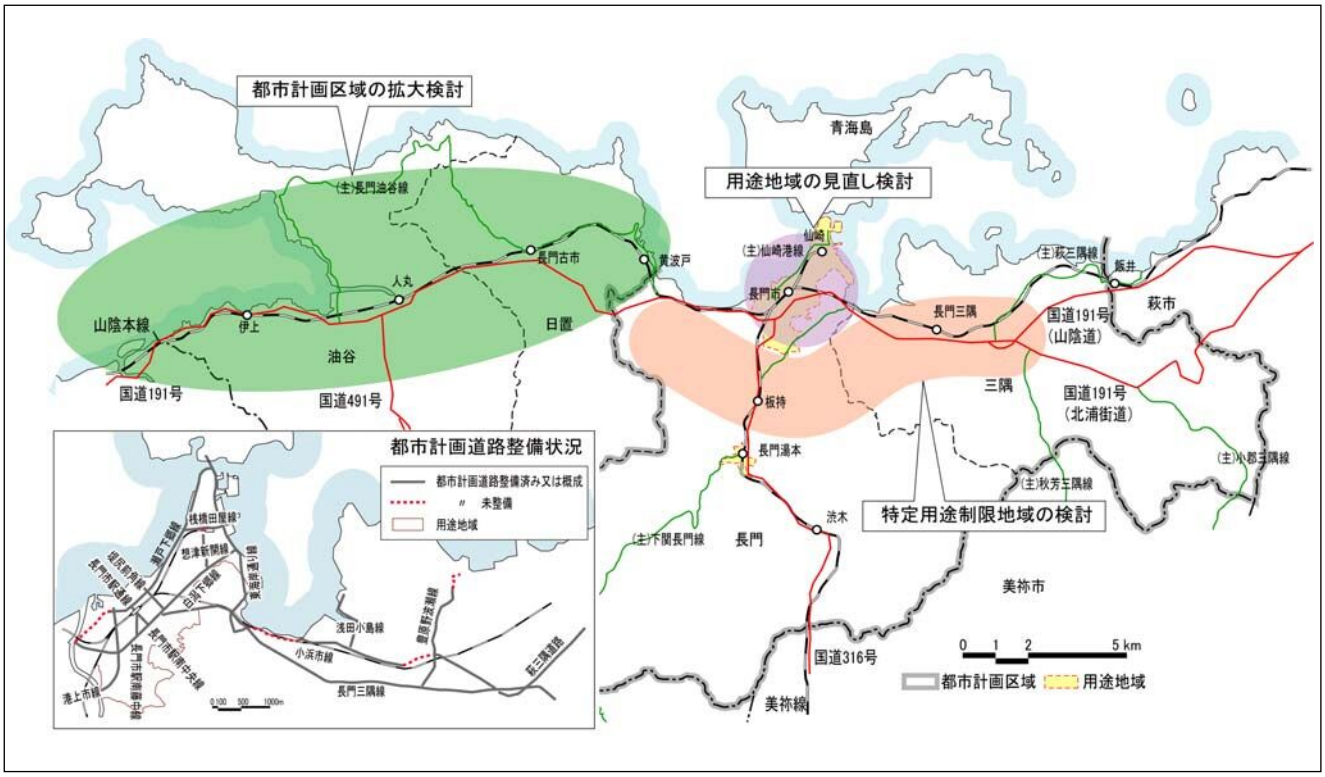
あわせて、広域幹線道路と JR 長門市駅周辺の中心拠点、仙崎、湯本、俵山の観光拠点及び三隅、日置、油谷の地域拠点とを接続するする国道、県道などの関連道路についても広域幹線道路の整備効果を波及させていくために改良整備を推進し、促進する。

重点施策４　都市計画の総合的な見直しの推進

都市計画区域については、現在未指定の日置、油谷地区について土地利用や交通条件等を勘案するとともに関係市民の意見も考慮しながら改めて区域指定について検討を図る。

用途地域については、土地利用動向の乖離、用途地域未指定地域（白地地域）の土地利用コントロールなどの課題を踏まえながら、適切な変更または特定用途制限地域の導入など集約型都市構造づくりに向けて総合的な対応の検討を図る。

長期未着手の都市計画道路については、路線の必要性や事業の困難性について、定量的・定性的な評価を行いながら適切な見直しを含む検討を図る。



重点施策５　災害に強い都市づくりの推進

本市では海岸沿岸部から河川、山地にいたる変化に富んだ自然条件となっているが、反面様々な災害の可能性を有していることから、全体構想、地域別まちづくり構想において方向性を示したように市民の安全と安心の確保に向けて、地域特性、災害特性にそれぞれ対応した防災対策の推進を図る。

具体的には、海岸部にあっては高潮や津波など、平野部にあっては木造密集市街地の火災延焼など、山地部にあっては土砂災害や河川の氾濫などのおそれがあり、これらに対応するため、防災活動に必要な道路の確保、避難場所や避難路の確保、ハザードマップによる市民への災害対応の周知など、地域防災計画とも連携して災害に強い都市づくりを推進する。

重点施策６　良好な景観形成への取り組み

本市においては、「魅力ある市街地景観」、「良好な沿道景観」、「個性ある街並み景観」、「特徴的な自然景観」、「豊かな田園･里山景観」をそれぞれ形成、保全していくことが求められているが、これを統一した案内表示、屋外広告物のコントロール、観光振興との連携など「長門市の景観」としての一体性を図るために、「景観計画」の導入について検討を進める。

また、個々の観光資源を有する地区については、市民の意見を聞きながら個性ある景観の形成に向けてまちづくりのルールづくり、自然資源の利用や保護に関する取り決めなどにより、資源の有効な活用の促進を図る。

６－３　実現化の方策

「長門市都市計画マスタープラン」に掲げた方針は、都市計画法をはじめとする関係法令等諸制度を活用しながら実現に向けて取り組んでいくこととなる。これらの諸制度の活用においては、都市計画の決定・変更手続きなど法的手続きも併せて行っていく場合もある。

これらの活用に際しては、関係者への周知や意見の反映などに十分配慮して進めていくこととする。

（１）都市計画法に基づく規制・誘導

①都市計画区域

都市計画区域は、都市計画施策を展開する場として指定されるもので、後述する地域地区や様々な都市計画関連事業が展開されるとともに、建築基準法や開発許可制度の適用など個別の建築や開発に関しても安全性や周辺との調和に関する基準が適用されることになる。

現在旧長門市及び旧三隅町の範囲に指定されているが、今後、建築物の建築に際しての最低限のルールの確保や様々な都市づくり制度の円滑な活用を展望して、現在指定されていない日置地区や油谷地区についても土地利用や道路交通施設の分布状況や市民の意見を踏まえながら、改めて指定に向けての検討を図る。

②地域地区

地域地区は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等について必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るもので、代表的なものとして用途地域がある。

また、用途地域と併せて、特別の目的のために用途地域とあわせて防火地域、準防火地域が指定されており、制度上はその他にも様々な地域地区制度が位置づけられている。

本市では、仙崎地区や東深川地区、湯本地区に指定が行われているが、今後は、都市計画マスタープランに描かれた将来像の実現をめざして、現在指定された地域地区について土地利用動向などとの適合性を検証するとともに、用途地域白地地域について必要に応じて特定用途制限地域等の指定について検討を図る。

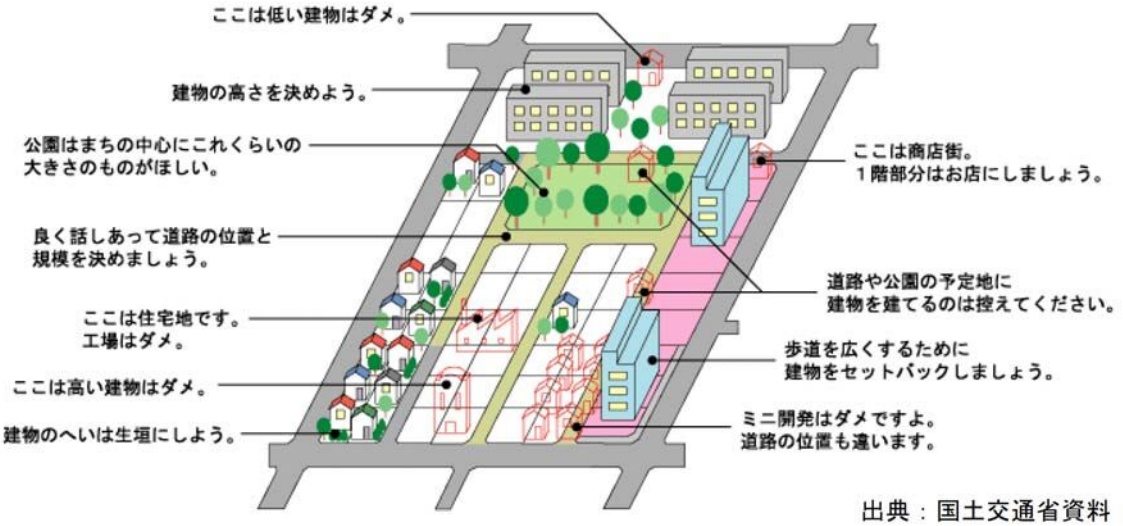
③地区計画

地区計画は、生活に密着した身近な地区における良好な都市環境を形成するために、地区の将来像、建物の用途や建て方、道路や公園のつくり方等について住民合意のもと、地区の特性に応じてきめ細かくルールを定める制度である。

本市においては、地域拠点の形成や歴史的街並みの保全、市街化が進みつつある地区における計画的なまちなみ形成を図る場合等において、地区計画の導入の検討を図る。

【参考】地区計画で定められるルール

- 地区施設（生活道路、公園、広場、遊歩道等）の配置
- 建物の建て方やまちなみのルール（用途、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、セットバック、デザイン、生垣化等）
- 保全すべき樹林地等



出典：国土交通省資料

④開発許可制度

開発許可制度は、都市計画区域内において無秩序な市街化を防止するとともに、宅地造成に対して一定の技術的水準を確保するために設けられた制度であり、本市の都市計画区域内では 3,000 ㎡以上の開発行為がその対象となっている。

今後は、集約型の都市づくりの実現に向けて、対象となる開発面積の引き下げや造成される宅地の最低敷地面積、道路や公園の規格、緑化率等の整備基準を設けることにより、無秩序な市街地の拡大防止やゆとりある良好な住宅地を充実させる仕組みについて検討を図る。

（２）関連法等に基づく推進方策

①ながと成長戦略との連携

長門市において定められた「ながと成長戦略」行動計画は、平成 25 年に同指針に基づき５ヶ年の短期計画として定められたが、この計画に示された内容は実施計画として取り組むと同時に点検と修正を繰り返しながら息長く展開していく性格のものである。

都市計画マスタープランにおいても「ながと成長戦略」の観光の振興に照らして、観光拠点の形成等について整合した方向、施策の展開が求められている。

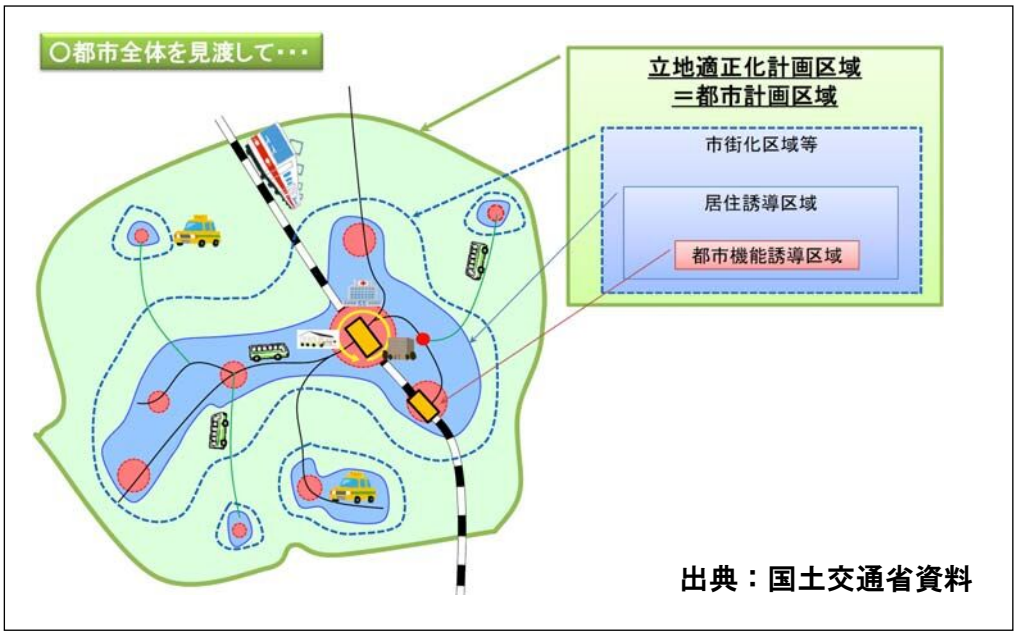
このため、重点施策における中心エリアの形成や景観形成、さらには広域幹線道路の整備などについて「ながと成長戦略」に組み込んでいくことなど、成長戦略の促進に向けて総合的な施策展開を図っていくこととする。

②立地適正化計画（コンパクトシティづくり）

立地適正化計画制度は、平成 26 年に都市再生特別措置法等の改正により新たに定められた制度で、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、居住誘導区域（居住を誘導すべき区域）や都市機能誘導区域（居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域）及びこれらの区域において講ずべき施策等を記載した市町村が策定する計画である。

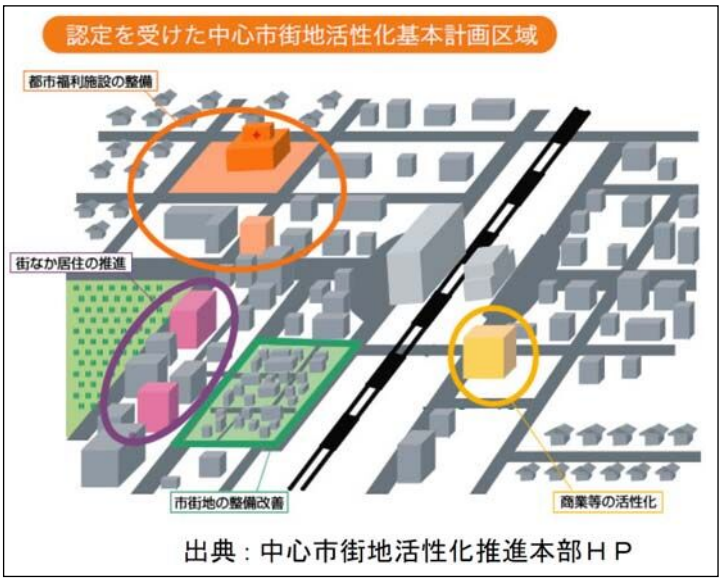
立地適正化計画制度が定められた背景は、我が国の地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれることから、都市全体の構造を見渡しながら、居住者の生活を支えるようコンパクトな都市づくりを推進（多極ネットワーク型コンパクトシティ化）していくことが必要という認識によるものである。

立地適正化計画が策定された場合、後述する都市再生整備計画に基づく再生事業への国からの強い支援策や容積率の緩和や用途規制の緩和などの措置が可能となる。



③中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化法は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、市町村が作成する中心市街地の活性化に関する基本理念や活性化施策を基本計画に位置づけ、それを内閣総理大臣が認定し、活性化のための支援措置を集中的に実施するもので、事業の実施にあたっては中心市街地活性化基本計画の内閣府による認定が前提となっている。



出典：中心市街地活性化推進本部ＨＰ

④都市再生整備計画

都市再生整備計画事業は、平成 14 年に制定された都市再生特別措置法に基づく事業で、近年の急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するため、都市機能の高度化及び都市の住環境の向上を図り、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるもので、事業実施にあたっては、市町村が都市再生整備計画を作成して、国に申請を行い、社会資本整備総合交付金による支援を受けることができる制度である。



出典：都市再生整備計画事業パンフレット

⑤景観計画

景観計画は、景観法に基づき景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画で、景観計画を策定すると、景観計画区域内における建築物の建築等の行為を届出・勧告により緩やかに規制できるほか、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定、景観協定等、景観法に規定する制度が活用できることとなる。

６－４　協働による都市づくりの推進

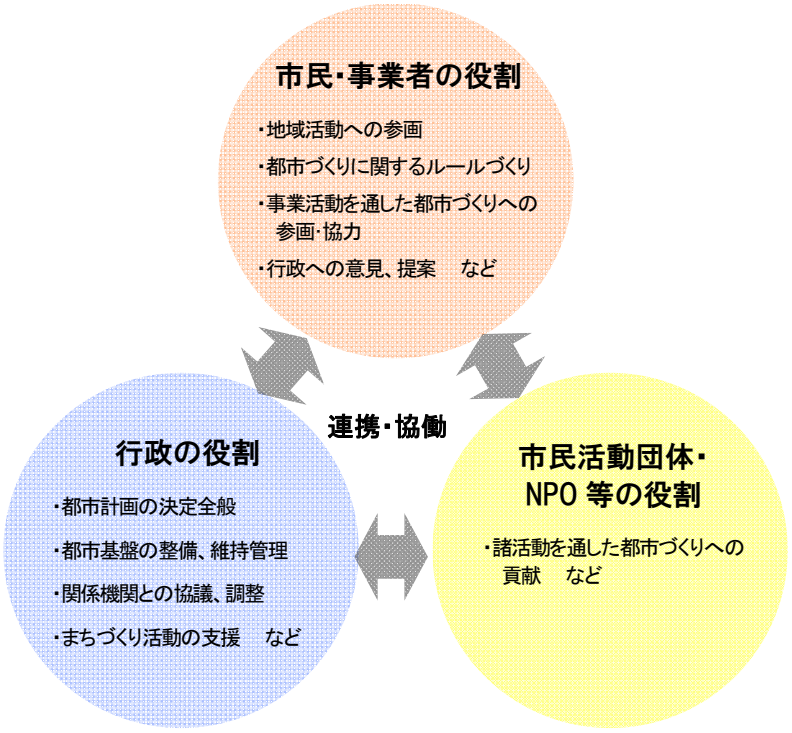
「長門市都市計画マスタープラン」に掲げる将来像や各方針を実現していくためには、都市において生活し、また活動している、市民やさまざまな事業体及び行政が力を合わせ、その知恵と行動を結集して行うものであり、それぞれの役割と責任を意識しながら、都市づくりの目標を共有化し、適切な役割分担による多様な主体が参画する都市づくりを進めていくことが重要である。

（１）市民･事業者の役割

市民は、行政が進める都市づくりに対する理解や協力にとどまらず、生活の場である地域活動への参加をはじめ、身近な道路や公園の維持・管理や地区計画など都市づくりに関するルールづくりとその遵守などに主体的に関わっていくことが重要である。

また、協働による都市づくりの推進に向けて、都市計画マスタープランをはじめとする各種行政計画への意見やアイディアの提供、都市計画の提案制度などの活用により主体的に都市づくりに関わっていくことが期待される。

企業や農業経営体などの様々な事業者は、事業を通して地域の発展に貢献していくことが重要であり、まちづくりを担う一員としての役割と責任を自覚し、積極的にまちづくりに参加して長門の良さを継承していくことが期待される。



（２）市民活動団体・NPO 等の役割

「母なる海を守る会」や「古市広場」などの市民活動団体、「NPO 法人ゆうゆうグリーン俵山」などの NPO 等は、営利を目的としない自発的・自主的な活動を軸とすることにより企業や行政では行うことができない分野及び内容の活動を行い、多様な組織体制のもと、まちづくりの推進、環境の保全、地域の安全活動等、多方面にわたっての活動を展開している。

本市にあっては、弱体化した集落機能の再生と市民活動団体の活性化を２本の柱とする「ながと協働アクションプラン」を策定して、長門市としての「市民協働」の姿を追求しようとしている。

今後も、これらの団体の役割は重要性が増しており、それぞれの活動を通して都市づくりに貢献していくことが期待されることから、このアクションプランとも連携しながら市民協働による地域に根ざした活動の促進を図ることとする。

（３）市（行政）の役割

市は、都市計画マスタープランに位置づけられた方針に基づき、都市計画の決定や変更、地域地区等の指定や見直し、道路や公園等の都市基盤の整備の実施等、行政でなければできない都市づくりや関係機関との協議・調整を行うとともに、各地の都市づくりに関する情報の収集や市民への提供を行い、市民の自主的な都市づくり活動の支援、リーダーとなる人材の育成、都市づくり活動の支援制度の確立など、市民との協働による都市づくりを推進していかなければならない。

このため、都市計画行政の各段階において関係部署との調整を行い、また、市民活動の支援についても庁内から幅広く参加を行っていくことや市民による具体的な提案があった場合にはこれを受け止める仕組みや制度の活用を図っていくこと、また、国や県、隣接市、鉄道やバスなどの交通事業者との十分な連携の下に進めていくことなど、都市計画行政を総合的に推進していく役割を担っていくこととする。

資料編

策定委員会設置要綱

○長門市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

（平成２６年３月２０日要綱第６号）

（設置）

第１条　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定による、本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、長門市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、協議を行う。

(1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。

(2) その他都市計画マスタープランに関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 人以内で組織する。

２　委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係機関及び関係団体の役職員

(3) その他市長が必要と認めた者

３　委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

４　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会長は、議事に関し必要があると認めるきは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランが策定される日までとする。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、建設部都市建設課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年３月２０日から施行する。

（失効期日）

２　この要綱は、都市計画マスタープランが策定される日をもって、その効力を失う。

策定委員名簿

区分	氏　名 （敬称略）	職　名
学識経験を有するもの	榊原　弘之 （委員長）	山口大学大学院理工学研究科准教授
関係機関及び関係団体の役職員	脇坂　泰行	長門市農業委員会会長
	藤田　昭夫	山口県漁協長門統括支店運営委員長
	三好　芳郁	長門商工会議所青年部代表幹事
	小川　博光	(社)山口県建築士会長門支部支部長
	山本　一夫	山口県長門土木建築事務所長
	田村　洋子	長門市社会福祉協議会総務班長
	嶋田　衣代	長門市連合婦人会理事
	山本　里美	長門地域審議会委員
	黒瀬　惠子	三隅地域審議会委員
	寺田　智恵子	日置地域審議会委員
	河野　広行	油谷地域審議会委員

策定の経緯

平成 25 年　10 月	中学生アンケート調査
平成 26 年　 2 月	市民アンケート調査
4 月 18 日	第 1 回長門市都市計画マスタープラン策定庁内会議
4 月 24 日	第 1 回長門市都市計画マスタープラン策定委員会
6 月 4 日	第 2 回長門市都市計画マスタープラン策定庁内会議
6 月 27 日	第 2 回長門市都市計画マスタープラン策定委員会
9 月 16 日	三隅地域　地域別懇談会
9 月 17 日	長門地域　地域別懇談会
9 月 24 日	第 3 回長門市都市計画マスタープラン策定庁内会議
10 月 14 日	第 3 回長門市都市計画マスタープラン策定委員会
11 月 20 日	第 4 回長門市都市計画マスタープラン策定庁内会議
12 月 18 日	第 4 回長門市都市計画マスタープラン策定委員会
平成 27 年 2 月 10 日	長門市都市計画マスタープラン策定委員会答申
2 月 18 日	パブリックコメント
2 月 20 日	長門市都市計画審議会

市民アンケート調査集計結果

1．調査の概要

（1）調査の目的

都市計画マスタープランの策定にあたって、多くの市民の意見を把握し、将来のまちづくりのあり方を考える上での資料とすることを目的とする。

（2）調査の内容

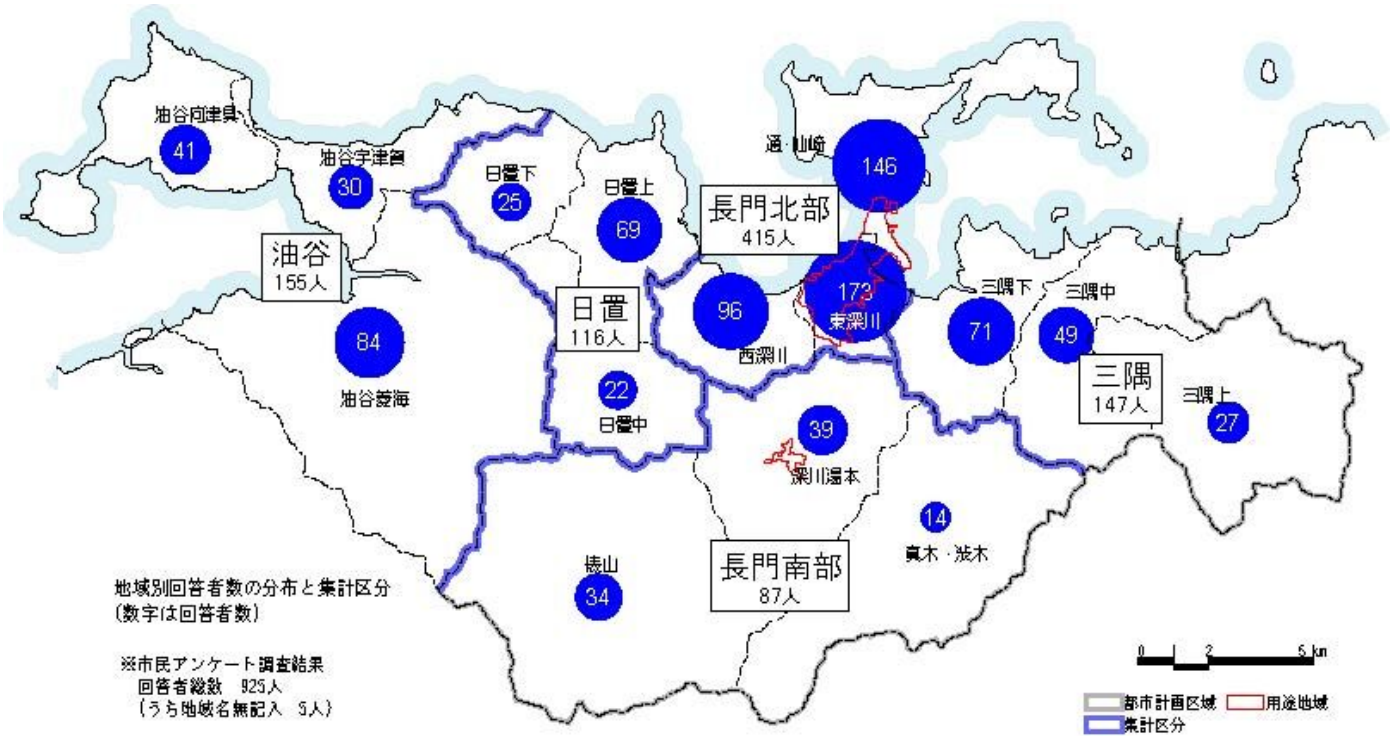
①調査の対象　　市内に居住する 20 歳以上の市民から 2,500 人を対象とする
②対象の抽出　　住民基本台帳より無作為抽出

（3）調査の方法と結果

①配布回収方法　　郵送による配布、回収とした
②配布時期　　平成 26 年 2 月
③回収締め切り　　平成 26 年 2 月 24 日
④回収結果

配布数	2,500 票
回収数	925 票　　回収率　37.0%

⑤地域別回収数と集計区分（アンケート問 3 の回答結果より作成）

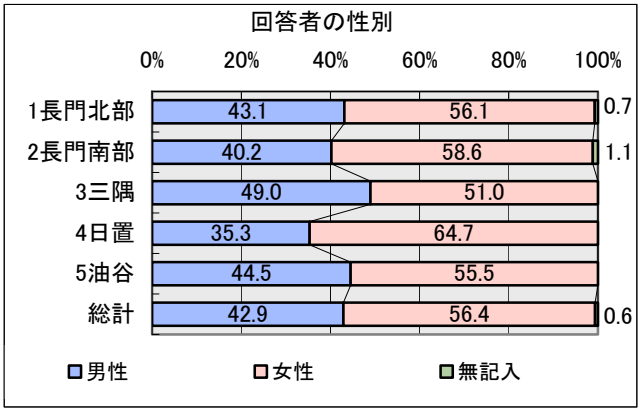


2．集計分析

集計分析に当たっては、集計区分（５区分）ごとの集計を行った。

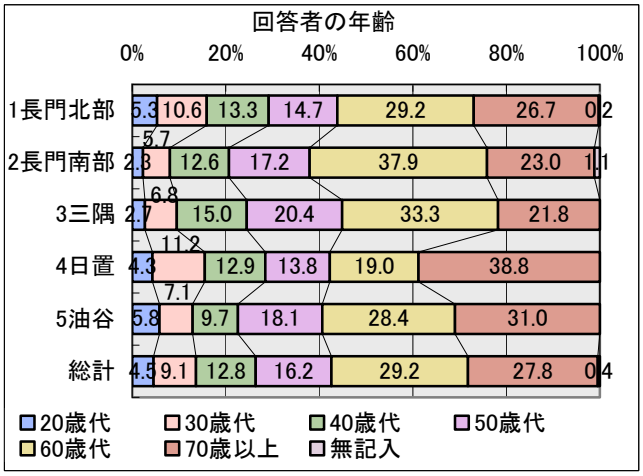
問１　回答者の性別

・回答者の性別は、女性 56.4%、男性 42.9%で、女性がやや多い結果であった。



問２　回答者の年齢

・回答者の年齢で最も多いのは 60 歳代で 29.2%、次いで 70 歳以上の 27.8%で、60 歳以上の合計は 57.0%と６割近くを占める。



問３　住まいの地域と居住年数

①住まいの地域

・回答者が最も多いのは東深川地区の 173 人で回答者総数の 18.7%を占める。

・以下、通･仙崎 146 人 15.8%、西深川 96 人 10.4%と続いている。

・集計に当たっては地域を表のように５地域に区分を行った。

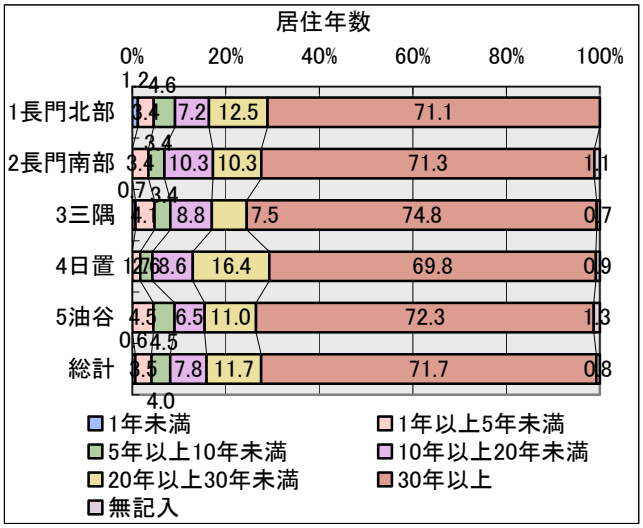
・５集計区分の中で最も多いのは長門北部の 415 人で、全体の 44.5%を占めている。

住まいの地域別回答者数と集計区分

地域	回答者数（人）	割合（%）	集計区分	回答者数（人）	割合（%）
1.通･仙崎	146	15.8	1長門北部	415	44.9
2.東深川	173	18.7			
3.西深川	96	10.4			
4.深川湯本	39	4.2	2長門南部	87	9.4
5.真木･渋木	14	1.5			
6.俵山	34	3.7			
7.三隅上	27	2.9	3三隅	147	15.9
8.三隅中	49	5.3			
9.三隅下	71	7.7			
10.日置上	69	7.5	4日置	116	12.5
11.日置中	22	2.4			
12.日置下･野田･蔵小田	25	2.7			
13.油谷宇津賀	30	3.2	5油谷	155	16.8
14.油谷向津具	41	4.4			
15.油谷菱海	84	9.1			
無記入	5	0.5	無記入	5	0.5
合計	925	100.0		925	100.0

②長門市内への居住年数

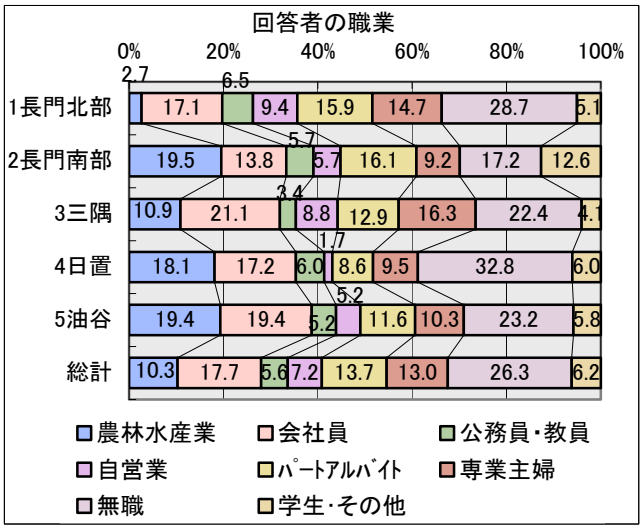
・回答者の居住年数は、71.7%が 30 年以上で、これに 20 年以上 30 年未満の 11.7%を加えると 80%以上が 20 年以上市内に居住している結果となる。



問 4　回答者の職業

・回答者の職業は、無職が 26.3%で最も多く、次いで会社員 17.7%、パートアルバイト 13.7%、専業主婦 13.0%、農林水産業 10.3%と続いている。

注）グラフ中、自営業は商工業、開業医、弁護士等を合算している。

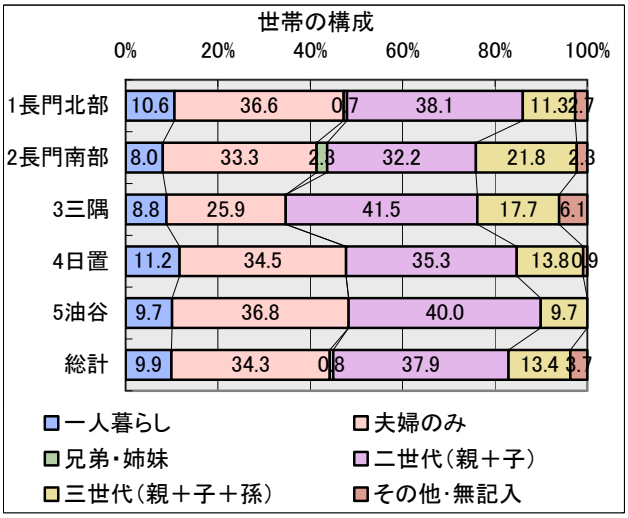


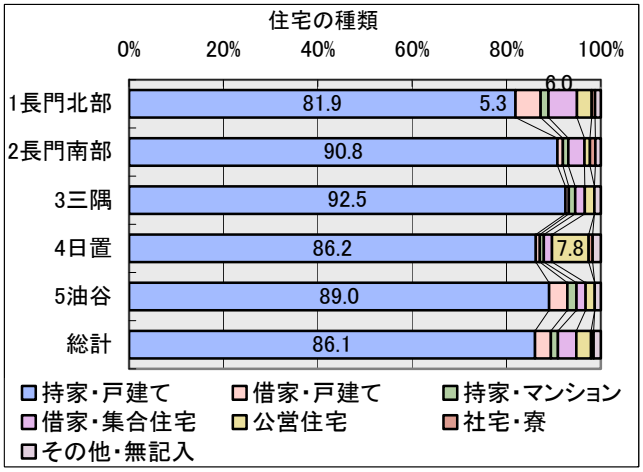
問 5　住まいの住宅様式

・住まいの住宅様式は、86.1%と大半が持ち家の戸建て様式となっており、そのほかの様式はいずれも 5%を超える区分はない。

問 6　世帯構成

・世帯構成で最も多いのは二世代世帯で 37.9%、次いで夫婦のみが 34.3%である。以下、三世代世帯が 13.4%、一人暮らし 9.9%と続いている。

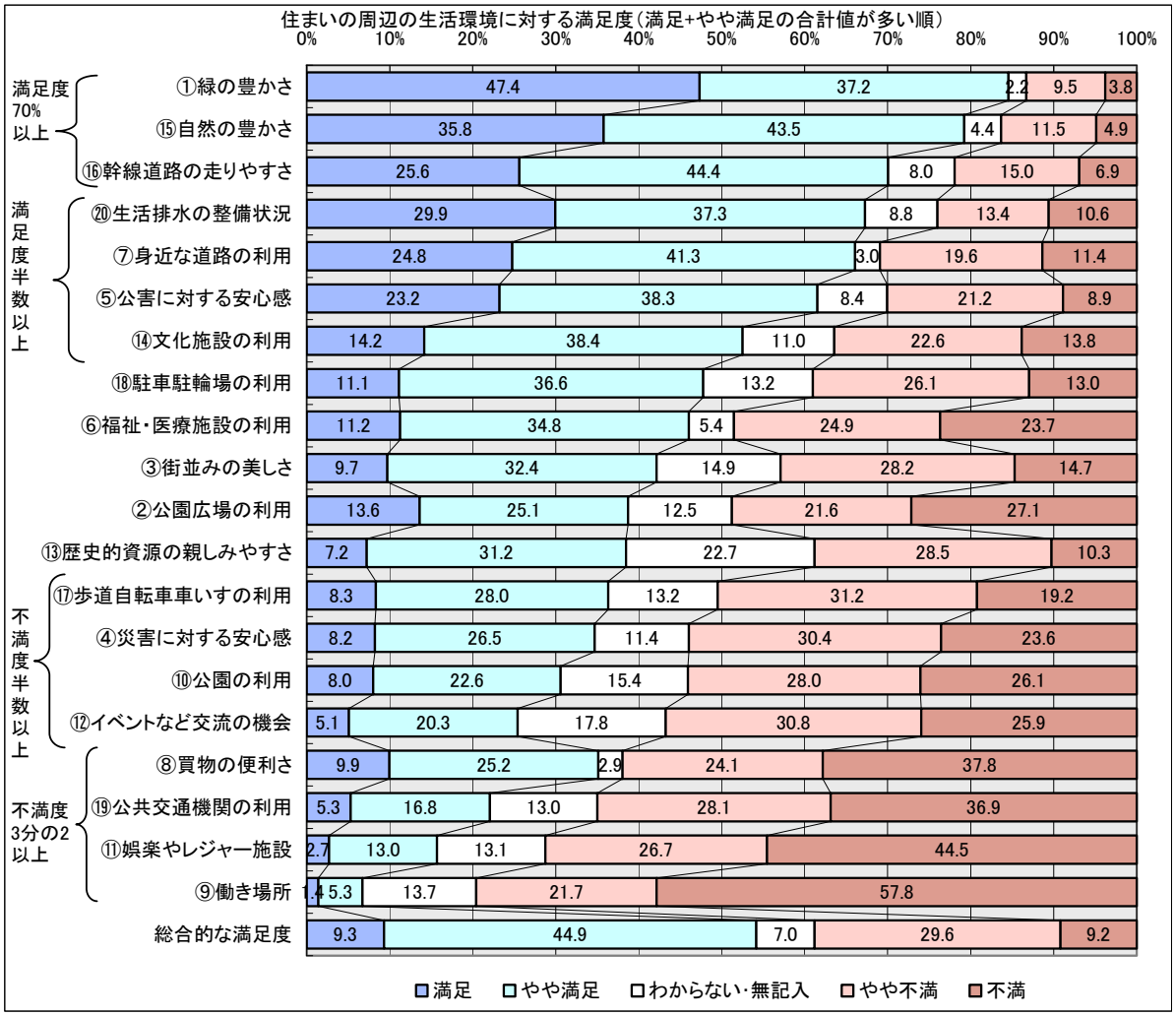




■現在の生活環境について

問 7　現在の住まい周辺の生活環境に対する満足度（①～⑳の項目ごとの満足度及び全体的な暮らしの満足度）

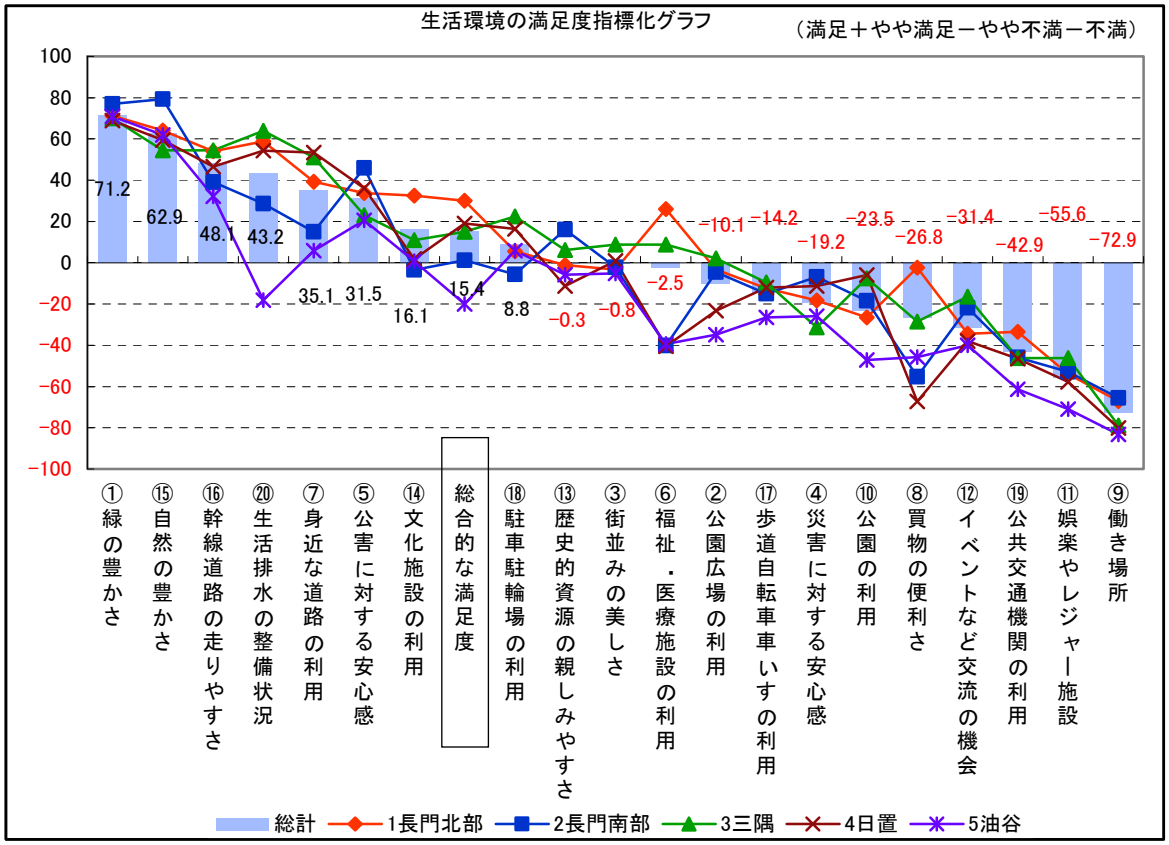
- 生活環境の満足度は、「緑の豊かさ」、「自然の豊かさ」、「幹線道路」について 70%以上の回答者が満足またはやや満足としている。
- 続いて、「生活排水」、「身近な道路」、「公害」、「文化施設」について 50%以上の満足度を示している。
- 不満度（やや不満+不満の合計）が強いのは、「買い物の便利さ」、「公共交通機関」、「娯楽レジャー施設」、「働き場所」の３項目で 60%を超える不満度を示し、特に「働き場所」は 80%近くに達している。なお、「買い物の便利さ」は満足度も 35%あり、印象が分かれているが、これは地域別の傾向の違いが反映していると考えられる。
- 「歩道･自転車･車イス」、「災害」、「スポーツなどの公園」、「交流の機会」は 50%を超える不満度を示す項目となっている。
- 「駐車場･駐輪場」、「福祉医療施設」、「街並み」、「身近な公園広場」、「歴史的資源の親しみやすさ」は、満足と不満が分かれる傾向にあり、特に「福祉医療施設」、「身近な公園広場」は不満度が満足度を上回りかつ不満が４分の１前後に達する項目となっている。
- 総合的な満足度（全体的な暮らしの満足度）は、54.2%が満足またはやや満足と答えている。
- 以上から、自然環境や道路下水道などの生活の基盤施設（公園を除く）に対しては満足度が高いものの、就業機会や買物･交通の利便性、娯楽や交流の機会などに強い不満が表れている結果となっている。



・地域別の生活環境の満足度を見るために、項目別の割合について（満足＋やや満足－やや不満－不満）を算定して指標化を行い、その値の全市平均と地域別との開きから、地域別の満足度の傾向を見る。
・下表は、市の平均（総計）よりも 10 ポイント以上満足度が高い項目と、10 ポイント以上満足度が低い（不満度が高い）項目を地域別に並べたものである。
・長門北部は不満度が高い項目はなく、満足度が高い項目として「福祉医療」、「買物利便」、「文化施設」、「生活排水」が該当し、また総合的な満足度も 10 ポイント以上高くなっている。
・長門南部では「災害」、「公害」、「歴史的資源」、「自然の豊かさ」の４項目で満足度が高く、「福祉・医療」、「身近な道路」、「買物利便」、「文化施設」、「駐車駐輪場の利用」、「生活排水」の 6 項目の不満度が高く、また、総合的な満足度も平均を 10 ポイント以上下回っている。
・三隅では、「身近な公園」、「福祉医療」、「身近な道路」など 7 項目で満足度が平均よりも高く、満足度が低いのは「災害に対する安心感」1 項目である。
・日置では「身近な道路」、「公園」、「生活排水」の３項目の満足度が平均よりも高く、反対に「身近な公園」、「福祉医療」、「買物利便」、「歴史的資源」及び「文化施設」の５項目について平均よりも満足度が低い。
・油谷では、平均を上回って満足度が高い項目はない一方、20 項目中 13 項目で平均よりも満足度が低くなっており、また総合的な満足度も平均を 10 ポイント以上下回っていることから、さまざまな問題を抱えている地域と考えられる。

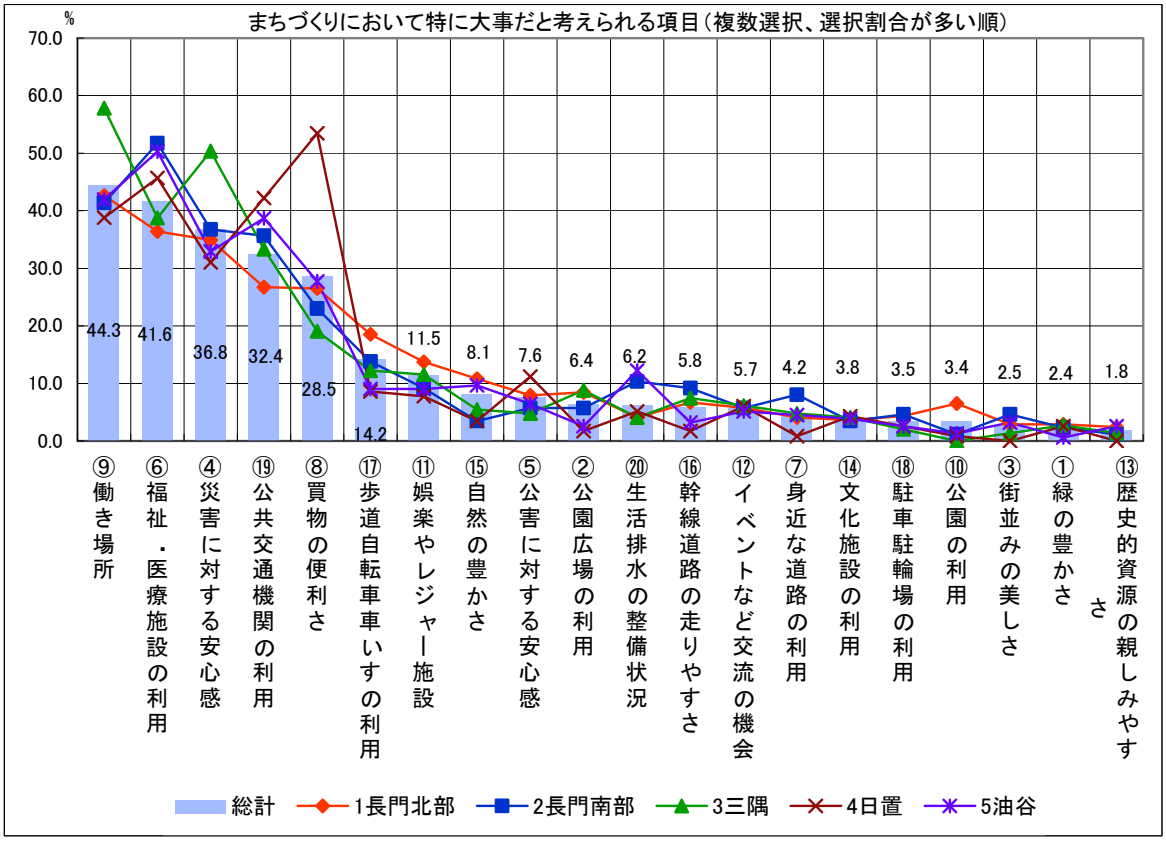
総計よりも 10 ポイント以上満足度が高い				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
⑥福祉・医療施設の利用 ⑧買物の便利さ ⑭文化施設の利用 ⑳生活排水の整備状況 ○総合的な満足度	④災害に対する安心感 ⑤公害に対する安心感 ⑬歴史的資源の親しみやすさ ⑮自然の豊かさ	②身近な公園広場の利用 ⑥福祉・医療施設の利用 ⑦身近な道路の利用 ⑩公園の利用 ⑫イベントなど交流の機会 ⑱駐車駐輪場の利用 ⑳生活排水の整備状況	⑦身近な道路の利用 ⑩公園の利用 ⑳生活排水の整備状況	ー

総計よりも 10 ポイント以上満足度が低い（不満度が強い）				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
ー	⑥福祉・医療施設の利用 ⑦身近な道路の利用 ⑧買物の便利さ ⑭文化施設の利用 ⑱駐車駐輪場の利用 ⑳生活排水の整備状況 ○総合的な満足度	④災害に対する安心感	②身近な公園広場の利用 ⑥福祉・医療施設の利用 ⑧買物の便利さ ⑬歴史的資源の親しみやすさ ⑭文化施設の利用	②身近な公園広場の利用 ⑤公害に対する安心感 ⑥福祉・医療施設の利用 ⑦身近な道路の利用 ⑧買物の便利さ ⑨働き場所 ⑩公園の利用 ⑪娯楽やレジャー施設 ⑭文化施設の利用 ⑯幹線道路の走りやすさ ⑰歩道自転車車いすの利用 ⑲公共交通機関の利用 ⑳生活排水の整備状況 ○総合的な満足度


生活環境の満足度指標化グラフ
（満足＋やや満足－やや不満－不満）
100
80
60
40
20
0
-20
-40
-60
-80
-100
71.2
62.9
48.1
43.2
35.1
31.5
16.1
15.4
8.8
-0.3
-0.8
-2.5
-10.1
-14.2
-19.2
-23.5
-26.8
-31.4
-42.9
-55.6
-72.9
①緑の豊かさ
⑮自然の豊かさ
⑯幹線道路の走りやすさ
⑳生活排水の整備状況
⑦身近な道路の利用
⑤公害に対する安心感
⑭文化施設の利用
総合的な満足度
⑱駐車駐輪場の利用
⑬歴史的資源の親しみやすさ
③街並みの美しさ
⑥福祉・医療施設の利用
②公園広場の利用
⑰歩道自転車いすの利用
④災害に対する安心感
⑩公園の利用
⑧買物の便利さ
⑫イベントなど交流の機会
⑲公共交通機関の利用
⑪娯楽やレジャー施設
⑨働き場所
総計
1長門北部
2長門南部
3三隅
4日置
5油谷

問 8　前問の①～⑳の項目中、今後のまちづくりに特に大事だと考えられる項目（3 つまで記入）。

- 選択が最も多いのは、「働き場所」で 44.3%、次いで「福祉医療」41.5%となっており、40%台はこの 2 項目である。
- 30%台には「災害に対する安心感」36.8%と「公共交通機関」32.4%が選択されている。また、これに続いて「買物利便」が 28.5%選択されており、この次の「歩道自転車車いす」が 14.2%と半分の選択であることから、「働き場所」～「買物利便」までの 5 項目が特に重要性が高い項目と見ることができる。



- 地域別に見るために、上のグラフにおいて総計よりも多く選択されている項目を地域で重要性がより強く意識されている項目として抽出すると下表のとおりとなる。
- これによれば、長門北部は平均から大きく乖離した項目はない。長門南部については「福祉医療」、「三隅」では「災害」と「働き場所」、日置では「買物利便」と「公共交通機関」、油谷では「福祉医療」、「公共交通機関」、「生活排水」がそれぞれ平均よりも強く重要性を意識した項目となっている。

重要として選択した割合が平均よりも 5 ポイント以上				
1 長門北部	2 長門南部	3 三隅	4 日置	5 油谷
―	⑥福祉・医療施設の利用	④災害に対する安心感 ⑨働き場所	⑧買物の便利さ ⑲公共交通機関の利用	⑥福祉・医療施設の利用 ⑲公共交通機関の利用 ⑳生活排水の整備状況

問７（満足度）と問８（重要度）の関係

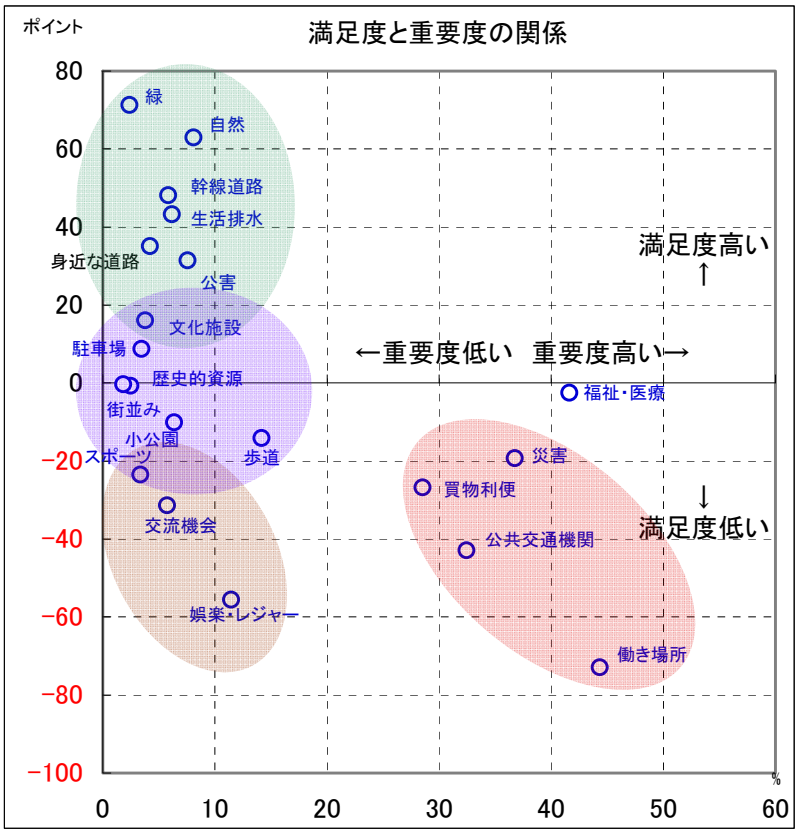
・次のグラフは、問７による満足度と問８による重要度を相関グラフとして表示したものである。
※満足度は指標化した値を用いた。

・これによると、満足度が低く重要度が高い、「積極的に取り組む必要がある項目」となっているのは「働き場所」、「公共交通機関」、「買物利便」、「災害への安心感」が該当する。このほか、「福祉医療」については、満足･不満はどちらともいえないが重要性が高い項目となっている。

・「緑や自然の豊かさ」、「幹線道路」、「生活排水」、「身近な道路」、「公害対策」については満足度が高く、重要度として指摘が少ないことから高い評価を示していると考えられ、これまでの施策を持続させていく項目と位置づけられる。

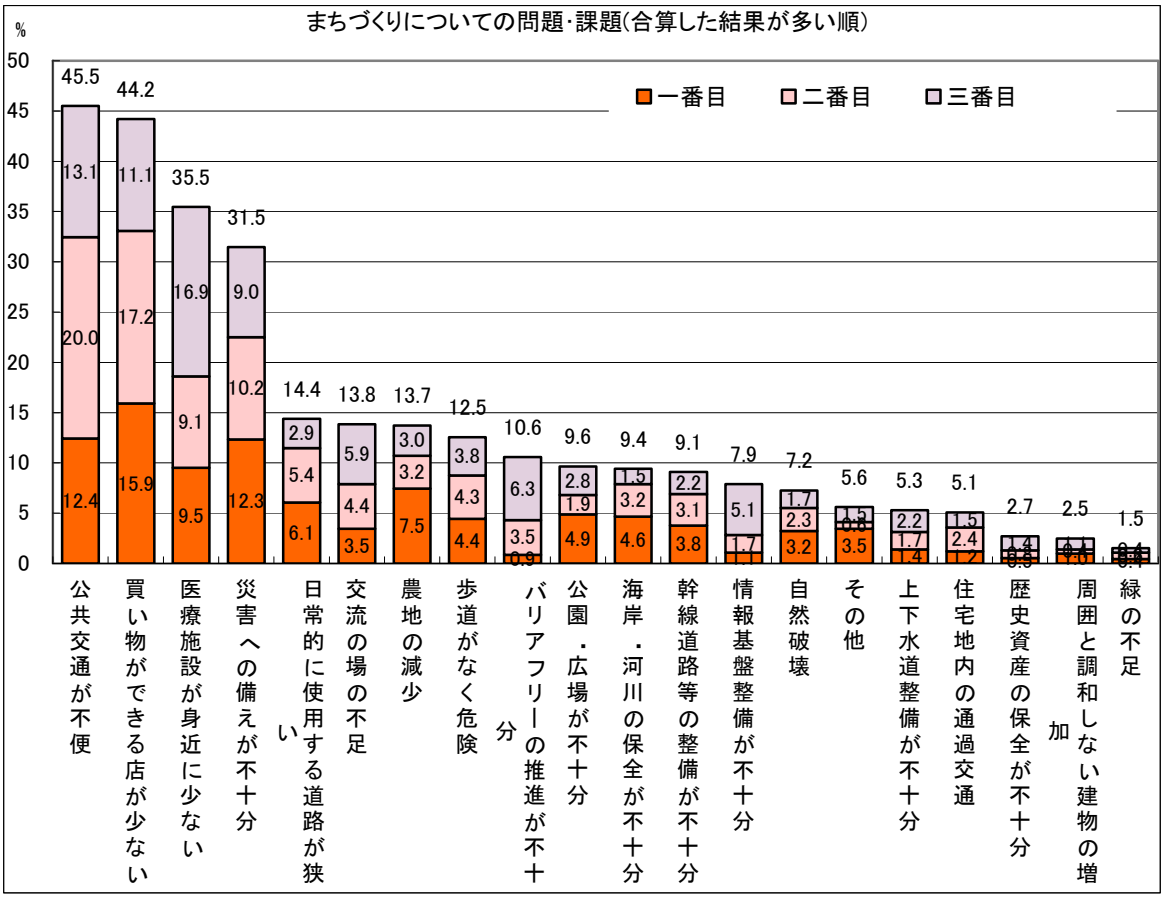
・「文化施設」、「駐車場駐輪場」、「歴史的資源」、「街並み」、「公園広場」、「歩道自転車車いすの通行」、「スポーツ公園など」については満足でも不満でもなく、また重要度の選択は少ないことから、施策の優先度は高くないと見ることもできるが、各項目が文化的な要素又は景観など都市の「質」に関する項目であり、回答者として日常の切実な問題とは意識されていないとも考えられることから、総合的な暮らしよさをかさ上げしていくためには重要な課題と位置づけておく必要がある。

・「交流機会」と「娯楽レジャー」については強い不満がある一方、重要度の選択は少ない項目となっており、これは民間の活力にゆだねられる部分が大きいことや即効的な対策が想定できないなど醒めた意識ということもできることから、工夫が求められている施策と位置づけることが必要である。



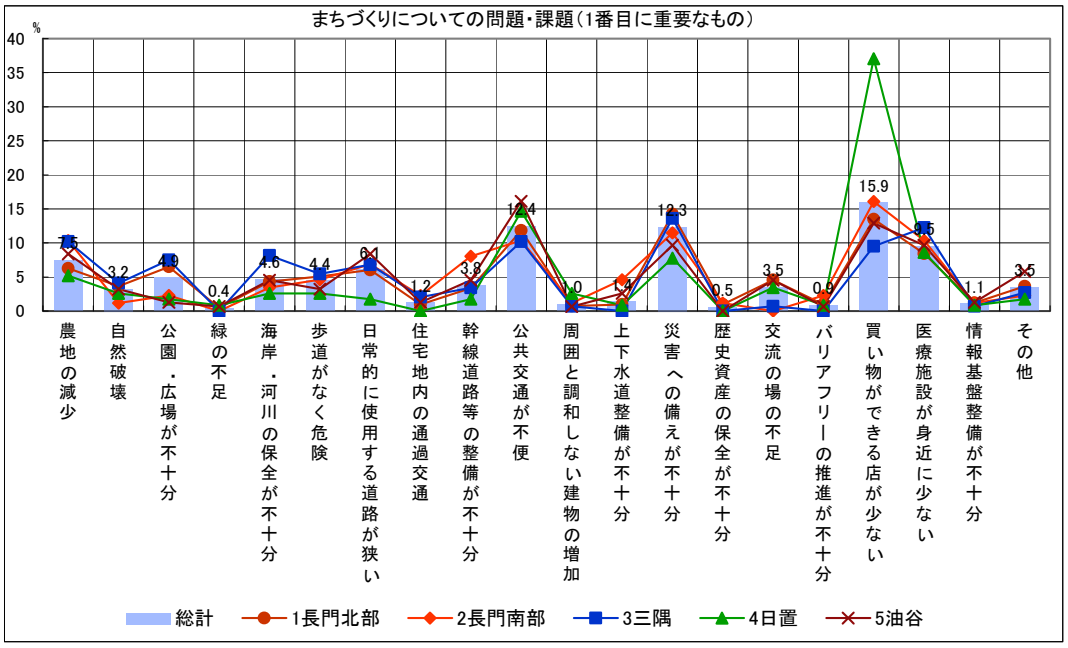
問 9　まちづくりについて問題・課題だと思う点（重要なもの順に、1 番目、2 番目、3 番目を選択）。

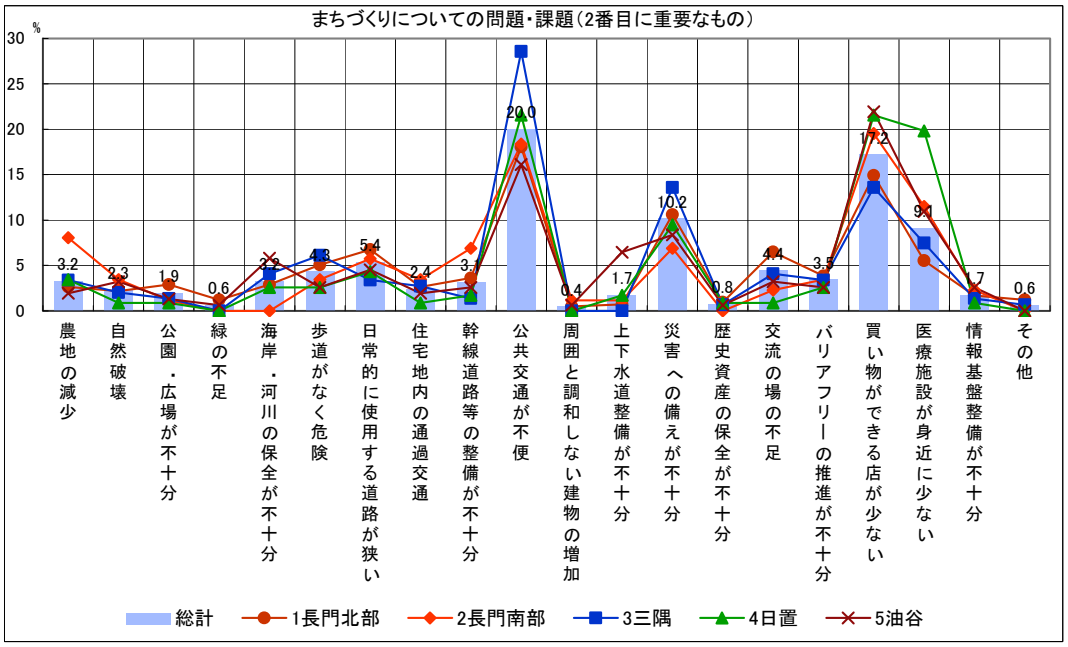
- まちづくりについて問題・課題だと思う点で、一番目に指摘された項目最も多いのは、「買物ができる店が少ない」で 15.9%、以下「公共交通が不便」12.4%、「災害への備えが不十分」12.3%「医療施設が身近に少ない」9.5%と続いている。
- 二番目に指摘された項目は、「公共交通が不便」20.0%、「買物ができる店が少ない」17.2%、「災害への備えが不十分」10.2%、「医療施設が身近に少ない」9.1%があげられている。
- 三番目に指摘された項目は、「医療施設が身近に少ない」16.9%、「公共交通が不便」13.1%、「買物ができる店が少ない」11.1%、「災害への備えが不十分」9.0%があげられている。
- 以上のように、一番目から三番目までいずれも同じ 4 項目が選択されており、これらが市民が意識している代表的な問題･課題と捉えることができる。

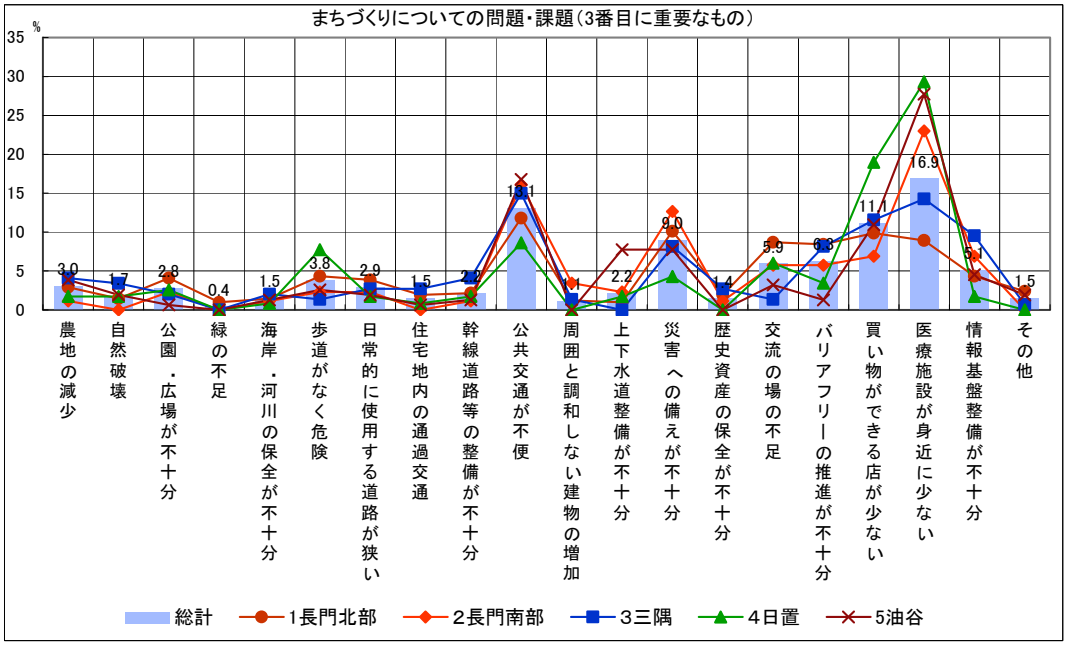


- 地域別の傾向を見るために、一番目～三番目の合計の総計との乖離の程度によって整理する。
- これによれば、長門北部において「交流の場の不足」、長門南部において「農地の減少」、「幹線道路の整備」、「医療施設」、三隅において「公共交通」、日置において「買物できる店」、「医療施設」、油谷において「上下水道」、「医療施設」がそれぞれ平均に比べて選択が多くなっている。

一番目～三番目の合計が平均を 5 ポイント以上上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
○交流の場の不足	○農地の減少 ○幹線道路等の整備が不十分 ○医療施設が身近に少ない	○公共交通が不便	○買い物ができる店が少ない ○医療施設が身近に少ない	○上下水道整備が不十分 ○医療施設が身近に少ない


まちづくりについての問題・課題（1番目に重要なもの）
%
40
35
30
25
20
15
10
5
0
7.5
3.2
4.9
0.4
4.6
4.4
6.1
1.2
3.8
12.4
1.0
1.4
12.3
0.5
3.5
0.9
15.9
9.5
1.1
3.5
農地の減少
自然破壊
公園・広場が不十分
緑の不足
海岸・河川の保全が不十分
歩道がなく危険
日常的に使用する道路が狭い
住宅地内の通過交通
幹線道路等の整備が不十分
公共交通が不便
周囲と調和しない建物の増加
上下水道整備が不十分
災害への備えが不十分
歴史資産の保全が不十分
交流の場の不足
バリアフリーの推進が不十分
買い物ができる店が少ない
医療施設が身近に少ない
情報基盤整備が不十分
その他
総計
1長門北部
2長門南部
3三隅
4日置
5油谷

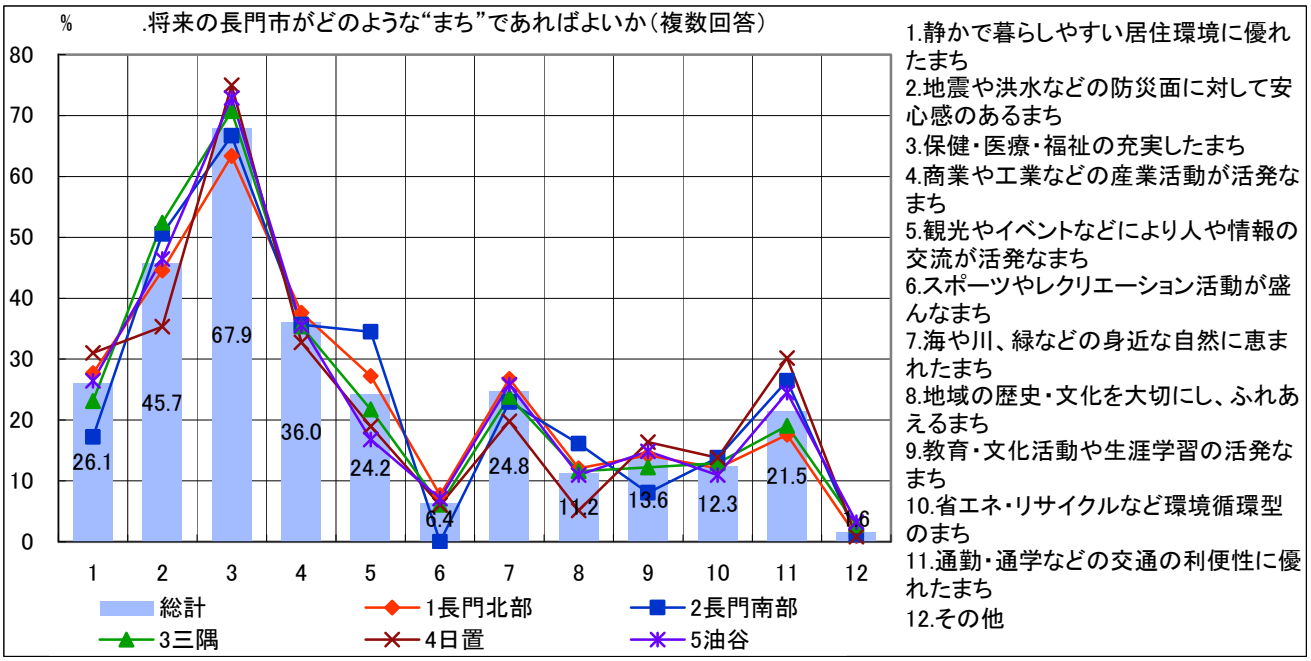

まちづくりについての問題・課題（2番目に重要なもの）
%
30
25
20
15
10
5
0
3.2
2.3
1.9
0.6
2.2
4.3
5.4
2.4
3.1
20.0
0.4
1.7
10.2
0.8
4.4
3.5
17.2
9.1
1.7
0.6
農地の減少
自然破壊
公園・広場が不十分
緑の不足
海岸・河川の保全が不十分
歩道がなく危険
日常的に使用する道路が狭い
住宅地内の通過交通
幹線道路等の整備が不十分
公共交通が不便
周囲と調和しない建物の増加
上下水道整備が不十分
災害への備えが不十分
歴史資産の保全が不十分
交流の場の不足
バリアフリーの推進が不十分
買い物ができる店が少ない
医療施設が身近に少ない
情報基盤整備が不十分
その他
総計
1長門北部
2長門南部
3三隅
4日置
5油谷


まちづくりについての問題・課題（3番目に重要なもの）
%
35
30
25
20
15
10
5
0
3.0
2.8
0.4
1.5
3.8
2.9
1.5
2.2
17.1
9.0
2.2
3.9
16.9
11.1
5.1
1.5
農地の減少
自然破壊
公園・広場が不十分
緑の不足
海岸・河川の保全が不十分
歩道がなく危険
日常的に使用する道路が狭い
住宅地内の通過交通
幹線道路等の整備が不十分
公共交通が不便
周囲と調和しない建物の増加
上下水道整備が不十分
災害への備えが不十分
歴史資産の保全が不十分
交流の場の不足
バリアフリーの推進が不十分
買い物ができる店が少ない
医療施設が身近に少ない
情報基盤整備が不十分
その他
総計
1長門北部
2長門南部
3三隅
4日置
5油谷

■長門市の都市づくりのあり方について

問 10　将来の長門市がどのような“まち”であればよいか（3 つまで選択）

・将来に期待する長門市のまちの姿としては、「医療福祉が充実したまち」が最も多く 67.9%と半数を超え、次いで「防災面で安心感のあるまち」が 45.7%、以下「産業活動が活発なまち」36.0%、「居住環境に優れたまち」26.1%、「自然に恵まれたまち」24.8%、「交流が活発なまち」24.2%と続いている。

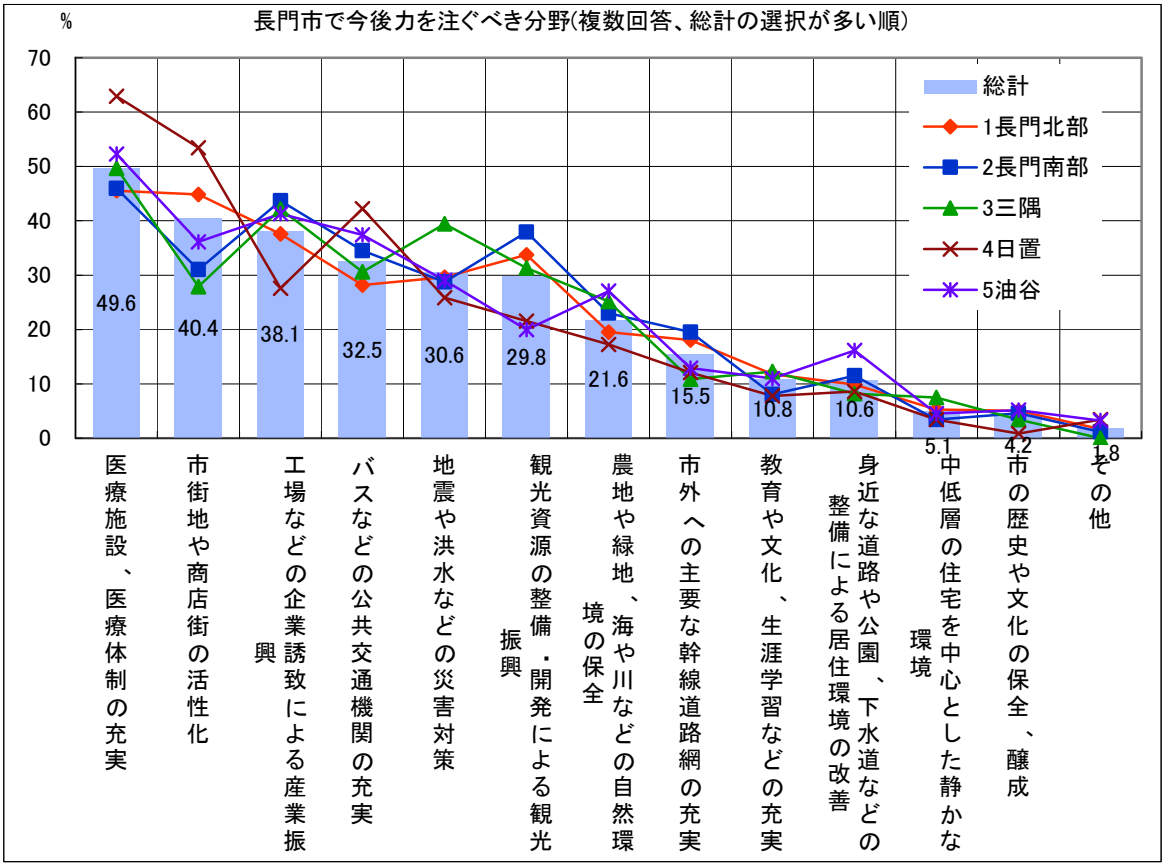


・地域別に平均を大きく上回る項目は、長門南部で「観光振興」、三隅で「防災」、日置で「保健福祉」と「交通利便性」、油谷で「保健福祉」となっている。

総計を 5 ポイント以上上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
―	5. 観光やイベントなどにより人や情報の交流が活発なまち	2. 地震や洪水などの防災面に対して安心感のあるまち	3. 保健・医療・福祉の充実したまち 11. 通勤・通学などの交通の利便性に優れたまち	3. 保健・医療・福祉の充実したまち

問 11　今後力を注ぐべき分野（3 つまで選択）

・今後力を注ぐべき分野としては、「医療の充実」が最も多く 49.6%と半数に近く選択されている。
・次いで「市街地等の活性化」40.4%、「企業の誘致による産業振興」38.1%、「公共交通機関の充実」32.5%、「災害対策」30.6%、「観光振興」29.8%と続いている。



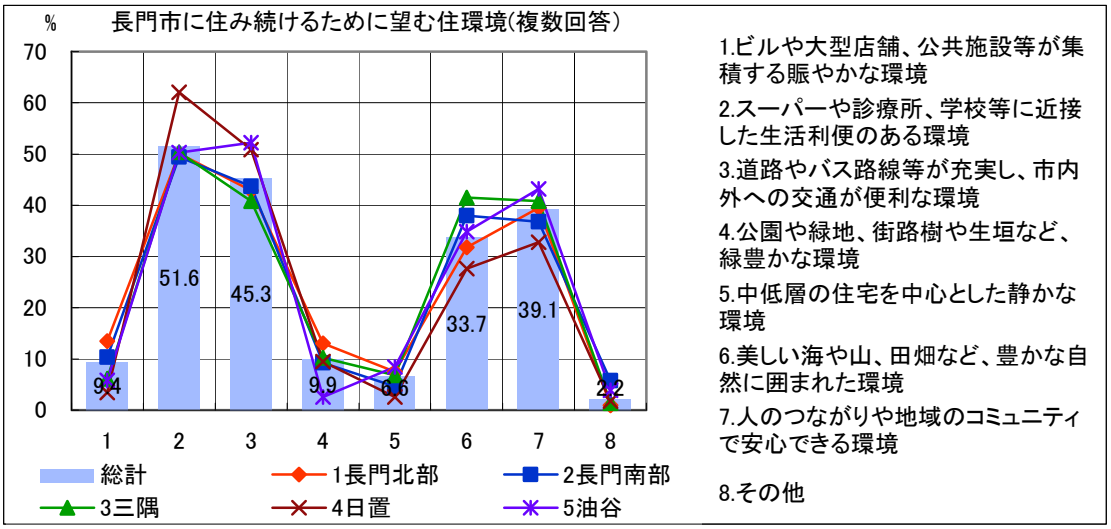
・力を注ぐべき分野について地域別に平均と異なる傾向について整理すると、長門北部では平均と同様の傾向を示し、長門南部では「企業誘致」と「観光振興」、三隅では「災害対策」、日置では「医療の充実」、「市街地活性化」、「公共交通機関」が挙げられ、油谷では「自然環境の保全」と「居住環境の改善」がそれぞれ平均よりも高い項目となっている。
・また、長門南部と三隅では「市街地活性化」の選択が少なく、日置、油谷では「観光振興」の選択が平均よりも少ない項目となっている。

総計を 5 ポイント以上　上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
―	○工場などの企業誘致による産業振興 ○観光資源の整備・開発による観光振興	○地震や洪水などの災害対策	○医療施設、医療体制の充実 ○市街地や商店街の活性化 ○バスなどの公共交通機関の充実	○農地や緑地、海や川などの自然環境の保全 ○身近な道路や公園、下水道などの整備による居住環境の改善
総計を 5 ポイント以上　下回る項目（選択が少ない）				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
―	○市街地や商店街の活性化	○市街地や商店街の活性化	○工場などの企業誘致による産業振興 ○観光資源の整備・開発による観光振興	○観光資源の整備・開発による観光振興

問 12　長門市に住み続けるために希望する住環境（2 つまで選択）

- 住み続けるために希望する住環境は、「生活利便のある環境」が最も多く 51.6%と半数を超えて選択されている。
- 次いで「交通が便利な環境」45.3%、以下「地域コミュニティなどで安心できる環境」39.1%、「自然に囲まれた環境」33.7%と続き、以上の 4 項目以外の「賑やかな環境」、「緑豊かな環境」、「中低層住宅の静かな環境」については 10%未満となっている。

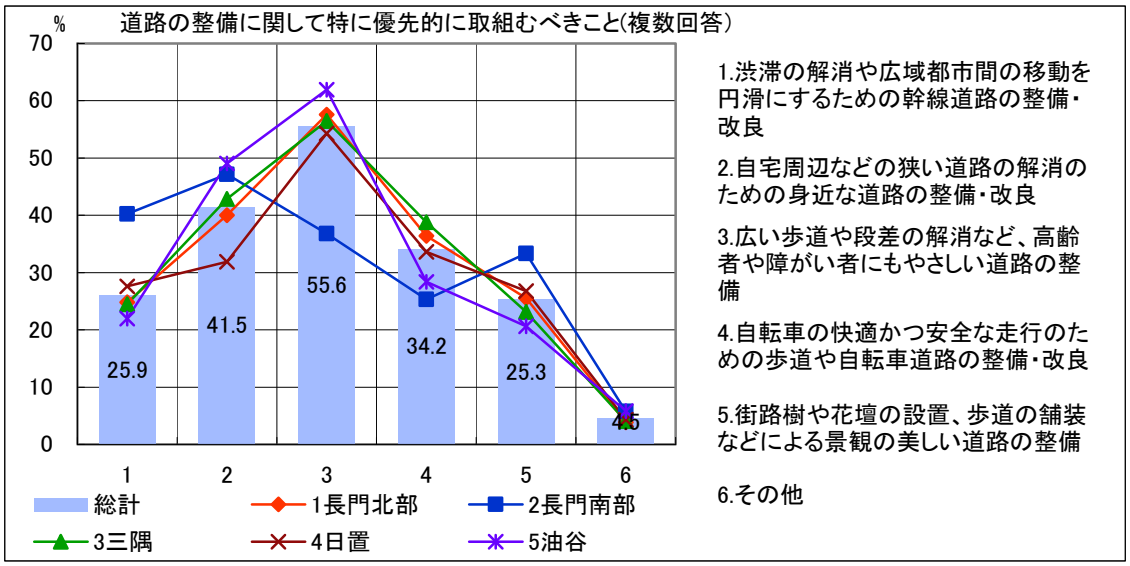
- 地域別に平均との違いを見ると、長門北部、長門南部は平均と同様の傾向となっているが、三隅では「自然に囲まれた環境」、日置では「生活利便のある環境」と「交通が便利な環境」、油谷では「交通が便利な環境」がそれぞれ平均よりも多く選択されている。
- また、日置では「賑やかな環境」、「自然に囲まれた環境」、「地域コミュニティなどで安心できる環境」に対する選択が少ないことが特徴となっている。



総計を 5 ポイント以上　上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
—	—	6. 美しい海や山、田畑など、豊かな自然に囲まれた環境	2. スーパーや診療所、学校等に近接した生活利便のある環境 3. 道路やバス路線等が充実し、市内外への交通が便利な環境	3. 道路やバス路線等が充実し、市内外への交通が便利な環境
総計を 5 ポイント以上　下回る項目（選択が少ない）				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
—	—	—	1. ビルや大型店舗、公共施設等が集積する賑やかな環境 6. 美しい海や山、田畑など、豊かな自然に囲まれた環境 7. 人のつながりや地域のコミュニティで安心できる環境	—

問 13　道路の整備に関して優先的に取組むべきこと（2 つまで選択）

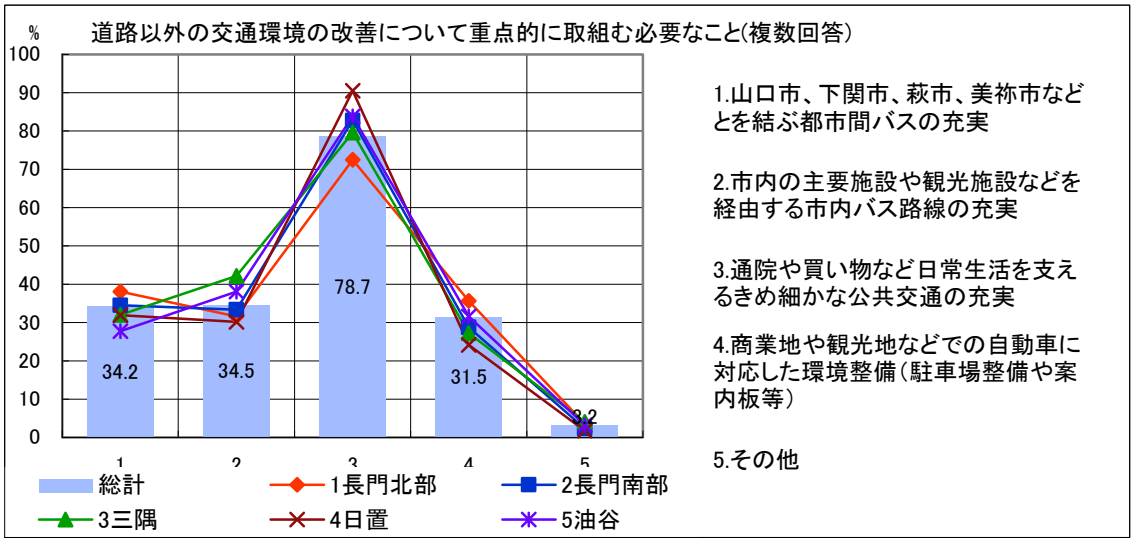
- 道路整備に優先的に取り組むべきことは、「高齢者や障がい者にもやさしい道路の整備」が 55.6%で最も多く、次いで「身近な道路の整備・改良」が 41.5%、以下「歩道や自転車道路の整備・改良」34.2%、「幹線道路の整備・改良」25.9%、「景観の美しい道路の整備」25.3%と続いている。
- 地域別に平均との違いを見ると、長門北部と三隅は平均に近い傾向となっているが、長門南部では、「幹線道との整備」、「身近な道路の整備」、「景観の美しい道路の整備」が平均を上回って選択される反面、「高齢者や障がい者にもやさしい道路の整備」と「歩道や自転車道路の整備」の選択が少なくなっている。
- また、日置では「身近な道路の整備」の選択が少なく、油谷では「身近な道路の整備」と「高齢者や障がい者にもやさしい道路の整備」の選択が多いのに対して「歩道や自転車道路の整備」の選択が少なく、各地域の地理的地形的な特性などを反映した傾向となっている。



総計を 5 ポイント以上　上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
―	1.渋滞の解消や広域都市間の移動を円滑にするための幹線道路の整備・改良 2.自宅周辺などの狭い道路の解消のための身近な道路の整備・改良 5.街路樹や花壇の設置、歩道の舗装などによる景観の美しい道路の整備	―	―	2.自宅周辺などの狭い道路の解消のための身近な道路の整備・改良 3.広い歩道や段差の解消など、高齢者や障がい者にもやさしい道路の整備
総計を 5 ポイント以上　下回る項目（選択が少ない）				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
―	3. 広い歩道や段差の解消など、高齢者や障がい者にもやさしい道路の整備 4. 自転車の快適かつ安全な走行のための歩道や自転車道路の整備・改良	―	2. 自宅周辺などの狭い道路の解消のための身近な道路の整備・改良	4. 自転車の快適かつ安全な走行のための歩道や自転車道路の整備・改良

問 14　道路整備以外の交通環境の改善について重点的に取組むべきこと（2 つまで選択）

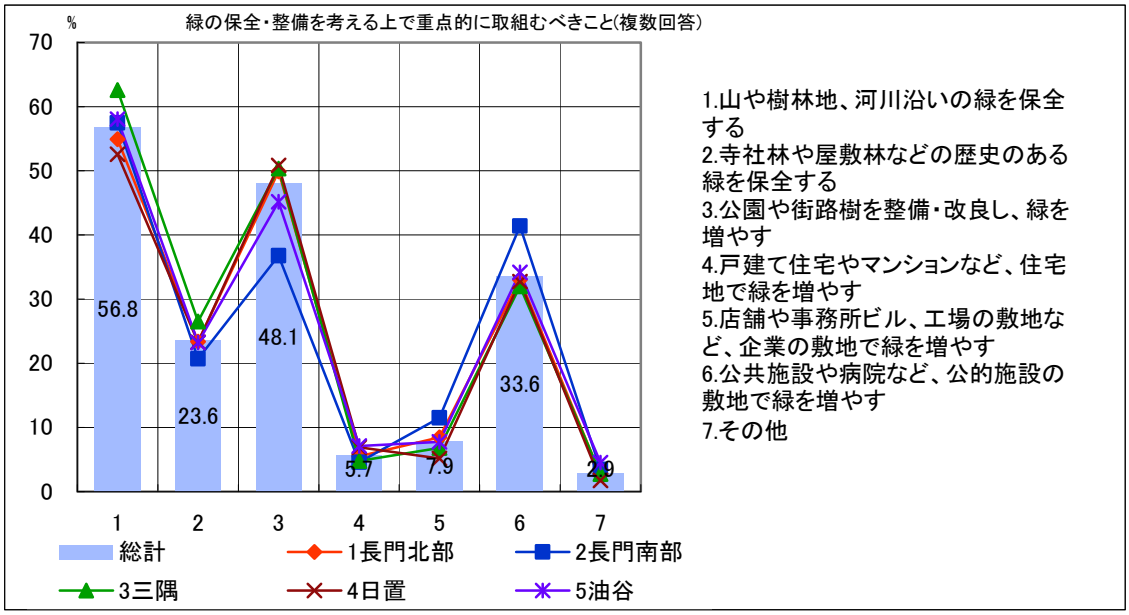
・道路以外の交通環境の改善に重点的に取り組むべきことは、「きめ細かな公共交通の充実」が 78.7%で突出しており、そのほかの「市内バス路線の充実」、「都市間バスの充実」、「商業地や観光地などでの自動車に対応した環境整備」はともに 3 分の 1 前後の選択となっている。



総計を 5 ポイント以上　上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
―	―	2. 市内の主要施設や観光施設などを経由する市内バス路線の充実	3. 通院や買い物など日常生活を支えるきめ細かな公共交通の充実	3. 通院や買い物など日常生活を支えるきめ細かな公共交通の充実
総計を 5 ポイント以上　下回る項目（選択が少ない）				
長門北部	**長門南部**	**三隅**	**日置**	**油谷**
3. 通院や買い物など日常生活を支えるきめ細かな公共交通の充実	―	2. 市内の主要施設や観光施設などを経由する市内バス路線の充実	4. 商業地や観光地などでの自動車に対応した環境整備（駐車場整備や案内板等）	1. 山口市、下関市、萩市、美祢市などとを結ぶ都市間バスの充実

問 15　緑の保全・整備を考える上で重点的に取組むべきこと（2 つまで選択）

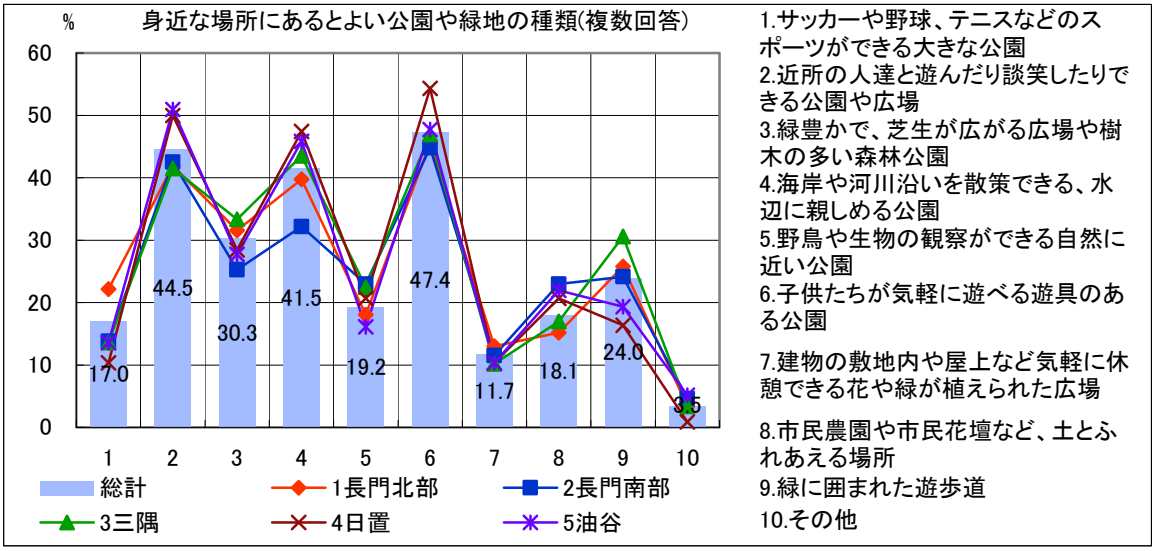
- 緑の保全整備のために重点的に取り組むこととしては、「山や樹林地、河川沿いの緑を保全」が 56.8%で最も多く、次いで「公園や街路樹を整備・改良し、緑を増やす」の 48.1%、「公共施設の敷地で緑を増やす」の 33.6%、「歴史のある緑を保全」の 23.6%と続き、「住宅地で緑を増やす」や「企業の敷地で緑を増やす」は 10%未満である。
- 地域別に平均と開きが大きい項目を見ると、長門南部で「施設の敷地で緑を増やす」が平均を大きく上回り、「公園や街路樹を整備・改良し、緑を増やす」が大きく下回っている。
- また三隅では「山や樹林地、河川沿いの緑を保全」が大きく上回っている。



総計を 5 ポイント以上　上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
―	6. 公共施設や病院など、公的施設の敷地で緑を増やす	1. 山や樹林地、河川沿いの緑を保全する	―	―
総計を 5 ポイント以上　下回る項目（選択が少ない）				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
―	3. 公園や街路樹を整備・改良し、緑を増やす	―	―	―

問 16　身近な場所に希望する公園や緑地（3 つまで選択）

- 身近な場所に希望する公園緑地については、「子供たちが気軽に遊べる公園」が最も多く 47.4%、続いて「近所の人達と遊んだり談笑したりできる公園や広場」が 44.5%、「水辺に親しめる公園」が 41.5%でこれら 3 項目が 40%を超えている。
- また、「緑豊かで、芝生が広がる広場や樹木の多い森林公園」や「緑に囲まれた遊歩道」についても一定の選択がある。
- 「スポーツができる大きな公園」、「自然に近い公園」、「建物の敷地内や屋上などの広場」、「土とふれあえる場所」は 20%未満で相対的に選択は少なくなっている。
- 地域別に平均との開きを見ると、長門北部では「スポーツができる大きな公園」、三隅では「緑に囲まれた遊歩道」、日置では「近所の人達と遊んだり談笑したりできる公園や広場」および「水辺に親しめる公園」、油谷では「近所の人達と遊んだり談笑したりできる公園や広場」がそれぞれ平均を大きく上回って選択されている。
- また、長門南部では「水辺に親しめる公園」、日置では「スポーツができる大きな公園」と「緑に囲まれた遊歩道」について平均を大きく下回る選択項目となっている。



総計を 5 ポイント以上　上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
1. サッカーや野球、テニスなどのスポーツができる大きな公園	―	9. 緑に囲まれた遊歩道	2. 近所の人達と遊んだり談笑したりできる公園や広場 4. 海岸や河川沿いを散策できる、水辺に親しめる公園	2. 近所の人達と遊んだり談笑したりできる公園や広場

総計を 5 ポイント以上　下回る項目（選択が少ない）				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
―	4. 海岸や河川沿いを散策できる、水辺に親しめる公園	―	1. サッカーや野球、テニスなどのスポーツができる大きな公園 9. 緑に囲まれた遊歩道	―

問 17　災害に対して安全なまちづくりを進めるために優先的に取組むべきこと（2 つまで選択）

・災害に対して安全なまちづくりのために優先的に取り組むべきことは、「ライフラインの強化・充実」が 31.5%で最も多いが、これとほぼ等しく「市民の防災意識の向上」が 30.8%選択されている。

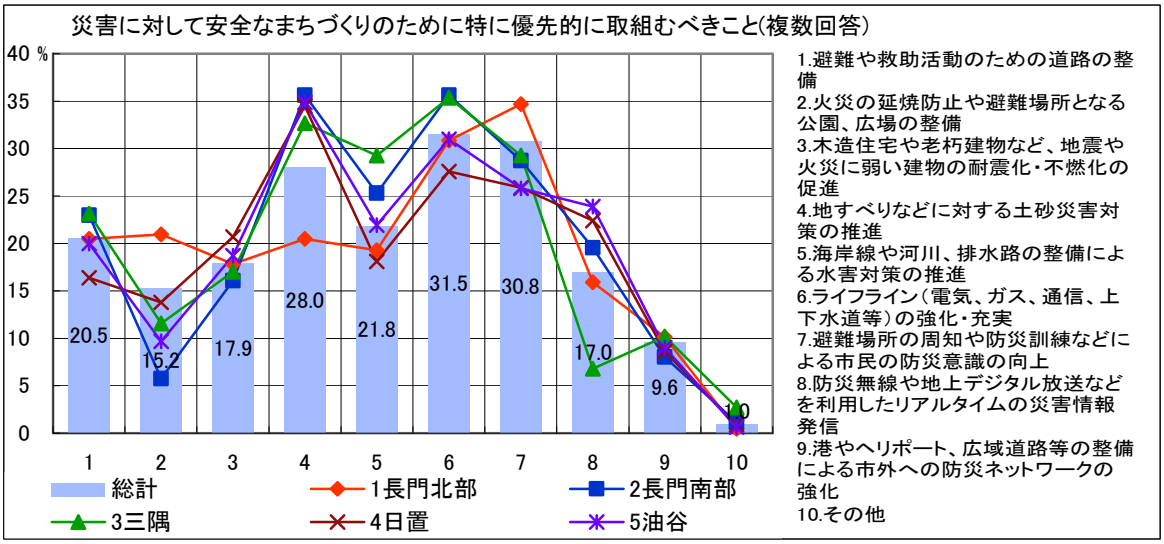
・これら 2 項目については「地すべりなどに対する土砂災害対策の推進」28.0%、「水害対策の推進」21.8%、「避難や救助活動のための道路の整備」20.5%と続いているが、「防災ネットワークの強化」を除いてはほかの項目にも一定の選択が認められ、意見は分散する傾向にあると考えられる。

・地域別に平均との開きが大きい項目をみると、長門北部では「火災の延焼防止や避難場所となる公園、広場の整備」が平均を上回り、「土砂災害対策の推進」が下回っている。

・長門南部では「土砂災害対策の推進」が上回り、「火災の延焼防止や避難場所となる公園、広場の整備」下回り長門北部と逆の傾向を示しており、三隅では「水害対策の推進」が上回り、「リアルタイムの災害情報発信」が下回っている。

・日置、油谷では「土砂災害対策の推進」と「リアルタイムの災害情報発信」が上回り、油谷で「火災の延焼防止や避難場所となる公園、広場の整備」と「市民の防災意識の向上」が下回っている。

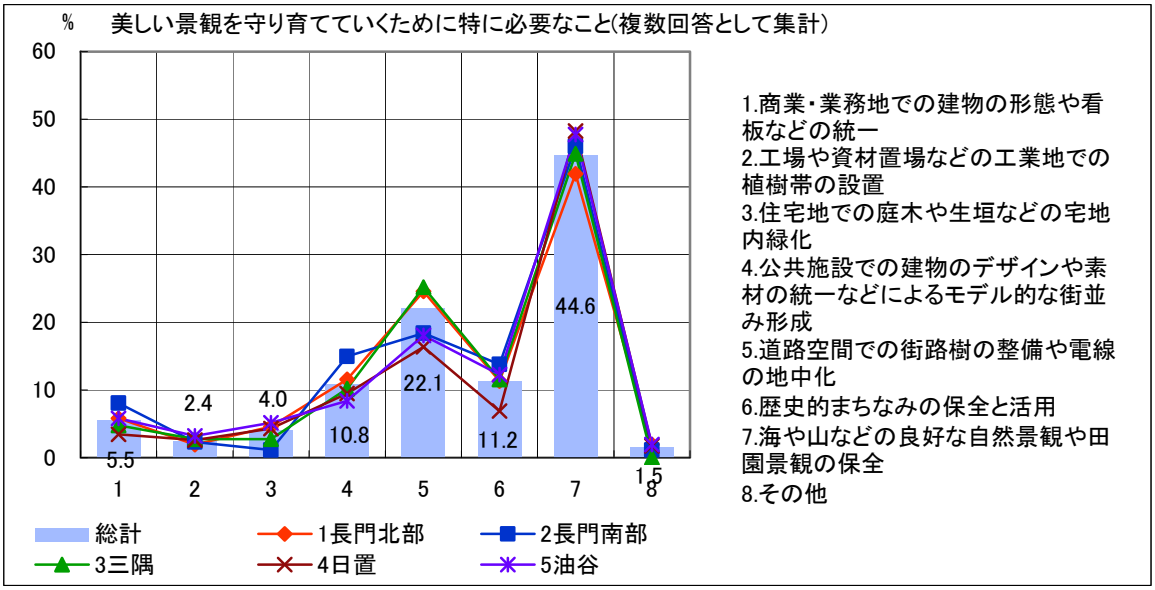
・このように地域間の傾向が大きく異なっており、それぞれの市街地の特性、地形的地理的特性が強く反映されていると考えられる。



総計を 5 ポイント以上　上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
2. 火災の延焼防止や避難場所となる公園、広場の整備	4. 地すべりなどに対する土砂災害対策の推進	5. 海岸線や河川、排水路の整備による水害対策の推進	4. 地すべりなどに対する土砂災害対策の推進 8. 防災無線や地上デジタル放送などを利用したリアルタイムの災害情報発信	4. 地すべりなどに対する土砂災害対策の推進 8. 防災無線や地上デジタル放送などを利用したリアルタイムの災害情報発信
総計を 5 ポイント以上　下回る項目（選択が少ない）				
長門北部	**長門南部**	**三隅**	**日置**	**油谷**
4. 地すべりなどに対する土砂災害対策の推進	2. 火災の延焼防止や避難場所となる公園、広場の整備	8. 防災無線や地上デジタル放送などを利用したリアルタイムの災害情報発信	―	2. 火災の延焼防止や避難場所となる公園、広場の整備 7. 避難場所の周知や防災訓練などによる市民の防災意識の向上

問 18　美しい景観を守り、育てていくために特に必要なこと（1 つだけ選択）

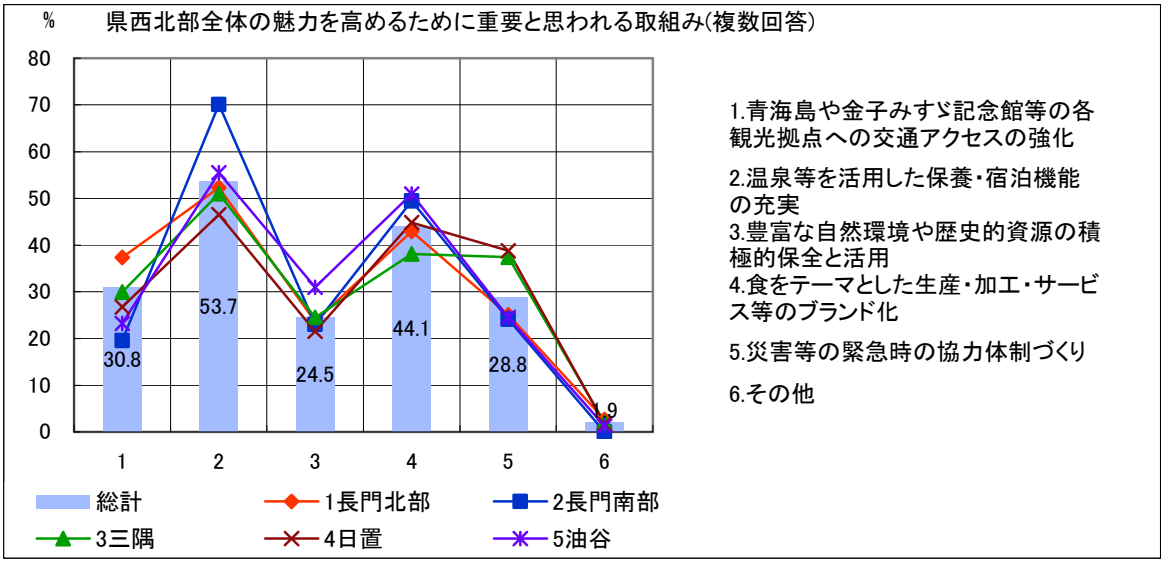
- 美しい景観を守り育てていくために特に必要なことについては、設問では 1 つだけの選択となっているが、回答は複数項目の選択が多く見られたため、集計では複数選択設問として取り扱っている。
- 最も多いのは、「良好な自然景観や田園景観の保全」で半数に近い 44.6%が選択している。
- 次いでその約半分の 22.1%が「街路樹の整備や電線の地中化」とし、そのほかの項目は 10%前後又はそれ未満である。
- 地域別では、日置で「街路樹の整備や電線の地中化」の選択割合が平均を大きく下回る傾向があるが、その他の地域では平均と乖離した項目は見られない。



総計を 5 ポイント以上　上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
—	—	—	—	—
総計を 5 ポイント以上　下回る項目（選択が少ない）				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
—	—	—	5. 道路空間での街路樹の整備や電線の地中化	

問 19　山口県西北部全体としてさらに魅力を高めるために取組むべきこと（2 つまで選択）

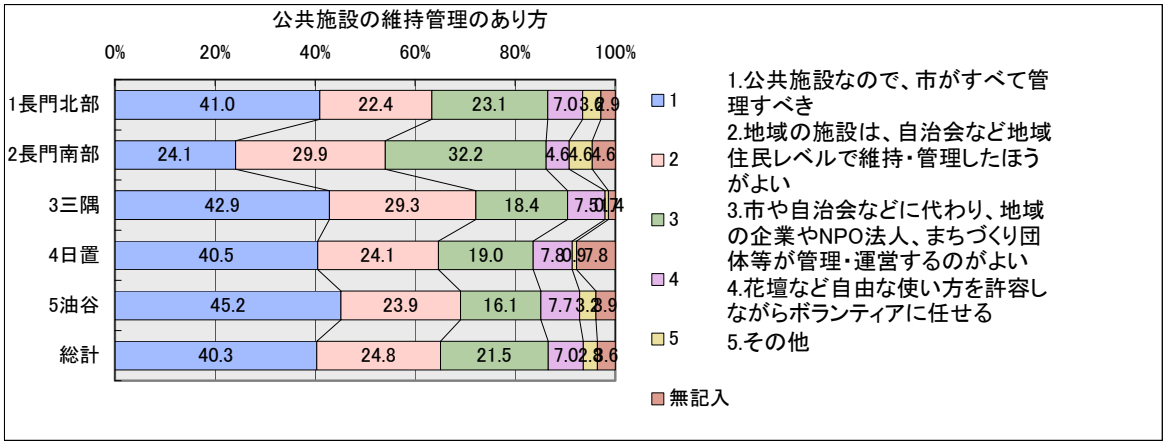
- 県西北部全体として魅力を高めるために取り組むべきこととしては、「温泉等を活用した保養・宿泊機能の充実」が 53.7%と半数を超えて最も多く、次いで「食をテーマとした生産・加工・サービス等のブランド化」が 44.1%、以下「各観光拠点への交通アクセスの強化」30.8%、「災害等の緊急時の協力体制づくり」28.8%、「豊富な自然環境や歴史的資源の積極的保全と活用」24.5%と続き、やや意見が分散する傾向がある。
- 地域別にみると地域間でも分散傾向が強く、地域ごとに平均を大きく上回る項目をあげると、長門北部では「各観光拠点への交通アクセスの強化」、長門南部では「保養・宿泊機能の充実」と「食をテーマとしたブランド化」、三隅と日置では「緊急時の協力体制づくり」、油谷では「自然環境や歴史的資源の積極的保全と活用」と「食をテーマとしたブランド化」となっており、それぞれの地域特性を強く反映した傾向が示されている。



総計を 5 ポイント以上　上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
1. 青海島や金子みすゞ記念館等の各観光拠点への交通アクセスの強化	2. 温泉等を活用した保養・宿泊機能の充実 4. 食をテーマとした生産・加工・サービス等のブランド化	5. 災害等の緊急時の協力体制づくり	5. 災害等の緊急時の協力体制づくり	3. 豊富な自然環境や歴史的資源の積極的保全と活用 4. 食をテーマとした生産・加工・サービス等のブランド化
総計を 5 ポイント以上　下回る項目（選択が少ない）				
長門北部	**長門南部**	**三隅**	**日置**	**油谷**
―	1. 青海島や金子みすゞ記念館等の各観光拠点への交通アクセスの強化	4. 食をテーマとした生産・加工・サービス等のブランド化	2. 温泉等を活用した保養・宿泊機能の充実	1. 青海島や金子みすゞ記念館等の各観光拠点への交通アクセスの強化

問 20　身近な公園や公民館などの公共施設の維持管理のあり方（1 つ選択）

- 公共施設の維持管理のあり方については、「市がすべて管理すべき」が 40.3%で最も多く、次いで「地域住民レベルで維持・管理」24.8、「まちづくり団体等が管理・運営」21.5%と続いており、現段階では市の責務と捉えている回答者が多くなっているものの、住民レベルとまちづくり団体をあわせると 46.3%が住民の参加等による維持管理を選択していることから、近年の市に依存しない傾向も読み取ることができる。
- 地域別には各地域とも平均に近い傾向を示す中で、長門南部のみまちづくり団体 32.2%、住民レベル 29.9%となっており、市が管理すべきの 24.1%をともに上回っていることが特徴となっている。

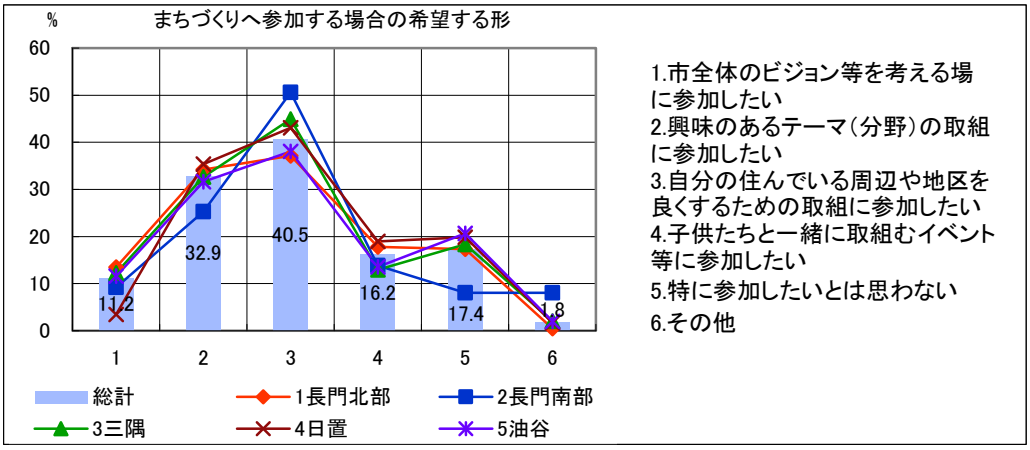


問 21　今後、まちづくりに参加する場合、希望する形（2 つまで選択）

・まちづくり参加に希望する形としては、「自分の住んでいる周辺や地区を良くするための取組に参加したい」が 40.5%で最も多く、次いで「興味のあるテーマの取組に参加したい」が 32.9%を示すのに対して「特に参加したいとは思わない」は 17.4%にとどまっており、市民のまちづくり参加に対する意識は前向きと考えることができる。

・また、「市全体のビジョン等を考える場に参加したい」は 11.2%でその他を除いて最も少ないことから、市民は気軽に参加していくことや身近なテーマへ参加する形をイメージしていることを読み取ることができる。

・地域別に平均との違いを見ると、前問と同様に長門南部において「自分の住んでいる周辺や地区を良くするための取組に参加したい」が平均を大きく上回るのに対して、「興味のあるテーマの取組に参加したい」や「特に参加したいとは思わない」が下回っており、身近なまちづくりへの参加意識が高いことをうかがうことができる。



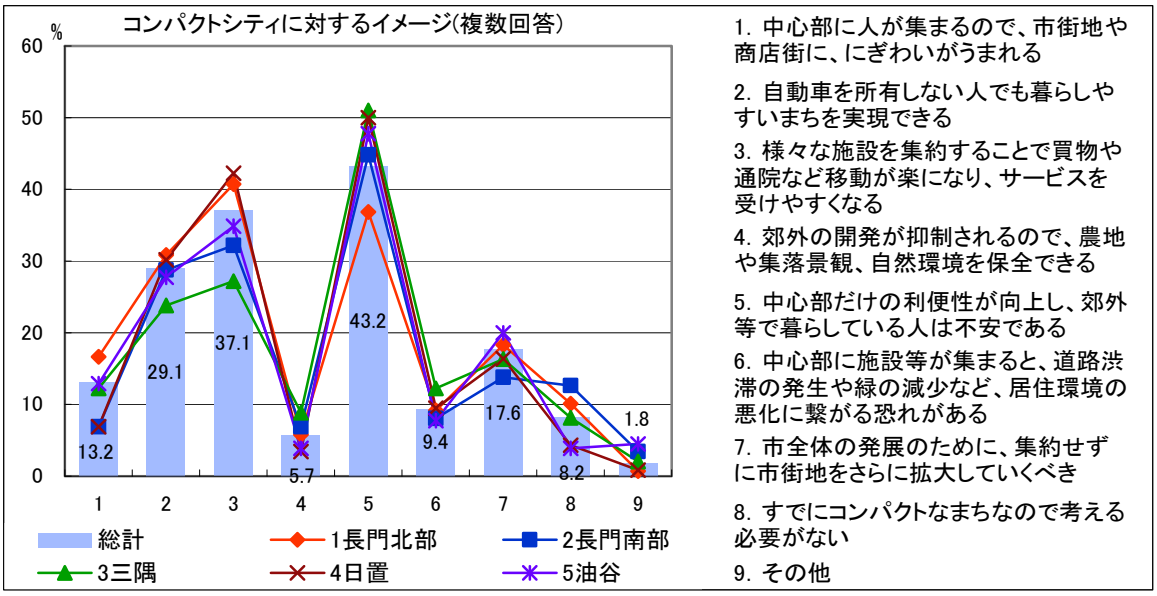
総計を 5 ポイント以上　上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
―	3. 自分の住んでいる周辺や地区を良くするための取組に参加したい	―	―	―

総計を 5 ポイント以上　下回る項目（選択が少ない）				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
―	2. 興味のあるテーマ（分野）の取組に参加したい 5. 特に参加したいとは思わない	―	1. 市全体のビジョン等を考える場に参加したい	―

【コンパクトシティについて】

問１　コンパクトシティに対するイメージ（2 つまで選択）

- コンパクトシティに対するイメージは、「中心部だけの利便性が向上し郊外等で暮らしている人は不安」が最も多く 43.2%、次いで「様々な施設を集約することで買物や通院など移動が楽になり、サービスを受けやすくなる」が 37.1%、以下「自動車を所有しない人でも暮らしやすいまちを実現できる」29.1%と続き、「集約せずに市街地をさらに拡大していくべき」にも 17.6%の選択がある。
- 地域別に見ると、三隅、日置で「中心部だけの利便性が向上し郊外等で暮らしている人は不安」が平均を上回り、反対に長門北部では同じ項目が平均を下回っている。また、長門南部、三隅、日置では、「賑わいが生まれる」、「暮らしやすい町が実現できる」、「サービスが受けやすくなる」などについて平均を下回っている。
- 以上の結果は、肯定的な意見と否定的な意見とに分散する傾向を読み取ることができるが、特に最も多い「中心部だけの利便性が向上し郊外等で暮らしている人は不安」という意見は長門市中心部だけに都市機能が集中してしまうという懸念が表れたものと見ることができる。このため、コンパクトシティに対する取り組みとしては、まず、基本概念の周知やそのメリットについて十分理解を浸透させていくことが必要と考えられる。

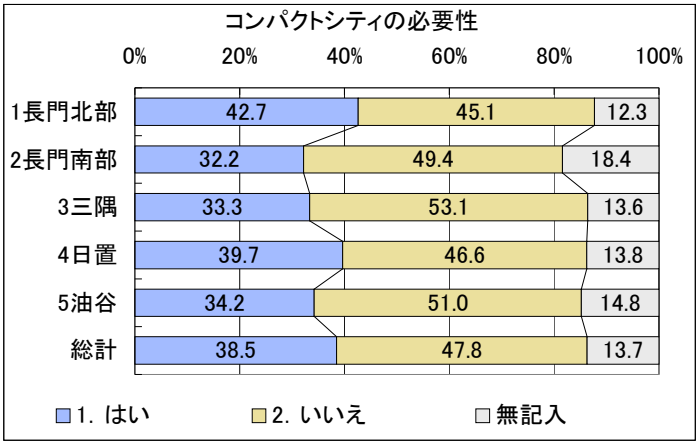


総計を 5 ポイント以上　上回る項目				
長門北部	長門南部	三隅	日置	油谷
―	―	5. 中心部だけの利便性が向上し、郊外等で暮らしている人は不安である	3. 様々な施設を集約することで買物や通院など移動が楽になり、サービスを受けやすくなる 5. 中心部だけの利便性が向上し、郊外等で暮らしている人は不安である	―
総計を 5 ポイント以上　下回る項目（選択が少ない）				
長門北部	**長門南部**	**三隅**	**日置**	**油谷**
5. 中心部だけの利便性が向上し、郊外等で暮らしている人は不安である	1. 中心部に人が集まるので、市街地や商店街に、にぎわいがうまれる	2. 自動車を所有しない人でも暮らしやすいまちを実現できる 3. 様々な施設を集約することで買物や通院など移動が楽になり、サービスを受けやすくなる	1. 中心部に人が集まるので、市街地や商店街に、にぎわいがうまれる	―

問 2　コンパクトシティの必要性を感じるかどうかについて

・コンパクトシティの必要性については、38.5%が必要性を感じ、47.8%が感じていないと回答しており、無記入も 13.7%あることから全体としては河畔の市民が必要性を感じていないのではないかと考えられる。

・地域別に見ると、長門北部では必要性を感じる回答が 42.7%で感じていない回答 45.1%に近い傾向となっているが、そのほかの地域では必要性を感じる回答がおおむね 3 分の 1 にとどまっており、感じない意見がほぼ半分となっている。



■ 用語解説 ■

か	
回遊性	あるエリア内での巡回移動が容易なこと。
行政計画	総合計画や都市計画マスタープランなど、行政が一定の公の目的のために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示するもの。
供給処理施設	都市施設のうち、上水道などの供給施設、及び下水道や廃棄物処理場などの処理施設の総称。
拠点間ネットワーク	拠点地区を道路網及び公共交通機関で接続し、拠点相互の連携を可能とする構造。
景観計画	平成１６年に施行された景観法に基づき、景観行政団体が法の手続きに従って定める良好な景観の形成に関する計画のことで、景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項を定める。
公共下水道	都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公衆用水域の水質保全を図るため、主として市街地の汚水や雨水を排除し、または処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、汚水を処理する終末処分場を有し、汚水を流す管の大部分が地中にある構造のものを言う。
高次都市機能	住民生活や企業の経済活動に対して、行政、教育・文化、情報、商業、交通、レジャーなどの様々な各種サービスを提供し、都市自体が持つレベルの高い機能で、都市圏を越えて広域的に影響力のある機能。
交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通動線が集中的に結節する箇所。
高度利用	土地を高容積で利用し、都市機能の集積を図ること。
高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の者の割合。
コンパクトシティ	都市機能の郊外への拡散防止と中心市街地の活性化を進め、効率的で持続可能な都市を目指す都市政策のこと。
さ	
自然公園	すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定される地域であり、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園がある。自然公園においては、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。
集約型都市構造（集約型都市づくり）	空間の高度利用と公共交通ネットワーク整備により、環境負荷とエネルギー消費が小さく、かつ都市機能の維持コストが小さいコンパクトな都市構造を保つ、自然、生活環境重視の中規模都市のこと。
将来人口フレーム	将来人口の推計を行い、目標とする年度までに目指す将来人口の設定を行うもの。
生活道路	主として地域住民の生活にのみ資する道路で、住宅等と地区幹線道路等の幹線道路を結ぶ道路。
生活利便性	商店、病院、学校、駅やバス停など、生活に必要な施設や機能の利用しやすさ。

総合計画	自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく市町村の最高位に位置する計画。
た	
大規模集客施設	店舗、飲食店、展示場、遊技場等の床面積の合計が 10,000 ㎡を超える施設。
地域地区	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの（都市計画法第８条第１項）。
地区計画	一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画として定める計画制度（都市計画法第 12 条の５）。
中心市街地	都市機能や商業機能が集積し、その市町村の中心的な役割を担う市街地。
特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成等を行うために、特定の建築物などの建築を制限する地域。（都市計画法第８条第１項）
特別用途地区	用途地域の指定の目的を基本としながら、これを補完するため、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定める地域地区。
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、本市では、市域全体が都市計画区域に指定されている。（都市計画法第５条第１項）
都市再生特別措置法	バブル経済崩壊に伴う土地不良債権を処理し、不動産証券化の導入等によって不動産市場の回復を図るため、主として開発事業者が計画・開発主体となって実施する、首都圏やその他大都市圏の都心機能の高度化を推進するための緊急即効的な法。平成 14 年４月に成立。
都市施設	道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。（都市計画法第 11 条第１項）
デマンド交通システム	予約に合わせて、自宅や外出先まで車が迎えに来てくれて、地域内の行きたいところまで運んでくれる地域密着型のサービスで、タクシーの便利さをバス並みの料金で実現する交通システム。
土地利用	ある地区の土地を様々な用途及び形態に使い分けること。都市計画ないし都市地理的な視点から用いる。
な	
農地転用	農地を宅地など他の用途に転換すること。農地法では、転用または転用を目的とした権利の設定・移転に対して規制を設けており、都道府県知事（4ha を超える場合は農林水産大臣）の許可が必要である。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定される、農業を推進することが必要と定められた地域。

は	
ハザードマップ	災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率や災害の範囲、規模等を図にしたもの。
パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするとき、広く公に（パブリック）、意見・情報・改善案（コメント）などを求める手続きをいう。通称、パブコメ。
バリアフリー	直訳すれば障害をなくすという意味で、都市計画の分野においては、主として建物内や道路、公共交通機関などの段差の解消、点字ブロックや手すりの設置、舗道内の無電柱化等が該当する。
ＢＲＴ【Bus Rapid Transit】（バス高速輸送システム）	走行空間、車両、運行管理等に様々な工夫を施すことにより、速達性、定時性、輸送力について、従来のバスよりも高度な性能を発揮し、他の交通機関との接続性を高めるなど利用者に高い利便性を提供する次世代のバスシステム。
や	
ユニバーサルデザイン	高齢者や障碍者だけでなく、すべての人にとって使いやすいデザインのもの。バリアフリーをさらに発展させた考え方によるもので、だれもが共有できるものを目指している。
用途地域	都市計画法の地域地区の一種で、市街地における適正な土地利用を図るため、その目標に応じて １２ 種類に分け、建築基準法と連動して、建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える制度。
用途白地地域	非線引き都市計画区域における、用途地域が定められていない土地の区域。
ら	
ライフライン	上下水道、電気、ガス及び電話など人々が日常生活を維持するために不可欠な供給システム。
立地適正化計画	立地適正化計画は、平成２６年８月１日の都市再生特別措置法の改正によって新しく施行された制度で、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市計画区域全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版です。